

平成20年 第35回定例会
あわらし議会会議録

平成20年12月2日 開会
平成20年12月18日 閉会

あわらし議会

平成20年 第35回あわら市議会臨時会 会議録目次

第 1 号(12月2日)

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条により出席した者	3
事務局職員出席者	3
議長開会宣告	4
市長招集挨拶	4
開議の宣告	5
諸般の報告	5
行政報告	5
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
議案第67号から議案第77号の一括上程 ・委員長報告・質疑・討論・採決	9
議案第91号から議案第99号の一括上程 ・提案理由説明・総括質疑・委員会付託	20
議案第100号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	28
議案第101号から議案第106号の一括上程 ・提案理由説明・総括質疑・採決・委員会付託	28
散会の宣言	30
署名議員	31

第 2 号(12月9日)

議事日程	32
出席議員	32
欠席議員	32
地方自治法第121条により出席した者	32
事務局職員出席者	32
開議の宣告	33
会議録署名議員の指名	33
一般質問	33
山口峰雄君	33
一般質問	42
関山博夫君	42
一般質問	45
宮崎修君	45
一般質問	53
穴田満雄君	53

一般質問	62
丸谷浩二君	62
一般質問	69
山川知一郎君	69
一般質問	79
笹原幸信君	79
一般質問	91
八木秀雄君	91
一般質問	97
北島登君	97
散会の宣言	109
署名議員	109

第 3 号 (12月18日)

議事日程	110
出席議員	112
欠席議員	112
地方自治法第 121 条により出席した者	112
事務局職員出席者	112
開議の宣告	113
会議録署名議員の指名	113
議案第 91 号から議案 106 号の委員長報告・質疑・討論・採決	113
議案第 107 号から議案第 108 号の提案理由の説明 ・質疑・討論・採決	131
議案第 109 号の提案理由の説明・質疑・討論・採決	133
議案第 110 号の提案理由の説明・質疑・討論・採決	134
発議第 6 号の提案理由の説明・質疑・討論・採決	135
閉議の宣言	136
議長閉会挨拶	136
市長閉会挨拶	136
閉会の宣告	137
署名議員	137

第35回あわら市議会定例会議事日程

第 1 日

平成20年12月2日(火)

午前9時30分開議

1. 開会の宣告

1. 市長招集あいさつ

1. 開議の宣告

1. 諸般の報告

1. 行政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第67号 平成19年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定
について

日程第 4 議案第68号 平成19年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出
決算の認定について

日程第 5 議案第69号 平成19年度あわら市老人保健特別会計歳入歳出決算
の認定について

日程第 6 議案第70号 平成19年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計歳入歳出
決算の認定について

日程第 7 議案第71号 平成19年度あわら市農業集落排水事業特別会計歳入
歳出決算の認定について

日程第 8 議案第72号 平成19年度あわら市モーターボート競走特別会計歳入
歳出決算の認定について

日程第 9 議案第73号 平成19年度あわら市公共下水道事業会計決算の認定
について

日程第10 議案第74号 平成19年度あわら市水道事業会計決算の認定について

日程第11 議案第75号 平成19年度あわら市工業用水道事業会計決算の認定
について

日程第12 議案第76号 平成19年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算
の認定について

日程第13 議案第77号 平成19年度あわら市工業用水道事業会計決算による
剰余金の処分について

日程第14 議案第91号 平成20年度あわら市一般会計補正予算(第5号)

日程第15 議案第92号 平成20年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算
(第3号)

- 日程第 1 6 議案第 9 3 号 平成 2 0 年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 1 7 議案第 9 4 号 平成 2 0 年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正
予算(第 2 号)
- 日程第 1 8 議案第 9 5 号 平成 2 0 年度あわら市産業団地整備事業特別会計補正
予算(第 1 号)
- 日程第 1 9 議案第 9 6 号 平成 2 0 年度あわら市モーターボート競走特別会計補正
予算(第 1 号)
- 日程第 2 0 議案第 9 7 号 平成 2 0 年度あわら市公共下水道事業会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 2 1 議案第 9 8 号 平成 2 0 年度あわら市水道事業会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 2 2 議案第 9 9 号 平成 2 0 年度あわら市工業用水道事業会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 2 3 議案第 100 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 4 議案第 101 号 あわら市まちづくり基本条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 102 号 あわら市自転車等の放置の防止に関する条例の制定
について
- 日程第 2 6 議案第 103 号 あわら市農業者労働災害共済条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 104 号 あわら市農業者労働災害共済基金条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 105 号 あわら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 106 号 あわら市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

(散 会)

出席議員（21名）

1番	八木秀雄	2番	笹原幸信
3番	大下重一	4番	山川知一郎
5番	山口峰雄	6番	北島登
7番	関山博夫	8番	向山信博
9番	坪田正武	10番	篠崎巖
11番	石田則一	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修豊	16番	穴田満雄
17番	山川孝保	18番	海老田州夫
19番	見澤	20番	東川継央
22番	杉田剛		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	神尾秋雄
財政部長	長谷川賢治	市民福祉部長	川島清一
経済産業部長	坪田清孝	土木部長	山口志代治
教育部長	出店学	会計管理者	山口博行
市民福祉部理事	長谷川忠典	市民福祉部理事	摩垣浄心
芦原温泉上水道財産区次長	土守善美		

事務局職員出席者

事務局長	圓道信雄	事務局長補佐	中林敬雄
書記	中辻雅浩		

議長開会宣告

議長（東川継央君） ただ今から、第35回あわら市議会定例会を開会いたします。
（午前9時32分）

市長招集挨拶

議長（東川継央君） 開会にあたり、市長より招集のご挨拶がございます。
（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 第35回あわら市議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

師走を迎え、何かとあわただしくなりましたが、議員の皆様には、ご健勝にてお過ごしのこと、心よりお慶び申し上げます。

さて、先月17日に開催されました議会臨時会において、芦原、金津両中学校の整備に係る基本計画策定委託料を計上した補正予算を議決いただきました。本件につきましては、合併時からの最重要の、また喫緊の課題でありましたが、二校改修という形で漸く本格的な工事に向けて踏み出すことができました。あらためて厚くお礼を申し上げます。

なお、基本計画策定業務委託の入札につきましては、去る11月27日に執行し、株式会社木下賀之建築設計事務所が1,291万5千円で落札いたしておりますので、早急に契約を締結する予定であります。

また、平成21年度「安全・安心な学校づくり交付金」の申請に向けて鋭意努力しているところであり、今後、改修の内容等につきましては議員の皆様にもご相談申し上げて、一日も早く子どもたちの安全な教育環境の整備に努めて参りたいと考えておりますので、何卒ご理解とご支援をお願い申し上げます。

ところで、今年は例年になく早く雪が降り、11月中の積雪としては、福井市では19年ぶり、敦賀市では実に32年ぶりとなるなど季節はすっかり冬となっております。

本市におきましては、除雪対策について万全を期すべく準備を進めており、昨日12月1日から来年3月31日までの間、あわら市道路除雪対策本部を建設課に設置したところであります。

新潟地方気象台が先に発表した12月から2月にかけての3ヶ月予報によりますと、降雪量は平年並みとのことでありますが、12月には一時寒さの厳しい時期があるとの予測であり、道路除雪につきましては市と業者委託除雪機械により国・県道とアクセスする主要道路を優先に実施し、生活道路及び公共施設等の除排雪に最善を尽くして参ります。

また、既に県や他市では実施しておりますが、市が保有いたします6台の除雪機械の内3台を民間業者へ貸与して行う「業者貸与除雪」を本年度から実施し、除雪作業を効率的かつ的確に行って参りたいと考えておりますので、よろしくお願いい

たします。

ご案内のとおり、本定例会におきましては、16議案の審議をお願いするものがあります。その内訳につきましては、補正予算に関するもの9議案、公の施設の指定管理者の指定に関するもの1議案、条例の制定及び一部改正に関するもの6議案となっております。

各議案の内容、提案の主旨につきましては、後ほどご説明を申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶といたします。

開議の宣告

議長（東川継央君） 本日の出席議員数は、21名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（東川継央君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

諸般の報告

議長（東川継央君） 諸般の報告を事務局長より行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 事務局長。

局長（圓道信雄君） 諸般の報告をいたします。

平成20年9月2日招集の第33回定例会において、議決されました議案につきましては、9月22日付けで、11月17日招集の第34回臨時会において、議決されました議案につきましては、11月18日付けで、それぞれ市長宛に会議結果の報告を行っております。

次に、本定例会の付議事件は、市長提出議案16件であります。

本定例会の説明出席者は、市長以下12名であります。

尚、竹内芦原温泉上水道財産区管理者及び田中土木部理事より、欠席の届が出ております。

財産区管理者の代理として、土守次長が出席をしております。

以上でございます。

行政報告

議長（東川継央君） 市長の行政報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 各部の所管事項について、行政報告を申し上げます。

まず、総務部関係でございますが、総務課所管では、去る9月23日から26日にかけて、私を団長とする第5次あわら市友好訪中団29名が中国紹興市を訪問いたしました。

ご承知のとおり、今回の訪中団は、紹興市との友好都市締結25周年を記念して訪問したもので、藤野巖九郎胸像除幕式に出席したほか、中国語版「魯迅と藤野先生」の贈呈や金津高校と魯迅高級中学との友好校締結を行うなど、今後の紹興市と

の更なる友好交流推進を誓い合って参りました。

次に、市表彰関係であります。11月2日、あわら市中央公民館におきまして、平成20年度あわら市表彰を教育委員会表彰とともに実施いたしました。今年度は、市政に多大な功績のあった方々として、功労表彰10名、一般表彰1名を表彰させていただきました。なお、教育委員会表彰としては、功労賞2名、奨励賞3名の方々を表彰いたしております。

政策課所管では、去る10月12日に、財団法人本願寺維持財団との共催により、シンポジウム「日本文化興隆に向かって」を開催いたしました。

当日は、講師として、作家で元文化庁長官の三浦朱門氏と、そのご夫人で同じく作家の曾野綾子氏をお招きし、中世日本の文化の発信拠点であった吉崎を会場に、日本人観や日本人としてのあり方などについてご講演をいただきました。

議員各位をはじめ、お越しいただいた約400人の聴講者の皆さんには、吉崎浦や鹿島の森に深まり行く秋を感じていただきながら、講演やパネルディスカッションをお楽しみいただけたことと存じます。

続いて同じく政策課関連として、この12月1日から、市のホームページをリニューアルいたしました。

議員各位には、既に御覧いただいた方もおられると存じますが、トップページには、行政情報を提供するページと、観光情報を提供するページを選択できる、ゲートページ方式を採用しております。

さらに、デザインやシステムも一新することにより、検索機能の向上を図るとともに、ビジュアル的な要素も加味し、見ていて楽しいホームページに仕上がったと自負しております。

また、今回のリニューアルに合わせて、企業などからのバナー広告も掲載し、運営費の一部に充当していきたいと考えております。

なお、先般、全職員を対象に、市政情報の提供に関する研修を行っております。

これは、ホームページや広報紙、ケーブルテレビ、さらには報道機関などに対する情報掲載の手続を明確にして、その徹底を図ることにより、あわら市の最新の情報を、市民の皆さんにいち早くお知らせし、情報の共有化を実現することを目的に行ったものであります。

こうした取組をとおして、今後も、情報の質、量ともに一層の充実を図り、開かれた市政の実現に努めて参りたいと考えております。

次に、財政部関係でございますが、収納推進課所管では、市税の収納や滞納整理など主な所管事務の執行状況についてご報告申し上げます。

市税の現年度分や滞納歴の浅い滞納者への働きかけは、新たな滞納発生をなくし、累積滞納化の抑止につながることから、徴収嘱託員を昨年度の1人から2人増員し、3人体制で臨戸徴収を行っております。嘱託員は担当区域内的の滞納者宅をくまなく訪問し、未納税金の徴収や納付約束を取り付けるなど着実に成果をあげております。

次に、福井県・あわら市共同徴収チームについて申し上げます。10月1日から市役所内に、福井県職員2人、収納推進課職員2人からなる市税の共同徴収チームを設置し、市民税を中心とした滞納整理を進めております。

このチームに参加することにより、職員の滞納整理事務に関するスキルアップを図るとともに、市民に周知することで、滞納の抑止につながるものと期待しております。また、来年度に設置予定の、仮称ではございますが「福井県地方税滞納整理

機構」のモデルケースとして、長期滞納者の削減と徴収率アップに取り組んで参りたいと考えております。

次に、インターネット公売について申し上げます。これは、滞納者から差し押さえた財産を、インターネット上で売却し換価する手続きで、落札された物件の買受代金は、滞納者の未納税金に充てることになっております。あわら市として10月に実施したインターネット公売では、見積価額のおよそ2倍の価格で落札されております。未納税金の有効な徴収手段の一つとして活用して参りたいと考えております。

今後とも、滞納整理を進め、税負担の公平性の確保に努めて参りたいと考えております。

次に、市民福祉部関係でございますが、健康長寿課所管では、10月21日と22日、トリムパークかなづで健康長寿祭を開催いたしました。

当日は、75歳以上の1,268人の皆様をお迎えし、保育園児の遊戯やプロ歌手のアトラクションなどをお楽しみいただきました。

また、交通安全寸劇アカデミー賞の上位2グループが出演し、高齢者に交通安全の大切さを訴えるなど、非常に有意義な催しになったものと考えております。

次に、経済産業部関係でございますが、観光商工課所管では、10月25日に商工会主催による第3回あわら市商工フェスタが開催されました。当日は、好天に恵まれ、商工体験コーナーや企業紹介、商品即売などが催され、大変盛況なイベントとなりました。

次に、あわら市産業団地整備事業の進捗状況についてご報告いたします。

産業団地造成工事は、進捗率90%を超え、年内には完成する見込みとなっております。また、10月20日に市道瓜生石塚線道路改良工事の入札を執行し、角谷木材建設株式会社が7,770万円で落札いたしております。工事内容といたしましては、産業団地のアクセス道路となる市道の拡幅、歩道設置及び上水道、下水道の整備を行うもので、来年3月10日の完成を予定しております。

なお、産業団地分譲地の販売につきましては、現在、購入を希望している新道繊維工業株式会社と仮契約に向けて協議を進めているところであり、準備が整い次第仮契約を締結し、今定例会において本契約の承認を得たいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

最後に教育委員会関係でございますが、文化学習課所管では、9月13日に北潟湖畔サイクリングパーク特設会場で第8回あわら北潟湖畔観月の夕べを開催いたしました。当日は、好天にも恵まれ、満月を愛で、一服のお茶をいただきながら、音楽や芸能発表のほか花火等を堪能していただけたものと思っております。なお当日は、県内外より22,000人の観賞客がございました。

また、11月2日と3日、中央公民館を中心に第5回あわら市民文化祭を開催いたしました。今回は、金津創作の森入居作家の作品展を開催したほか、3日には生涯学習推進大会を同時開催し、タレントのダニエル・カール氏の講演会を行うなど、

2日間で2,000人の入場者を集め、大変盛況でありました。

文化学習課所管の金津創作の森では、9月6日から10月5日まで、「素材アート・時代をつくる若き俊英たち」というテーマで、北陸を拠点に活動されている若手工芸家15人と2組の作品展を開催いたしました。

優れた伝統工芸や素材の追求から生まれた出展作品から、若手工芸家の意欲が感じられる展覧会となりました。

また、7月20日を皮切りに、全5回シリーズで「森のワークショップ」事業を開催しており、現在3回目までが終了しております。

文化庁の補助を受け、文化芸術による創造のまち支援事業として、小学生を対象に、地域の自然や歴史に触れ、創作を通じて自由な発想力と行動力を育むことを目的としております。

創作の森にゆかりのある専門家やアーティストを講師に招いて、森を生かしたワークショップを開催いたしております。

10月11日と12日には、恒例の第11回クラフトマーケットを開催いたしました。

両日は、150件の応募者から審査を経て選ばれた工芸品の作り手80店と、食のマーケット12店が出店し、前年を上回る8,397人の来館者がありました。

同時開催といたしまして、ガラス工房及び創作工房では、陶芸体験やガラス体験を実施、アトリエゾーンでは、入居作家のアトリエを公開するなど、市民の皆様との交流が深まったものと思っております。

続いて、10月25日から12月14日までの会期で、「テレビの人形美術・友永詔三展」を開催いたしております。約25年前に放送されたNHK連続テレビ人形劇「プリンプリン物語」の人形美術を担当した作家により、人形や木彫作品等を展示し、その独創的で華麗な作品には目を見張るものがございます。あわら市発の、ユニークな展覧会となっておりますので、機会がございましたら是非ご覧いただきたいと思います。

以上で行政報告を終わります。

会議録署名議員の指定

議長（東川継央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、17番、山川 豊君、18番、海老田州夫君の両名を指名します。

会期の決定

議長（東川継央君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの17日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日より12月18日までの17日間と決定しました。

なお、会期中の日程は、お手元に配布しました会期日程表のとおりであります。

議案第67号から議案第77号の一括上程

・委員長報告・質疑・討論・採決

議長（東川継央君） 日程第3、議案第67号、平成19年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、議案第68号、平成19年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第69号、平成19年度あわら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第70号、平成19年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第71号、平成19年度あわら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第72号、平成19年度あわら市モーターボート競走特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第73号、平成19年度あわら市公共下水道事業会計決算の認定について、日程第10、議案第74号、平成19年度あわら市水道事業会計決算の認定について、日程第11、議案第75号、平成19年度あわら市工業用水道事業会計決算の認定について、日程第12、議案第76号、平成19年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について、日程第13、議案第77号、平成19年度あわら市工業用水道事業会計決算による剰余金の処分について

以上の議案11件を一括議題とします。

議長（東川継央君） これらの議案につきましては、決算審査特別委員会に付託し、審査願っておりますので、委員長よりその審査結果の報告を求めます。

議長（東川継央君） 決算審査特別委員長、山口峰雄君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 5番、山口峰雄君

5番（山口峰雄君） 議長のご指名がありましたので、決算審査特別委員会のご報告をいたします。

去る、9月開催の第33回あわら市議会定例会において、当委員会に付託されました議案第67号「平成19年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について」をはじめとする、議案第67号から議案第77号までの11議案について、去る、10月2日から11月18日までの7日間にわたり審査いたしましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

決算は、重要な経営成績の表れであり、予算が如何に執行されているかを監視し、「その行政効果が本来の目的に適合しているか」、「住民負担とその使途が適正かつ効率的に行われているか」等に重点をおき、主要事業の成果の確認と併せその処理及び対応について、審査をしてまいりました。

特に、それぞれの会計における歳入歳出の内容及びその執行状況を踏まえ、これらが本市の今後の市政運営と長期的な財政計画にどのように結びつくかを主眼として審査したところであります。

決算書における計数的な内容につきましては、先の議会において、監査委員から専門的な立場での意見書が提出されておりますので、総括的な事項について申し上げます。

先ず、一般会計について申し上げますと、歳入決算の総額は、118億289万4千円、歳出決算の総額は、114億7,115万1千円となり形式収支は3億3,174万3千円となっております。

以下、歳入歳出決算の主な内容について申し上げます。先ず、目的別歳入決算のうち、市税は、税源移譲及び税制改正の影響により、対前年比10.0パーセント増の47億9,891万1千円、地方譲与税は、所得譲与税の廃止に伴い対前年比62.1パーセント減となる1億5,589万7千円、地方交付税は、下水道資本平準化債の減及び市民法人税の増などに伴い、対前年比14.9パーセント減となる25億8,959万円、国庫支出金は、地方道路整備臨時交付金などの減により、対前年度比3.1パーセントの減、県支出金は、農地集積実践事業補助金の増などにより、対前年比31.3パーセント増となる8億1,990万4千円、諸収入は、ICカード標準システム実証事業助成金の増などにより、対前年比39.8パーセント増となる5億911万4千円、市債は、県振興資金借入の減などにより、対前年比27.2パーセント減となる8億2,660万円となっております。

特に、自主財源の基幹である市税の収入未済額は、8億7,895万8千円となっており、平成20年度において、収納推進課の設置や県納税推進機構との連携などにより、徴収に重点を置いているところが見受けられるが、今後ともその累積滞納額の増加が懸念されることから、負担の公平の確保の観点からも、コンビニ収納や強制執行等も考慮し、さらには、各種使用料・手数料等も含め、収納の更なる強化を関係者一丸となった取り組みを望むものであります。

又、収納推進課において、各種未収金等に対する一元管理・監督することについて検討されたしとの意見も出されております。

次に、歳出決算について申し上げます。目的別決算のうち、議会費であります、対前年度比0.5パーセント減の1億7,519万8千円であります。

審査の過程で、早期の議事録作成が必要であるため、議事録調整業務の委託や他市では既に導入されている議事録検索システムの早期導入や監査委員事務局を独立させるべきとの強い意見が出されております。

次に、総務費は、庁舎統合事業などの減により、対前年度比は12パーセント減の12億977万3千円であります。主な経費としては、ICカード標準システム実証実験事業に1億円を執行したほか、財産管理、情報推進、国際交流、徴税費などが主なものであります。

審査の過程で、ケーブルテレビの加入率向上促進や行政チャンネルの充実、市有地における個人住宅への貸付地の積極的な売却、入札や随意契約の適正な執行、工事検査等の強化、また、土・日曜日の運行休止などコミュニティバスの効率的な運行や利用者増加対策の十分なる検討、ICカードシステムの自動交付機の増設や利用増進対策、防犯灯の集落間の設置や設置補助にかかる補助限度額の設定、さらには、職員管理においては、臨時職員の長期雇用と正職員の配置関係など適正な人事管理に十分な配慮、さらには消費相談窓口の充実を図られたいとの意見が出されております。

次に、民生費は、31億6,270万2千円で、前年対比3.1パーセントの増となっており、生活保護費、児童手当、医療費助成、保育所・幼稚園関連の運営費などが主な事業であります。

審査の過程で、特に、社会福祉関係において、健康長寿祭の実施方法や生活保護、障害者や母子家庭に対する自立支援対策、児童福祉関係においては、放課後児童クラブにおける児童数に対する指導員配置の明確な基準の制定、虐待相談における適切な対応、幼保一元化における幼稚園と保育所・幼稚園のあり方と今後の方向性、送迎バスの保護者負担などに論議が集中したところであります。

次に、衛生費は、対前年度比1.8パーセントの減となる10億1,144万2千円で、保健衛生事業や福井坂井地区広域市町村圏事務組合などの一部事務組合負担金などが主なものであります。

審査の過程で、住民健診の受診率向上対策のほか、ごみ減量化推進員の活動強化、金属性粗大ごみの収集の希望制あるいは隔年実施など、ごみの減量化対策や流入河川の公害調査の充実、北潟湖の水質汚濁防止対策の強化などの意見が出されております。

労働費は、市民生活安定資金及び県労働者信用基金協会預託金など8,748万9千円であります。

次に、農林水産業費につきましては、6億4,077万5千円で、国営総合農地開発事業償還補助金などの減により、対前年比19.9パーセントの大幅な減となっております。主な経費としては、農地集積実践事業など農業振興に係る各種補助事業のほか、土地改良事業償還補助、基幹林道劔ヶ岳線整備負担金などであります。

審査の過程で、丘陵地関係の畑作再生した農地利用の適正管理や目的外使用の徹底した監視や復旧の指導強化、営農対策や担い手育成・確保対策のほか、北潟湖周辺の塩害や水質浄化対策、有害鳥獣対策の積極的な対応や農地・水・環境保全向上支援事業補助金の有効活用などの意見が出されております。

次に、商工費は、対前年度比3.7パーセント増の3億5,866万6千円で、主な経費としては、市商工会活動事業など各種補助事業のほか、セントピアあわら他観光施設の運営に要する経費が主なものとなっております。

審査の過程で、近年の観光入り込み客数の減少に鑑み、行政、商工会、観光協会や旅館組合との関係において、それぞれの責任分野あるいは役割分担の明確化を図りながら、観光宣伝等各種事業のあり方を十分考慮し、これらへの総合的な取り組みの積極的な対応を望むとの意見のほか、公園等各施設の管理委託料の見直しや観光会館の利用促進対策、セントピアあわらの開館時間の見直しなどについて、最も効果が出るように再検討すべきとの意見が出されております。

土木費では、都市計画道路金津・三国線の事業費減少により、対前年度比7.8パーセント減の17億2,279万3千円となっております。主な経費としては、市道滝・高塚線など道路新設改良事業や芦原温泉駅周辺整備事業に要する経費のほか宮谷川河川改修事業などが主なものとなっております。

審査の過程で、地区要望の殆どを占める道路などインフラ整備に係る予算確保、雪に強いまちづくり支援事業補助制度の積極的活用や民間委託の推進など除雪対策の万全な体制確保、都市公園の管理の適正化、急傾斜地崩壊区域の調査、橋梁の耐震診断後の補強対策、政策空家となる住宅の積極的な移転の推進と借地の返還、さらには、

市営住宅使用料の収納対策には、特段の配慮が必要との意見が出されております。

消防費は、嶺北消防組合負担金など5億2,849万6千円であります。

審査の過程で、備蓄物資の適正な配置について、調査・研究すべきとの意見が出されております。

次に、教育費は、小学校耐震診断業務委託などの減により、対前年度比6.6パーセント減の11億6,154万4千円であります。主な経費としては、小学校10校、中学校2校、幼稚園5園に係る運営管理及び教育振興の経費のほか、社会教育・保健体育に係る経費が主なものであります。

審査の過程で、いじめや不登校児童の対策など教育体制の充実、講師や児童放課後クラブ指導員の賃金の見直し、生徒の送迎場所と利用している観光会館前広場の照明対策などについて十分に検討されたいとの意見が出されております。

また、公民館等公共施設の耐震診断や公民館の所管区域の見直し、吉崎御山の枯れ松対策として樹種転換した植樹の促進、埋蔵文化財行政の在り方、市民体育祭の実施方法やスポーツ少年団における適正な活動の指導など十分検討すべきとの意見や金津創作の森財団に関しては、貸付金回収の更なる努力や独立採算の原則に立った管理運営となるように、その運営に一層の努力をされたしとの意見が出されております。

次に、災害復旧費は、大きな被害がなく、対前年度比98パーセントの大幅な減で53万3千円であります。

公債費は、元金償還の増により、対前年度比6.1パーセント増となる13億9,571万8千円であります。

実質公債費比率15.8パーセントは対前年度比1.0ポイント低下し、将来負担比率は、167パーセントで、いずれも国の基準内ではあるものの、今後、まちづくりに要する各種施策の推進などにその増加が想定されることから、地方債計画の策定や適債事業の厳選など効率的な財政運営を望むものであります。

また、諸支出金は1,602万2千円と前年度に比べ大幅に増加しておりますが、これは、各種基金の利子分積み立ての増によるものであります。

次に各特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計決算につきましては、歳入決算額30億9,805万5千円、歳出決算額30億6,533万2千円で、形式収支は3,272万3千円となっております。歳入では、国民健康保険税8億7,489万6千円、国庫支出金7億1,833万8千円、療養給付費交付金8億1,375万1千円が主なものであります。国民健康保険税の収入未済額は2億5,779万6千円となっており、その収納率は76.9パーセントであります。現下の厳しい状況の中であるが、これら滞納の要因を十分精査するなど収納対策の強化、さらには、1人当たりの保険税額が9市のうち、トップの高額となっているため、検討すべきではないかとの意見が出されております。

一方、歳出の主なものは、保険給付費20億6,980万9千円、老人保健拠出金4億7,731万1千円、共同事業拠出金2億7,585万2千円、介護納付金1億5,182万6千円となっております。特に、保険給付費の療養給付費では、前年度比1

1.5パーセントの増となっており、中でも退職者医療費の増加が目立つことから、今後とも健康づくり事業やドック健診の拡充など医療費抑制に向けた取り組みを望むものであります。

次に、老人保健特別会計決算につきましては、歳入決算額は、支払基金交付金18億8,972万6千円、国・県支出金14億5,238万4千円など36億3,633万8千円となっており、歳出決算額は、36億6,675万3千円で、医療諸費は36億2,771万3千円と国庫負担金が医療費の確定を待って翌年度精算となるため、平成20年度会計から、翌年度繰上充当金として3,041万5千円となっております。医療諸費は、対前年度比5パーセントの増となっており、さらには、一人あたり年間医療費は10.4パーセントの大幅な増の951,330円となっております。医療費の増加は恒常的な傾向にあるため、適正受診の推進などきめ細かい保健指導に不断の努力を望むものであります。

次に、金津雲雀ヶ丘寮特別会計決算につきましては、歳入決算額11億8,909万2千円で、対前年度比83.8パーセントの増、歳出決算額は、11億580万円で、対前年度比86.3パーセントの増、形式収支は8,329万2千円であります。基金現在高は1億5,637万円となっております。今年度は、全室個室対応のユニットケアの40床の増床、ショートステイの12床の増床、厨房とホールの新築や耐震補強改修工事に伴い、大幅な増加となっております。今後の運営については、あわら市社会福祉協議会が指定管理者として、先の9月議会定例会において決定したところでありますが、施設の管理運営業務が適切に行われるよう、安全管理、危機管理や職員管理などの業務内容や履行方法等については、十分なる精査を望むものであります。

次に、農業集落排水事業特別会計決算につきましては、歳入決算額7,763万8千円、歳出決算額7,709万5千円で、形式収支は54万3千円であります。

次に、モーターボート競走特別会計決算につきましては、歳入決算額20億9,439万2千円、歳出決算額20億9,345万8千円で、形式収支は93万4千円となっております。売上金額並びに入場人員の減少は、全国的な傾向であり、特に、あわら市営分は一日当たりの売上金額は8,224万1千円、対前年度比13.4パーセント、入場人員で2,292人、対前年度費11.6パーセントと、いずれも前年度を大幅に下回っております。

審査の過程で、開催曜日によって売上げが大きく左右されるが、減少傾向は今後とも続くことが予想されます。今後とも、経費節減や従業員の削減など経営健全化対策を強力に推進するとともに、長期的視点における競艇事業のあり方について十分なる検討を望むものであります。

次に、企業会計について申し上げます。

まず、公共下水道特別会計決算につきましては、平成19年度から地方公営企業法の財務規定を適用されております。

経営状況では、収益的収支決算において、総収益11億6,709万8千円、総費用は11億6,687万2千円となり、差し引き22万6千円の純利益となっている

が、一般会計からの補助5億7,784万4千円の繰り入れる一方、施設拡充整備等による取得有形固定資産減価償却費及び企業債利子や流域下水道負担金など固定的費用が総費用の大部分を占めていることから、今後更に厳しい経営が懸念されます。

尚、収益のうち、特に、下水道使用料が1億5,814万あまり、収入未済となっております。受益者負担の原則、公平・公正性の確保の観点から、徹底した収納対策に万全の対応を執られるよう強い意見が出されております。

また、本年度は、国庫補助事業5億4,000万円、市単独事業1億3,200万円で事業を実施し、整備面積1,352ヘクタールに対し、年度末の整備面積は939ヘクタール、整備率は69.5パーセントとなっており、一方、供用区域内の世帯数8,532世帯に対し下水接続世帯は7,363世帯となり接続率は86.3パーセントであります。投資効果の観点から、未接続世帯への接続の推進、不明水対策、さらには、未整備区域の整備促進など強力に取り組むべきとの意見が出されております。

次に、水道事業会計決算につきましては、当年度の有収水量は、前年度比2.5パーセント減となる375万1,660立方メートルで、有収率は前年度を2.5ポイント上回る88.5パーセントであります。経営状況では、収益的収支決算において、総収益8億6,074万5千円、総費用は8億6,298万3千円となり、差し引き223万8千円の損失となっております。さらには、一般会計から高料金対策補助2億800万円の繰り入れる一方、有形固定資産減価償却費、企業債利子及び県受水費など固定的費用が総費用の大部分を占めていることから、経営は極めて厳しい状況となっております。

特に、漏水対策などによる有収水率の向上や各種経費の節減を図りながら、供給単価と給水原価の格差是正に努力するなど、安易に一般会計からの繰り入れに依存することなく、事業運営に一層の努力を望むものであります。

次に、工業用水道事業会計決算につきましては、年間給水量において、前年度比5.4パーセント減となる40万8,597立方メートルで、総収益1,025万6千円に対し、総費用は905万6千円となり、当年度は120万円の純利益となっております。

次に、芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算につきましては、年間給水量において前年度比6.9パーセント減となる、151万3,414立方メートルで、有収率は96.6パーセントであります。収益的収支決算において、給水量等の減により総収益1億5,062万2千円で、5.6パーセントの減、総費用は1億6,446万5千円で1.2パーセントの減となり、差し引き1,384万3千円の純損失となっております。審査の過程で、財産区の歴史的背景など特殊性は理解するものの、市水道事業との均衡、下水道使用料の関係など大きな課題を抱えていることを認識され、これが対応に、関係者の一層の努力を望むものであります。

次に、工業用水道事業会計決算による剰余金の処分につきましては、当年度未処分利益剰余金1,973万3,821円のうち、1,000万円を利益積立金として処分し、残額973万3,821円を翌年度繰越利益剰余金とするものであります。

以上、特別会計・企業会計を述べましたが、特に、徹底した経営の合理化への取

り組みや独立採算の堅持や健全経営の確保に最大限の努力を望むものであります。

以上、審査の経過と結果の概要について申し上げましたが、各所管の審査においては、財政的見地はもちろん事務事業の執行方策等について、多くの指摘・要望等を行っております。

又、国においては、「活力ある地方」を創出するためには、地方分権を推進し、地方が自ら考え、実行できる体制を整備することが重要である。さらには、地方分権改革を推進することが将来の道州制の道筋をつけることになるとし、地方分権改革の推進を強力に取り組むため、地方自治体に対しては、必要な協力を求めるものとしております。特に、地方自治体に対する国の法令による義務付け・枠付けの見直しや国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含めた検討を行うとしており、今後、益々地方自治体の責任は重大となるので、更なる事務事業の簡素で効率的な執行や健全な財政運営を望むものであります。

特に、今後は、市民のニーズを的確に把握し、優先順位付けによる事業の取捨選択、更には、創意と工夫により一層の効率化と徹底した節減・合理化に、理事者・職員一丸となった取り組みを望むものであります。

なお、審査の結果につきましては、議案第67号 平成19年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

また、議案第68号 平成19年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてをはじめ、議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号及び議案第76号の9件については、いずれも全会一致で認定すべきものと決し、議案第77号については、全会一致で原案可決すべきものと決した次第であります。

最後になりますが、今回の決算審査につきまして、一言申し上げたいと思います。

ご承知のとおり、決算の認定は、地方自治法に規定する議会の権限のうち、極めて重要な議決事項の一つとして定められております。しかし、認定の議決をする最終日に3人の委員が欠席し、その内2名が無断欠席でありました。このようなことは大変遺憾で残念なことであると思っております。市民に対しても申し訳ないことだと思っております。

以上、決算審査特別委員会の審査結果を申し上げ、報告といたします。

議長（東川継央君） これより、決算審査特別委員長の報告に対する総括質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） これから、日程第3から日程第13までの討論、採決に入ります。

議長（東川継央君） 議案第67号、平成19年度あわら市一般会計歳入歳出決算の

認定について討論ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君

4番(山川知一郎君) 只今の平成19年度一般会計の決算の認定について、反対の討論をさせていただきたいと思います。3点ございますが、第一は、金額は僅かでございますが、この決算の中には、自衛隊の募集業務委託料が含まれております。

私は、毎回申し上げておりますが、現在の自衛隊は、憲法9条から見れば、当然違憲の存在であるというふうに考えておりますし、仮に自衛隊の存在を認めるというふうにしても従来、政府が言っております、日本の国を守る、専守防衛に徹するということから見ても現在の自衛隊の実態は、これを大きく踏み外して、アメリカと一緒に外国にまでどんどん進出をしていると、もう専守防衛の枠を超えている、というふうに言わなければならない、というふうに思っております。

また、守屋事務次官の贈収賄事件にみられるように今日、国の財政も大変厳しい中で軍事費、防衛産業がどんどん膨れあがってですね、無駄な税金が投入されているということも明らかではないか、こういう自衛隊の募集業務に地方自治体が係わることは本当に平和を守るという観点から、また財政の無駄使いを無くすという点からも認められないということでございます。

第二は、新幹線関連の誘致費用が計上されておりますが、私どもは、前々から申し上げておりますように新幹線そのものについては、絶対反対ということではございませんが、現在の状況を見ますと敦賀までの着工もはっきりしない、まして関西までこの新幹線がつながる見込みはほとんどない、というのが現状ではないかというふうに思います。新幹線は、特に福井県にとりましては、関西までつながって初めて利便性というか、そういう点では効果があるというふうに思いますが、仮に敦賀まで通ったにしても敦賀で止まったのでは、返って利便性は損なわれる恐れが非常に大きいというふうに思っております。特にあわら市にとりましては、新幹線よりも、今の在来線を関西との間で、もっとスピードアップするとか、そういう利便性向上を図ることこそ重要ではないかと、このまま新幹線が通りますと今の在来線は、第三セクターということになりまして、地方自治体の財政支出も今より、ますます大きくなるということも予想されます。そういう点では、私どもは先ごろ、金沢以西については、現状では新幹線は凍結すべきであるということを提案をいたしました。そういう観点から新幹線は、当面この関西までの開通が予想できない中では、新幹線誘致は止めるべきであるというふうに考えております。

それから、第三点は、市道金津三国線の最終年度の分が19年度で支出されておりますが、これは、現在の市の財政状況から見れば、最初から無駄な道路ではないかということをお願い申し上げて参りましたが、結局、中途半端なままでですね、あの道路が更に三国まで付けられるという見通しもないと、あれは全く無駄な投資ではなかったか、というふうに思っております。

以上、三点で決算の認定には反対するものでございます。どうか議員各位のご理解をお願い申し上げまして討論といたします。

議長（東川継央君） 他に討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） これで討論を終わります。

議長（東川継央君） 議案第67号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。
委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立多数です。
したがって、議案第67号、平成19年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定
については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議長（東川継央君） 議案第68号、平成19年度あわら市国民健康保険特別会計歳
入歳出決算の認定について討論ありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。
議長（東川継央君） 議案第68号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。
委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。
したがって、議案第68号、平成19年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳
出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議長（東川継央君） 議案第69号、平成19年度あわら市老人保健特別会計歳入歳
出決算の認定について討論ありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。
議長（東川継央君） 議案第69号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。
委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。
したがって、議案第69号、平成19年度あわら市老人保健特別会計歳入歳出決
算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議長（東川継央君） 議案第70号、平成19年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計歳
入歳出決算の認定について討論ありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。
議長（東川継央君） 議案第70号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。
委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第70号、平成19年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議長（東川継央君） 議案第71号、平成19年度あわら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） 議案第71号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第71号、平成19年度あわら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議長（東川継央君） 議案第72号、平成19年度あわら市モーターボート競走特別会計歳入歳出決算の認定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） 議案第72号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第72号、平成19年度あわら市モーターボート競走特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議長（東川継央君） 議案第73号、平成19年度あわら市公共下水道事業会計決算の認定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） 議案第73号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第73号、平成19年度あわら市公共下水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議長（東川継央君） 議案第74号、平成19年度あわら市水道事業会計決算の認定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） 議案第74号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。
委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第74号、平成19年度あわら市水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議長(東川継央君) 議案第75号、平成19年度あわら市工業用水道事業会計決算の認定について討論ありませんか。
(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) 議案第75号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。
委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第75号、平成19年度あわら市工業用水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議長(東川継央君) 議案第76号、平成19年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について討論ありませんか。
(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) 議案第76号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。
委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第76号、平成19年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議長(東川継央君) 議案第77号、平成19年度あわら市工業用水道事業会計決算による剰余金の処分について討論ありませんか。
(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) 議案第77号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第77号、平成19年度あわら市工業用水道事業会計決算による剰余金の処分については、委員長報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 一言申し上げます。本議会は、討論、質疑いずれも通告制をとっております。事前に通告のないままで、本会議で発言をすることは、大変遺憾で

ございます。

今後、議会運営に議員各位のご協力を今一度お願いをいたします。

議長（東川継央君） 暫時休憩いたします。なお、再開は11時再開とさせていただきます。

(午前10時45分)

議案第91号から議案第99号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（東川継央君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時03分)

議長（東川継央君） 日程第14、議案第91号、平成20年度あわら市一般会計補正予算（第5号）、日程第15、議案第92号、平成20年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第16、議案第93号、平成20年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算（第2号）、日程第17、議案第94号、平成20年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、日程第18、議案第95号、平成20年度あわら市産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）、日程第19、議案第96号、平成20年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算（第1号）、日程第20、議案第97号、平成20年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第2号）、日程第21、議案第98号、平成20年度あわら市水道事業会計補正予算（第2号）、日程第22、議案第99号、平成20年度あわら市工用水道事業会計補正予算（第1号）

以上の議案9件を一括議題とします。

議長（東川継央君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第91号「平成20年度あわら市一般会計補正予算（第5号）」から議案第99号「平成20年度あわら市工業用水道事業会計補正予算（第1号）」までの9議案について、内容の説明を申し上げます。

議案第91号の一般会計補正予算（第5号）につきましては、3億7,946万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ121億5,667万円とするものであります。

歳出の主なものについてご説明いたします。

各予算費目に給料、職員手当等及び共済費の増減分を計上しておりますが、これらは人事異動等に伴う所要の調整を行ったものであります。以下、これらの説明につきましては、省略させていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

まず、総務費では、一般管理費で、早期退職者の増加等に伴う追加分として、退職手当組合負担金 3,042万1千円を計上しております。

戸籍住民基本台帳費では、ＩＣカード標準システム実証実験事業経費として 84 万 6 千円を計上しております。

次に民生費では、障害者福祉費で、障害者自立支援医療給付費 300 万円、日中一時支援給付費 100 万円、障害者施設安定化支援費 200 万円をそれぞれ追加計上しているほか、平成 19 年度障害者自立支援給付費等国庫負担金返還金 174 万円などを計上しております。

幼稚園費では、私立幼稚園運営に係る措置委託料 1,000 万円を追加計上しております。

生活保護扶助費では、昨年度の生活保護費の確定に伴う国庫負担金返還金 695 万 1 千円を計上しているほか、本年度の生活保護対象者の増、特に医療費扶助の増により生活保護費 7,500 万円を追加計上しております。

次に衛生費では、塵芥処理費で、余熱館ささおかの高温配水管修繕に係る福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金 1,400 万 1 千円を追加計上しております。

次に労働費では、労働施設費で、勤労青少年ホーム便所改修工事費 400 万円を計上しております。

次に農林水産業費では、農業振興費で、原油高騰対応省エネルギー型農業機械等緊急整備対策事業補助金 202 万 1 千円を計上しております。

農地費では、小規模土地改良事業(県単)補助金 105 万円ほかを計上しております。

林業振興費では、里山エリア再生交付金事業補助金 195 万 1 千円等を追加計上しております。

次に商工費では、商工振興費で、あわら市商工会活動事業補助金 94 万 1 千円を追加計上しているほか、利用者の増に伴い、中小企業設備及び運転資金利子補給金 104 万 1 千円を追加計上しております。

工業導入促進費では、企業立地助成金や雇用促進奨励金等の工業導入促進経費 8,579 万円を計上しております。

次に土木費では、都市計画総務費で、湯のまち駅前多目的用地取得に係る追加経費 1 億 1,167 万 5 千円を計上しております。

次に消防費では、水防費で、瓜生地係に設置されている水防第一倉庫の屋根補修工事費 105 万円を計上しております。

最後に教育費では、施設用の燃料費として、小学校費で 210 万円、中学校費で 40 万円、公民館費で 50 万円をそれぞれ追加計上しております。

このほか、中学校費の教育振興費で、部・クラブ全国大会等出場補助金 20 万 6 千円、要保護及び準要保護援助費 50 万 6 千円をそれぞれ追加計上しております。

一方、歳入につきましては、湯のまち駅前多目的用地取得事業に係る経費として、土地開発基金繰入金 1 億 5,000 万円を計上しているほか、生活保護費に係る国庫負担金 5,625 万円、前年度繰越金 1 億 5,182 万 6 千円などを追加補正しております。

議案第92号の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、2,099万2千円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,102万8千円とするものであります。

補正の内容につきましては、歳出において、総務費の一般管理費で、人事異動等に伴う人件費の所要の調整を行ったほか、一般被保険者に係る高額療養費2,000万円と、一般被保険者及び退職被保険者等に係る保険税還付金89万円を追加計上したものであり、これらに伴う歳入としては、国民健康保険基金繰入金2,000万円を計上しているほか、繰越金89万円を追加計上しております。

議案第93号の金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算(第2号)につきましては、630万6千円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2,405万5千円とするものであります。

補正の内容につきましては、歳出において各事業費目にわたって、人事異動等に伴う人件費の所要の調整を行ったほか、会計システムの統合に係る経費269万6千円などを計上したものであり、歳入といたしましては前年度繰越金630万6千円を追加計上しております。

議案第94号の農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、42万4千円の減額補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,129万8千円とするものであります。

補正の内容につきましては、歳出において総務費の一般管理費で、人事異動等に伴う人件費の所要の調整を行ったほか、企業会計システム導入委託料73万5千円を計上しております。このほか、事業費の農業集落排水維持管理費では、消費税37万7千円を追加計上するものであります。

一方、歳入につきましては、一般会計繰入金86万4千円を減額しているほか、前年度繰越金54万円を追加計上しております。

議案第95号の産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出の予算総額の変更は行わず、総務費の一般管理費と事業費の産業団地整備事業費において、予算組替えを行ったものであります。

補正の内容につきましては、歳出において総務費の一般管理費で、人事異動等に伴う人件費23万6千円を追加し、事業費の産業団地整備事業費において、産業団地整備工事費23万6千円を減額するものであります。

議案第96号のモーターボート競走特別会計補正予算(第1号)につきましては、13万7千円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億4,213万7千円とするものであります。

補正の内容につきましては、歳出において競艇事業費の一般管理費で、人事異動等に伴う人件費の所要の調整を行ったほか、三国競艇運営協議会負担金83万4千円を追加計上しております。このほか諸支出金の公営企業金融公庫納付金では、公営企業金融公庫納付金539万円を減額補正しております。

一方、歳入につきましては、前年度繰越金13万7千円を追加計上しております。

議案第97号の公共下水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、収益的支出の営業費用において、人事異動等に伴う人件費792万円、減価償却費68万7千円を減額したほか、水洗便所改造奨励金50万円を追加計上したものであります。

一方、資本的支出においては、人事異動等に伴う人件費5万9千円、企業債に係る元金償還金2,565万2千円を追加計上したほか、資本的収入においては、流域下水道事業債70万円、当年度分損益勘定留保資金2,586万8千円を追加計上し、収支の調整を行っております。

議案第98号の水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、収益的支出の営業費用において、人事異動等に伴う人件費24万4千円、減価償却費50万5千円を追加計上しております。

一方、資本的支出においては、人事異動等に伴う人件費10万2千円、企業債に係る元金償還金251万9千円を追加計上しており、資本的収入においては送水管移設補償費227万8千円を計上するとともに、過年度損益勘定留保資金34万3千円を追加計上し、収支の調整を行っております。

議案第99号の工業用水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、収益的支出の営業費用において、人事異動等に伴う人件費2万7千円を減額したほか、減価償却費11万1千円を追加計上したものであります。

以上、9議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(東川継央君) 上程議案に対する総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 16番、穴田満雄君

16番(穴田満雄君) 今ほど、市長の方から今回の一般会計あるいは特別会計等に対する補正予算の提案が示されました。その中で私、一般会計に対する補正予算、これについて、三点ほど、一つ質疑をしてみたところのように思います。

市民福祉部関係では、この議案書の16ページに当たりますが、これは障害者福祉の償還金利子及び割引率についてと、それから、議案書の18ページこれは、幼児園費の中で委託料これについてと、それから、議案書の23ページこれは、商工振興費ですけれども、この中で負担金補助及び交付金について、この三件について質疑をしてみたいとこのように思います。

それでは、まず最初にですけれども、今ほど言いましたように、市民福祉部関係が二件ございますので、合わせて質疑をします。まず、一件目の議案書の16ページ、これは今ほど言いましたように障害者福祉費の中の節23の償還金利子及び割引率についてですけれども、この項目の中で過年度分障害者自立支援給付費等国庫負担金の返還金と、こういふことで174万円の増額補正をしております。この障害者自立云々ちゅうやつは、もう皆さんご存知のように平成18年度に障害者自立

支援法が出来た以降、こういう項目が発生しております。それで、平成19年度で比較してやりますと、この平成19年度は、この障害者自立支援給付費負担金これは項目が、介護給付費あるいは訓練等給付それから更生医療費それから総務給付費、とこういう四項目にわたってくるんじゃないかと思うですけども、それで今ほど言いましたように、過年度分障害者自立支援給付費等、こういう言葉の使い方をしておりますが、今ほど私言いましたように、この四項目の中、全てが該当するのかどうか、あるいはやね、特別の項目が該当してこの増額補正をやっているのかと、こういうことと、それから18ページですね、18ページの幼児園費、この中の13番の委託料ですけども、この中で本荘幼児園の措置委託料、それから北潟幼児園の措置委託料これ二つ含めまして、1千万円の増額補正をしております。これは、私、常々言っておりますように、必要な金は大いに使ってもらって結構なんですけれども、その使い道が分からずして、私も承認するわけにいきませんから、あえてここで質していきたいと思います。これも今ほど言いました。平成19年度で比較してやりますと、本荘幼児園の措置委託料、これは平成19年度は、本荘幼児園に関しましては、定員90人のところで、90人の入所者があったと、それで、この措置委託料ですけども、7,300万円、決算書では、7,300万円と、こういう数字になっております。それから、北潟幼児園の措置委託料、これは35人の方が入所しておられます。ですけども、平成19年度では、350万程の措置委託料になっております。いずれにいたしましても、今ほど言いましたように、この必要な金やね、必要な金は大いに使ってもらって結構ですけども、この措置委託料そのものが、そういう項目に対する措置と、私はそういうような理解をしているんですけども、その特に本荘幼児園に関しましては、あまりにもやね、数字が大きく今まだ平成20年度は、今日で12月2日ですから、まだ残すところやね、3ヶ月以上あると、そんな中でこういう大きな増額補正をしているその意味合いはどういうことかと、この二点について、まずお聞きしたいとこのように思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市民福祉部長(川島清一君)

市民福祉部長(川島清一君) それでは、私の方から穴田議員の只今の質疑につきまして、お答えを申し上げます。始めに、過年度分の障害者自立支援給付費等国庫負担金返還金のこの説明の中で、給付費等ということは何か、ということのお尋ねだったかというふうに思います。これにつきましては、障害者自立支援給付費等国庫金につきましては、自立支援給付費として、自立給付費が負担金として交付されます。それから、もう一つ、ここにありますが、障害者の程度区分の認定、これにかかります審査会議をする事務費、これが補助金として交付をされます。従いまして、給付費等につきましては、今、申し上げました審査会に要する事務費、国庫補助金が含まれているというものでございます。この給付費の交付につきましては、障害者の自立支援の清算、これらの方法につきまして、少しご説明をさせていただきますが、当該年度の12月の所用額、12月で年間の所用見込額を提出するとい

うことになってございます。それから、その年明け1月頃にまた、これにかかります交付申請書を提出するという流れになっておりまして、この交付申請に基づきまして請求書を提出し、国庫負担金また国庫補助金が入ってくるということになります。このシステムというんですか、この方法ですが、実績報告書、本来、実績報告書は出納閉鎖期間4月、5月というようなものが多いかと思いますが、この国庫金につきましては、出納期間の閉鎖後6月頃にこの実績を出すようにということになっておりまして、この時点で過不足の清算ということになりますので、こちらの方でその年度内に支出をすることができないということで、毎年この時期にこのような返還金が生じているということでございますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

それから、この他、生活保護費の返還、それから児童手当の返還、母子生活支援施設の措置費の返還、これらにつきましても、同様の方法によるもので、今回、補正の中で返還金を計上させていただいておるところでございます。よろしく願いをいたします。

それから、二つ目の保育所の措置費の補正でございますが、この当年度の保育所の予算でございますが、予定をいたします、園児ですが、当初、本荘の幼稚園におきましては、86人分の7,500万円を計上させていただきました。それから、北潟の幼稚園では、32名で2,900万の予算を計上させていただいてスタートをしたところでございます。これから、この今までの10月までの実績と、これから推移するであろうという園児数を推定をいたしております。それによりまして、推定をいたしますと、本荘幼稚園におきましては、延べで100人多いだろうというような推計をいたしておりますし、北潟の幼稚園におきましては、延べ21人多くなるだろうというような推計をいたしております。これらを当てはめまして、それぞれの措置費、それぞれの0歳児、1～2歳児、それから3歳児、4歳児以上ということで当てはめまして、それぞれの措置費、人数を計算いたしますと、今回の補正の額ということでございます。本荘幼稚園につきましては、計算上は772万7千円、それから北潟幼稚園におきましては、230万2千円というような計算ができたところでございます。これによりまして、それぞれ7,700万、それから2,300万の予算を計上させていただくものです。

少し、数字的に言いますと、この措置費がそれぞれ先ほど申し上げました0歳児、それから1～2歳児、3歳児、4歳児以上ということで措置費の額がかなり大きな開きがございます。3歳児を保育するのと0歳児を保育するのでは、3倍の開きがございます。0歳児の方は手がかかりますが、そういうような厚生省の基準によりまして、それぞれのこれぐらいの差が出てくるというもので、それを積み上げましたものが、このようなことになっているということです。少し園児の数の変化を申し上げますと、本荘幼稚園におきましては、当初よりは延べで1～2歳児が67名多くなってくるだろうということです。それから、3歳児につきましては、10名ほどが減るだろうということ、それから4歳児以上になりますと、延べで45人増え

てくるだろうというようなことで、先ほど申し上げました100名になるということです。それから、北潟幼稚園におきましては、0歳児は若干減るわけですが、1～2歳児につきましては、33名の延べの増加、それから3歳児が5名の増加、それから4歳児以上につきましては、10名の減というようなことでの推計をいたしております、このような中での予算の計上ということでございますので、よろしくご理解をお願いを申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 16番、穴田満雄君

16番(穴田満雄君) 今ほど、市民福祉部長のやね、特に幼稚園の措置については、理解できました。皆さん、ご存知のようにやね、福井県は特に共働きですね、全国でも1位、2位を争う共働きの世帯になっていると、ですから特に若いお父さん、お母さんが安心して働きに出て行けるようなそういうこれからの幼稚園態勢、これもやね、平成21年度のもうぼちぼちとやね、予算編成も始まることだと思いますから、十分に考慮に入れたやね、そういう扱いをしていただきたい、とこのように思います。

それから、もう一点ですが、議案書23ページですね、23ページの商工振興費の中で負担金補助及び交付金なんですけれども、この項目の中で中小企業説明及び運転資金利子補給金、これの増額補正が出ております。これも皆さん、すでにご存知のように今、日本は大地震にあったような感じであると、と言いますのは、アメリカ発のやね、サブプライムの住宅ローンあるいはシティバンクのやね、資金難によりまして、まともに日本はそれをやね、その波を受けていると、そんな中において、特にあわら市なんかもやね、中小企業あるいは零細企業において、今12月に入りました。今、年越しに対してなかなかいろいろな面でやね、その資金調達を苦労しているんじゃないかと、このように思われます。それで今回のこの増額補正を見てやりますと、当初予算とこれトータルしてやりますと約310万程になると利子補給金がね、ですから私、今、中小企業あるいは零細企業が何社あるかは数字まで把握しておりませんが、果たしてこれくらいのやね、あくまでも利子補給金に限定しておりますけれども、これくらいの金額でもってやね、果たして年越しができるんだろうかと、こういうような私、懸念を抱いております。ですから一つやね、所管課の部長、産業経済部長ですか、部長の方からやね、私に対して、分かりやすいような一つ説明方、お願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 経済産業部長、坪田清孝君

経済産業部長(坪田清孝君) 只今の穴田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

今回ですね、計上されております、中小企業設備費及び運転資金利子補給金につきましては、当初予算におきまして19年度までに融資を確定をしております。

利子補給分として55件、207万円を計上させていただいておりますが、今期の平成20年度、新たにですね、融資する見込みの利子補給分として、さらに40

件、104万円を追加補正させていただいているところであります。

なお、昨年と同様では、32件ということなので、若干、昨今の景気の動向影響があるかという具合に見受けられるところであります。引き続き今後の動向を見守って行く必要があるという具合に思っております。議員もご承知のとおりですね、我が国の経済、アメリカのサブプライムローンに端を発した金融危機が世界的に波及し、株価が暴落する、こういう景気が急激に減速をして、中小企業を取り巻く環境というのは非常に厳しい状況におかれているという具合に思っております。

そこで、10月現在での貸付融資額3億あるわけですが、これ約6割の貸付率、今、現在はですね、あわら市では、6割の貸付率となっておりまして、現在、融資枠残額が約1億2千万あることから現段階において、新たに融資額の増資の必要はないという具合に判断をしております。

しかしながらですね、今後の景気対策につきましては、国、県の対策を踏まえながら検討、対応して参りたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 16番、穴田満雄君

16番(穴田満雄君) 今ほどの部長の説明、分かりました。十分に理解できます。部長もやね、今、答弁の中で言われたようにやね、どういうことが発生してくるか、起きてくるか分からないと、俗に言う、ホリエモンが使った想定外、想定内の言葉じゃないですけども、想定外でやね、どういう事項が発生してくるか分からないとですからやね、投資としてもやっぱりあわら市にある中小企業あるいは零細企業を守るんだと、守っていくんだと、そういう意気込みを見せていただきたいと、そのためには、どうすれば良いかと言いますと、今更、私が言うまでもないことですけども、情報やね、こういう情報を的確な情報やね、集めていただくと、そしてやね、そういう情報が入った時点ではやね、それに対する的確な処置をしていただくと、2、3日前にはやね、ある文房具店も自己破産申請をしておりますので、やっぱりこれからやね、そういうことが私できる事なら起きない方が良いでしょう、起きない方が良いでしょうですけども、やっぱりいろいろなやね、そういう影響をまともに受けてやね、そういう事態が発生すると、こういうことも懸念されますので、一つ市側としましてもやね、今ほど言いましたように的確な情報を掴んでやね、また、その掴んだ情報に的確な処置をしてやると、こういうことを私、強く要望しておきます。

議長(東川継央君) 他に質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君

6番(北島 登君) 先ほど、市民福祉部長の答弁の中で幼稚園措置委託料の金額が若干、違ったように聞こえたもので訂正方お願いします。先ほど、部長の答弁では、

7,700万と2,300万と言ったように聞こえましたので、よろしく願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市民福祉部長(川島清一君)

市民福祉部長(川島清一君) 北島議員のご指摘、大変申し訳ありません。補正の金額につきましては、本荘幼稚園が770万円、北潟幼稚園が230万円でございます。どうも申し訳ございませんでした。訂正してお詫びを申し上げます。

議長(東川継央君) 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 質疑なしと認めます。

議長(東川継央君) ただいま議題となっています、議案第91号から議案第99号までの9議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

議案第100号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長(東川継央君) 日程第23、議案第100号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

議長(東川継央君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) ただいま上程されました議案第100号「公の施設の指定管理者の指定について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、株式会社向農園をクレヨンランドかなづ及びふれあい公園の指定管理者に指定するものであります。

指定の期間につきましては、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間とするものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(東川継央君) 上程議案に対する質疑を許します。

議長(東川継央君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 質疑なしと認めます。

議長(東川継央君) ただいま議題となっています議案第100号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託します。

議案第101号から議案第106号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長(東川継央君) 日程第24、議案第101号、あわら市まちづくり基本条例の制定について、日程第25、議案第102号、あわら市自転車等の放置の防止に関

する条例の制定について、日程第26、議案第103号、あわら市農業者労働災害共済条例の制定について、日程第27、議案第104号、あわら市農業者労働災害共済基金条例の制定について、日程第28、議案第105号、あわら市税条例の一部を改正する条例の制定について、日程第29、議案第106号、あわら市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

以上の議案6件を一括議題とします。

議長（東川継央君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第101号「あわら市まちづくり基本条例の制定について」から議案第106号「あわら市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」までの6議案について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第101号「あわら市まちづくり基本条例の制定について」であります。本条例の原案については、市民で構成する「自治基本条例を考えるあわら市民会議」の皆さんが検討して、提言をいただいたものでございます。この案を、去る10月20日から11月7日までパブリックコメント手続を実施し、寄せられたご意見をもとに一部修正を加えたものを今回提案するものであります。

この条例には、市民と市が共働のまちづくりを進めるための基本理念や、仕組み、それぞれの役割分担などを定めており、まちづくりに対する一層の市民参画を目指すものとなっております。

なお、パブリックコメント手続に寄せられた意見の概要やこれらに対する市の考え方については、市民生活課窓口で公表しているほか、市のホームページでも掲載しております。

次に、議案第102号「あわら市自転車等の放置の防止に関する条例の制定について」であります。本条例は、道路、駅前広場、公園その他公共の用に供する場所における自転車等の放置を防止し、市民の良好な生活環境を保持するために制定するものであります。

この条例には、公共の場所における自転車等の放置を防止するための、市、利用者、所有者、自転車小売業者等の責務を定めており、放置の防止に資することはもとより、県や警察等との連携を密にすることにより、盗難の防止にも資するものと考えております。

次に、議案第103号「あわら市農業者労働災害共済条例の制定について」であります。本条例は、平成18年4月の保険業法の改正に伴い、これまで花咲ふくい農業協同組合が行ってきた農業者労働災害互助制度の法令根拠が失効することから、農業従事者の福祉の増進を図ることを目的に、市が同制度を承継するために制定するものであります。

なお、この条例の制定に伴い、農業者労働災害共済特別会計を新たに設置する必要があるため、本条例の附則において、「あわら市特別会計条例」の一部改正を行

っております。

次に、議案第104号「あわら市農業者労働災害共済基金条例の制定について」であります。この条例は、議案第103号「あわら市農業者労働災害共済条例」の制定に伴い、同制度の円滑な運営を図るため、農業者労働災害共済基金を設置するため制定するものであります。

なお、原資につきましては、花咲ふくい農業協同組合からの寄附金4,000万円を予定しております。

次に、議案第105号「あわら市税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。平成20年度地方税制の改正により、地方自治体が条例により指定する公益法人等への寄附金が個人住民税の控除対象となったことを受け、あわら市の指定に関する所要の改正を行うものであります。

あわら市が指定するものとしたしましては、福井県が指定するものと合わせるため、県内に主たる事務所を有する公益法人等とするほか、市長が特に認める県内に従たる事務所を有する公益法人等についても対象とするものであります。

このほか、入湯税の課税免除の拡充に関する規定及び入湯税の帳簿検査の定例化に伴う帳簿保存年数の延長の改正を行うものであります。

最後に、議案第106号「あわら市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本条例は、平成19年4月に、東京都営住宅において暴力団員による立てこもり発砲事件が発生したことや全国的に公営住宅において暴力団員による不法行為等が発生していることから、本市においても、暴力団員による不法行為等を未然に防止し、市営住宅の入居者及び周辺住民の生活の安全と平穏を確保するため、市営住宅から暴力団員を排除するための所要の改正を行うものであります。

以上、6議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（東川継央君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） ただいま議題となっております議案第101号から議案第106号の6議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

散会の宣言

議長（東川継央君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、12月9日は、午前9時30分から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

（午前11時45分）

地方自治法 123 条の規定により署名する

平成 20 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成20年度 第35回あわら市議会 定例会

第2日
平成20年12月9日(火)
午前9時30分

1. 開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

(散 会)

出席議員(21名)

1番	八木秀雄	2番	笹原幸信
3番	大下重一	4番	山川知一郎
5番	山口峰雄	6番	北島登
7番	関山博夫	8番	向山信博
9番	坪田正武	10番	篠崎巖
11番	石田則一	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	穴田満雄
17番	山川豊	18番	海老田州夫
19番	見澤孝保	20番	東川継央
22番	杉田剛		

欠席議員(0名)

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	神尾秋雄
財政部長	長谷川賢治	市民福祉部長	川島清一
経済産業部長	坪田清孝	土木部長	山口志代治
教育部長	出店学	会計管理者	山口博行
市民福祉部理事	長谷川忠典	市民福祉部理事	摩垣浄心
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文	土木部理事	田中房一

事務局職員出席者

事務局長	圓道信雄	事務局長補佐	中林敬雄
書記	中辻雅浩		

開議の宣告

議長（東川継央君） これより、本日の会議を開きます。

議長（東川継央君） 本日の出席議員数は、21名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（東川継央君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午前9時51分）

会議録署名議員の指定

議長（東川継央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、17番、山川 豊君、18番、海老田州夫君の両名を指名します。

一般質問

議長（東川継央君） 日程第2、これより、一般質問を行います。

山口峰雄君

議長（東川継央君） 一般質問は通告順に従い、5番、山口峰雄君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 5番、山口峰雄君

5番（山口峰雄君） 議長のご指名がありましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。

橋本市政が誕生して1年半を過ぎようとしております。もうならし運転も済みエンジン全開ではないかという具合に思います。

そろそろ市長の公約の実現方法を具体的に示す時ではないかと思い、2つの質問をさせていただきます。

まずは、第二の合併を視野に入れた市政について質問させていただきます。市長就任後、初の第22回定例会で次のように所信表明をされております。

「第二の合併を視野に入れた市政」を進めたいと思っております。時代状況を考え、また、今回の合併の経緯を振り返ったとき、やはり、行政体も今にとどまることはできないと思っております。また、私は、第二の合併を望んでいる市民が多いのではないかと認識を持っております。合併がいつ、どのような規模になるか、相手のあることですので明言はできませんが、次に合併するならば、市民レベルでの本質的な議論が期待できると思っております。行政は、その動機付けの役割を果すべきと考えております。と、市長が述べられております。

それから、市長は選挙期間中の公約でも「第二の合併を視野に入れた市政」を推

進を掲げられてこられました。

これに関して第22回の定例会で石田議員の一般質問の答弁によりますと、第二の合併を考えるに当たっては、「市は動機付け判断材料の揭示」、「現段階からの調査研究を進める」、「下地作りの行政」等が必要と答弁されております。

それ以来、1年半が経過しましたが、私としては、以上のような「合併を視野に入れた市政」の動きを認識できません。いま述べた点について、どの様に進めてきたか、そのアクションについて具体的にお尋ねいたします。

第24回定例会において大下議員も同様の質問をされております。大下議員が同様の質問をされている答弁に対して「中学問題の解決策がある程度見えてくる必要がある」という具合に申されております。2月の臨時議会で2校存続が決まった時、そういう時点、また去る11月の臨時議会で基本設計の予算が決定された時点、どの時点で、見てきてるんか。まだ、見えていないのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。とりあえず、この点についてご答弁をよろしくお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 山口議員のご質問にお答えをいたします。

第2の合併に対する私の考え方、そしてこれを踏まえた市政運営方針につきましては、これまでも市議会定例会において、石田議員や大下議員の一般質問にお答えする形で、申し上げて参りました。

すなわち、近隣自治体と共有する歴史や文化、地理的一体性に加え、道州制への移行など、新たな制度の導入を見据えた場合に、あわら市として、第2の合併を視野に入れた行政運営が必要であるということです。

その際併せて申し上げましたのは、先の芦原町と金津町の合併協議を考えたときに、合併特例債や補助金に牽引された行政主導であった感が否めないことから、第2の合併を進めるに当たっては、市民レベルでの議論を尽くすことが肝要であり、市民の皆さんの合併への機運をしっかりと確認したうえで、これに当たる必要があるということです。

昨年9月の大下議員のご質問に対して、第2の合併を考えるための取組は、少なくとも中学校に関する課題の解決以降とお答えしていることから、両校改修に係る基本設計の予算が議決された今こそその時期ではないのか、とのお尋ねでございますが、私がかねてより申し上げておりますのは、必要なのは、合併を視野に入れた行政運営であり、合併を前提とした行政運営ではありません。

したがって、第2の合併のための資料収集や調査研究などは、徐々に行って参りますが、合併することを前提に市政を運営することや、合併後5年を待たずして、新たな行政単位移行のための準備を始めることは、まだまだ足元を固めなければならないあわら市にとって、適当ではないというふうに考えております。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 5番、山口峰雄君

5番(山口峰雄君) 只今、ご答弁いただいて、いまだ先へ進める時点になっていないという具合に私、理解しました。そういうことを考えて見ますと、まだなっていないのかなと、そういう具合に思いますけれど、例えば、12月3日の中学校の体育館の改築を、というその要望書が出された時、議会の了解が得られないかぎりには難しいと答えられたみたいなんですけれど、これなんかも、そういう意味では、それを反映してるのかなと、思わんでもないんです。それから、道州制への行方っていうことでも、ちょっと市長が合併の視野に入れた市政のやっていくという中での道州制を見据えながらというような話も出ていましたけれど、道州制が見えるということは、道州制に対してですね、いろいろ最近の状況を見ますと、今のところ、あまり盛んになったようで盛んにならないような、例えば、各県の知事が道州制に賛成の意向示したり、全国町村会は反対したりしているようです。福井県の知事もあんまり賛成してないと、というようなこともありますし、それから、朝日新聞のアンケートでも、47都道府県かの中で27の知事が賛成していると、反対は2人とそういうこともありますし、麻生首相は、政権発足当時は、「道制に関する基本法の制定に向け、内閣に検討機関を設置する」と、公明党の政権合意がありますし、また所信表明演説でも国の出先機関を地方に移した上で「最終的には地域主権型道州制を目指す」と表明されておりますけれど、最近の麻生首相の言動はいろいろ変わるので、これまた、ちょっとあまりはっきり進んでいるかどうか不明だと、以上のようなことを考えますと、道州制移行は、見据えていたらちょっといつになるか分かんないんで、これまた市長の市政拡大、合併のことを検討する条件にまだなっていないんじゃないかと、道州制がある程度はっきりしないとならないんでないのかなということを思います。それで、先ほど、まだなっていないって言われたということは、市長が任期までには、もうほとんどやらないか、それとも事情を踏まえて、そろそろある程度、中学校も進んだんじゃないかと思えますんで、第2の合併を視野に入れた市政運営について、今後どの様に進めて、これから先、何か行動を起こされるかどうかについて答弁をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 今の山口議員のご質問ですけども、合併を考える、あるいは行動を起こす時期に至っていないというふうに市長は判断しているのではないかと、というふうにお聞きしましたけれども、こういう状態に来たら、じゃ動き出しますかですね、そういうことではありません。これは大変大きな問題ですし、何度も申し上げておりますように前回のように行政がですね、先導して進めていくというものではないんじゃないかなというふうに私は思っております。従いまして、市民レベルでの合併をするのであれば、どんなメリットがあるのか、何故に合併を目指すのかというような議論がですね、沸きあがってくるといいですか、そういうこと

が私は大事でないかというふうに思っております。そういうことを考えた場合に、やはりどこと合併とかということは別にしまして、道州制の議論の行く末をですね、十分、考えながら進めていかなければならないというのは、どなたも同じように考えられることでないかというふうに思います。決して、これは道州制の結論が出るのを待ってからやるというような、そういう意味ではございません。道州制というのは、非常に難しい問題ですし、明治以降の日本の国の在り方を変えようというようなことですので、まだ、先どうなるか分かりませんが、そういう流れを十分見極めながらです、市民レベルでの議論が進むべきであろうというふうに思っております。たまたまですけれども、昨日、政府の地方分権改革推進委員会ですか、ここが第二次勧告を総理に行ったというふうな記事が出ておりましたけれども、まだまだ分かりませんが、あの委員会も従来は都道府県を単位に考えていた分権改革だったんですけども、今回、方向転換と言いますか、考え方が変わってどうも都道府県という範ちゅうを超えてですね、分権ということをどうも考え出したと、いうふうに見られます。そういうことを国の動きなんかも見極めながらですね、あわら市としての第二の合併を進めるのであれば、どういう在り方が望ましいのかということについて、市民レベルでの議論が起きるように今後いろんな、できれば仕掛けというところとちゅっと横着な言い方かもしれませんが、行政としてできる努力を今後進めて生きたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 5番、山口峰雄君

5番(山口峰雄君) 只今の市長のご答弁によりますと、今後、道州制とかそういうものを見極めながらやっていくということですが、ある程度今までは、あまり市民に、例えば、市民にいわゆる市民から湧き上がるとか、そういうことを期待されておるんでしょうけれど、やはりこれは、ある程度、政治家がある程度、率先して話しかけていかないと湧き上がってこないんじゃないかと思っております。だから、今後これから、第二の合併というですかね、このままあわら市、三万、あわら市だけでは、将来、どうでもやっていけないといふように考えていると思っておりますので、それらをですね、市民レベルと話し合う機会というですからね、何かそういうシンポジウムみたいなものも、少しやっていってもらえればと私そう思います。

それでは、それはそういう具合にしまして、次の第2の2番目の質問、PPP、公民連携の視点からのあわら市の活性化について、今度質問させていただきたいと思っております。PPPとは、ご存知のようにパブリック・プライベート・パートナーシップと申しまして、公共サービスの実施、公有資産の活用、企業誘致、企業支援、商店街再生、まちづくり、まちおこしなど幅広い分野における公共的な目的を達成するために行政、民間企業、NPO等市民団体、市民大学などが互いに責任ある役割を分担して実施する活動であります。とこういう話がですね、今年の7月23日に私も参加させてもらいましまして、東洋大学の先生の報告書と申しますか、ありました。それにつきましてですね、私も非常に納得と申しますか、非常に感動した

ってというか、そうだなという具合に思ったので、今回、この質問を取り上げさせていただきます。

その先生のお話によりますと、あわら市としては、あわら湯の町駅前の遊休地の有効利用策を検討してください、というところで東洋大学地域再生支援プログラム事業に参加しよう、ということで2008年の4月にあわら市地域支援プログラム関心表明を提出しておりますと、その大学へ提出しますと、ちなみに東洋大学というのちょっと調べてみましたら、塩川先生がですね、総長をされております。小泉内閣の時の財務大臣されて非常に辛らつな意見を申され、そういった先生がやっておられるそういう大学で地域再生支援プログラム事業というのをやっていると、それに参加するためにあわら市が何かやってくださいという具合に表明されております。それを受けてですね、2008年8月4日にPPP、公民連携の視点に立ったえちぜん鉄道あわら湯のまち駅前多目的用地の有効活用に関する研究報告会が開催されました。

その報告会において、サム田淵教授はどういうことを言われていたかと申しますと、あわら湯のまち駅前の公有地の有効活用についての検討を依頼されたが、温泉の復興以上に真剣に考えなければならないことがあるとの思いにたったと、芦原温泉の旅館、観光施設から市が得られる収入は、法人税、約2,000万円、それに比べ、金津地域にある立地企業から市が得られる法人税は約6億円を超えるというような説明を受けたと、そういう報告書に書いてあるわけですが、芦原温泉を復活させることは重要であるが、そういうことを踏まえてですね、芦原温泉を復活させるのも重要であるが、それよりも大切なことは、やはり現在、市の主な税収源となっている金津地域の企業群へのサポート、協力を約束して、あわら市に存続してもらうと、というようなことを考えるべきだ、ということが書いてあります。これも私は、非常に納得がいくというところなんです。既存の企業が営業を続けるための援助、既存の企業の拡張の支援であります。

拡張事業は新規会社を誘致よりも簡単であります。例えば、細呂木地区でもある会社がすんでんのところで、拡張するところがですね、これが、隣に行きそうになったと。私は何とか地元で拡張していただけることになっております。そういうことでですね、市として既存の企業への支援に関してどの様な施策を考えているのか、また今まで実施しているのか、どんなことを実施してきたのか明らかにしていただきたいと思います。

その中で、古屋石塚テクノパークの造成、新道繊維の工場進出の成果、モーショントラストの操業開始等の成果はありますけれど、これは、どこまで市が努力して上手くいったんか、ということについてもちょっと明らかにしていただきたいと、そういうことが、まだあまり市民には見えていないと思います。私もあんまり経過、どんなんってるんか、ということにあまり分かっていませぬので、質問をさせていただく次第であります。そういうことで、既存の企業との交流をして、いま企業が何を必要としているか、また将来の拡張計画について聞き出すこと、そういう

ことが非常に必要じゃないかと。こういうことについて、どのように何回ぐらいやってるかとか、そういったことをお聞きすると共にですね、今後どのように進めていこうとしているのかについてお聞きしたいと思います。

この田淵教授によるとですね、あわら市は、非常にダウコーニング社とか、そういう立派な企業、世界的な企業の会社があるということで、これをなおざりにしておくとかどっかに逃げてってしまうと、この景気が悪くなればなるほど、他所に行ってしまうということが懸念されますので、なるべくこの企業に更に拡張してもらえるように今後とも進めていただきたいと思いますので質問をさせていただきます。

以上、一つご回答をよろしくお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 2点目のご質問にお答えいたします。

8月4日に開催したPPP事業に関する研究報告会は、東洋大学が文部科学省の支援を受けて行っている「地域再生支援プログラム」に基づくもので、同大学大学院のサム田淵客員教授と研究室の学生による現地調査等の結果をまとめて発表していただいたものであります。

調査の目的は、あわら湯のまち駅前多目的用地の整備に、PPP、すなわち公民連携事業を活用できないかというものでした。

この「地域再生支援プログラム」には、調査期間が短期のものと長期のものがありますが、長期の調査を行う場合は、市職員を東洋大学に3ヵ月から半年間派遣する必要があるので、あわら市では、短期の調査を依頼したものであります。

調査期間が極めて短かったためか、十分に事実確認が行われていない部分もあり、たとえば、今ほど議員からお示しいただいた法人市民税額が、旅館やホテルからなどのものが5,000万円、金津地区の立地企業からのものが5億円の誤りであったり、屋台村の外観とそれらから受ける印象をさしたる検証もなく主観で感じるままに記載してあったりと、報告書としては満足のいくものとは言えませんでした。

しかしながら、誤りがあるとはいえ、法人市民税額に大きな開きがあるのは指摘のあったとおりであります。

ただ、指摘されるまでもなく、中部工業団地や熊坂工業団地をはじめ市内に立地する企業からの税収が、市にとってきわめて重要な財源であることは、十分認識しております。

このため、昨年3月には、企業立地促進条例を、今年9月には、既存企業の業務拡張促進のための条例をそれぞれ制定し、企業の進出や拡張に関しては、他市より手厚い助成措置を講じているところであります。

以下、企業誘致、あるいは拡張に関しての経緯等々につきましては、担当部長の方から答弁をいただきますので、よろしく願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（東川継央君） 経済産業部長、坪田清孝君

経済産業部長（坪田清孝君） 山口議員のご質問にお答えをいたします。

あわら市の既存企業への支援策でございますが、19年度に制定をしました企業立地促進条例またはですね、この条例につきましては、新たに誘致した企業のみならず、既存企業の規模拡大にも支援の対象となっておりますので、一つよろしくお願いをいたします。

それとまたですね、市民に見えていないとのご指摘でございますが、非常に企業誘致や経営規模拡大の情報公開というものにつきましては、企業にとりまして、命とりになりかねないというようなデリケートな部分でありまして、市民というよりも議員皆様方にも見えていない部分があるかなと思っております。

現在ですね、モーショントラストの坂井市からの移転進出と、それから古屋石塚に造成中の工業団地に増設される新道繊維さんの2社しか表には出ておりませんが、すでにあわら市に本社のあります、福井鋳螺さん、それから高嶋技研さん、市内での経営規模の増設計画を進めておるところであります。用地の買収契約や建設のための認可・許可等がすでに完了しているという状況であります。

なお、モーショントラストや新道繊維の成果が市の努力の成果かとご質問ですが、これら企業誘致や規模拡大の支援につきましては先ほども述べましたが、昨年から新たな条例の制定、企業誘致室を設置する等いたしまして、迎え入れる状況も整備し、多くの人達に支えられては参りましたが、当然そこにいる職員が努力した成果という具合に考えておるところであります。さらに企業誘致の活動であります。議員がご指摘のとおり、情報の収集が大きな仕事であるという具合に考えております。当然ながら誘致室の職員自らが多種多様なところから情報をキャッチいたしまして、必要に応じて企業の訪問を随時行っているのが現状であります。

なお、お蔭様でですね、先ほど述べましたが、福井鋳螺さんや高嶋技研さんの他にも市内の企業、2、3の企業から引き合いや相談を受け、地元との間に入って交渉を進めているところではありますが、大変デリケートな部分であり、このような場での答弁は控えさせていただきたいと思っております。ご理解を賜りますようお願いをいたします。今後は、現在進行中の商談交渉は基よりですね、古屋石塚テクノパークに残っております、用地の新たな買い手探し、それから企業の誘致に全力で取組んで参りたいと考えておりますので、議員各位の情報も併せお願いといたしまして私の答弁とさせていただきます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 5番、山口峰雄君

5番（山口峰雄君） 只今のご答弁いただきまして、努力してるということですが、詳細についてですね、今日はどここの企業行って、どんなんなってるとか、そんなことは当然、非常に公開しにくいということは分かります。

ただ、年に何回とか、企業とですね、交流をこうやってやってるんやとか何社集めて何か説明会をしたとか、ただ条例を作っただけで、その条例をどうい

具合にして企業に周知徹底してるかについては、もうちょっとその、そういうことについてですね、我々にもやってるんだぞというような、市民にもですね、姿勢を見せてほしいなと、そういう具合に思うわけです。

それで、もうちょっと、例のPPPの田淵教授の指摘について、少しお伺いしたいと思います。公有地を使ってですね、芦原温泉の復活を考える際の地元の温泉郷の努力が足りない先生が指摘されております。

例えば、駅前の屋台村なんかも、中途半端と写ったように思います。だから、要するに必死の努力をしているふうが見えなかったと、これまた調査機関が短かったから良く分かんなかったんだと言われてしまえば、そうだと思いますけれど、私なんかも見てましてもですね、あまり温泉自身が非常に努力をしているという具合なことは感じられなかったという具合に思っております。だから、要するにリスクを背負ってですね、お金を出してもっと自分らもやるし、それを市がバックアップしてほしいという具合に考えております。要するに自分もお金を出さないですね、やはり真剣にならないと、自分がお金を出し、リスクを担ってやっていくと、それについていけば結構先が見えてくるんじゃないかという具合に思います。その中でですね、先生のあれでは、駅前の遊休地に対してですね、産業と組み合わせた開発方法、利用方法ということを提唱されております。例えば、地熱発電をすとか、会社の例えば陳列もあわせやると、その陳列館を作っただけですね、会社からもお金を出してもらって、会社のPR、それから温泉のお客もそこへ見に来てもらうと、例えば地熱発電なんかやればですね、最近のはやりのエコということですね、非常にPR能力があると思います。

これにつきましては、私も消防議会で明石市議会に行った時ですね、ちょっと変な質問しましてね、明石市消防署の庁舎ですね、明石消防署の庁舎を新築した時に何か太陽熱の太陽光の発電施設を作ったんで、これは、その上に作ってもですね、それほど効果ないんでないかと思いましたが、やはりPRというんですか、そういう姿勢ということを強調されておりました。最後にちょっと先ほども本格的調査には非常にお金がかかるとおっしゃってございましたけれど、その本格調査を依頼する気持ちとかですね、多分そう言われると、恐らくお金がないからという話になるんじゃないかと思えますけれど、その辺の意向をですね、これも、これで終わりかということをお聞きし、私が思うにはですね、要するに知識を得るためにもお金を使わないといけないと、そして、そのあわら市内のものだけがいくら考えてもですね、そんな、なかなか良いアイデアが出てこない、やはり立派な東京の大学の先生なり、他の知識人にお願いすることが、非常に大事、そこから得られる知識をですね、相手を利用しないとなかなか良いアイデアが出てこないんでないかという具合に思います。だから中学校にお金をかけるだけでなくですね、そういう職員教育とかですね、そういうことにですね、こういう大学、東洋大学の方にですね、職員を派遣してですね、勉強してもらおうと、そういうことも非常にこれからの発展にとって必要じゃないかと思ひまして、お話ししているわけで最後にこういう東洋大学だ

けじゃなくて、東洋大学の本格調査の意向と、それから、そういうこともこれからやってくる意思があるかどうか、一つご答弁をお願いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) ご指摘のようにいろんな事業を進めるに当たって専門家のご意見を伺うということは、非常に大事であると思います。しかしながら、専門家であれば全て正しいといえますか、適当な考えが得られるかということとそうではありませんで、やはりそういう専門家に意見をお聞きしながらですね、私の責任において、どのようなやり方が良いのかということを決めていくという作業が必要かというふうに思います。例えば、今ほどご指摘ありましたけども、例えば、湯のまち多目的広場ですね、地熱発電をしようかというようなご提案もありました。今、議員もご紹介いただきましたけれども、しかし、現在、調べてみたら、わが国では18の発電所が稼働しております。ところがですね、これは、東北とかあるいは九州地方に集中しているようです。

この地熱発電と観光を組み合わせるとはというようなお考えかと思えますけれども、地熱発電所は、コスト面で他の発電方法に比べると大変割高になるということがありますし、それから温泉そのものと競合することになります。つまり地熱発電でエネルギーを抽出することで、温泉そのものが枯渇をしたりですね、あるいは湯脈の変化ということにつながるという危険性もありますので、やはり常識的に考えてはですね、あそこでの地熱発電というのは、まず不可能であろうというふうに思います。勿論、わが国の他の地熱発電所は、温泉観光地とは、まったく関係のないところに立地しているというようなことも挙げられるかなというふうに思います。

お尋ねの地域再生支援プログラムを継続してやってみようかということですが、今ほども申しましたように、これを本格的に取り組もうと思えますと職員を長期間派遣しなければなりません。これは、ただお金がないという意味のご発言がございましたけれども、お金があろうがなかろうがですね、そうすることが妥当かどうかということは独自の判断で、これは行わなければならないというふうに思っております。私は、今この前来ていただいた先生のところでの長期派遣ということはやるべきでないというふうに判断をいたしております。ただし、PPP事業そのものにつきましては、部内におきまして、今後も引き続き検討して参りたいというふうに思っております。

なお、今ほどのご質問の中で中学校ばかりにお金をかけるのではなくてというようなご発言がちらっとありましたが、ちょっと私、脈絡が分かりませんが、決してそんなことはございませんで、先ほど来、申し上げておりますように企業立地、大変順調に進んでおります。今までも議会で度々申し上げておりますけれども、この企業立地にかかる支援費だけで相当な金額になっております。これは度々申し上げておりますが、これは全て一般財源でありまして、むしろ私としてはですね、商工業等々に対する財政支出がかなり大きなというふうに思っておりますので、ご

理解いただきますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 5番、山口峰雄君

5番(山口峰雄君) 今、市長は中学校ばかりって言ったのはちょっと誤解ですね、学校教育ばかりにですね、何か行っているように、議論が行っていると、だから職員教育とかですね、社会教育にこういった実務の社会人に対する、実務に対する教育も少しやっていただきたいなというような意味なんで、そこらをちょっと一つよろしく願います。

それから、例えば地熱発電は当然、そんなもん商業ベースで行けるはずがないんですね、そういう例えば明石市の消防署へ行った時にですね、太陽光発電を屋根の上にあげてやっていると、そんなもんは全然、商業ベースに今はまだ太陽光発電はいかないしですね、そういった意味でエコに協力しているというような観点から宣伝効果ということで芦原温泉も特に温泉でないんなら、あこへ地熱発電がやってる実験プラントがあるんだと、じゃ見に行ってこようかというようなことですね、やられるのがいいんかと、例えば道後温泉へ行くとかからくり時計があると、そういうような感じでですね、そのからくり時計があるから、じゃ、あこへ夜になると見に行くわけですけど、そういった意味で何かそういったちょっと目立つようなことをですね、考えられたらということですね、思うわけで、大体時間もそろそろ来ましたので、これにて質問を終わりたいと思います。

関山博夫君

議長(東川継央君) 続きまして、通告順に従い、7番、関山博夫君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 7番、関山博夫君

7番(関山博夫君) 今ほど、1番バッターの山口議員が非常に多岐に亘ってお話なさってましたので、私は、もうちょっと要領といいますか、簡潔にですね質問させていただきます。

それではですね、質問の内容、はしかですね、はしかの大流行があるんだというふうなことを聞きます。はしかといいますと私らは、昔、子供の時にですね、予防接種をさせていただいたんですけども、そういうものがずーっと持続するんじゃないかということだったんですけども、何かそういうことではないということでございます。ウィキペディアという一つのインターネットの中から検索をしますとですね、これぐらいの大きい資料が出てきております。その中を検証いたしますと、子供さんがですね、いわゆる全て強制的にやってきたことから、そういうものが離れたという時があるということでございます。また2000年ぐらいからは、そういうものをまた定期的な形になったと、そういうふうなことがですね、書かれているわけでございます。資料を全部読めば非常に時間かかってしまいます。その中で

ですね、いわゆるNHKがですね、12月の1日に今年も全国的にはしかの大流行、いわゆるパンデミックという言葉を使いますけども、はしかの大流行があるんだよと、子供の時に予防措置をしていない10代から20代の子供達と言いますか、青年と言いますかね、子供の時に予防接種をしていない人は、大人になってから感染すると重い症状が出て大変な後遺症や障害が出ることもあると、また生命の危険にさらされることもありますというようなことを述べていたというふうに記憶しております。その中でですね、例えば私、所轄のですね、部分でございますので、これやめておこうかなと思ったんですが、しかし、冬になりますとですね、一段と寒さも増してですね、身にしみるわけでございますけども、そんな中ではしかと、そしてインフルエンザ、さらにはですね、新型インフルエンザというものが予期されているわけでございますね、以前は、サース、鳥から人という部分でですね、どちらかという熱帯地方の方のインドネシアとかタイとかそういうところでの、あるいはベトナムとかいうところでの発生だったように記憶しておりますが、そうではなくて、人から人という部分がですね、突然変異になって、そして我々を侵食する。もちろん私達はですね、市民生活の中でですね、これは全て予防ばかりしては、それは要するに生きていくことはできませんので、もちろん胸を張ってですね、強く生きていくことが大事なわけでございますけれども、この我が市においてですね、できることがされているのかな、あるいはそういう予防的なプログラムをですね、いわゆる確立されようとしているのか、あるいは確立しているのか、ということについてですね、お尋ねをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市民福祉部長、川島清一君

市民福祉部長(川島清一君) それでは、只今の関山議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、麻しん対策の必要性及び対策について申し上げます。

麻しんは、普通「はしか」ともよばれ、感染力が非常に強く、一度発生するとそのまん延の防止が非常に困難であります。また、麻しんの対策として、最も有効なのは、その発生の予防でありまして、基本は、予防接種であると言われております。

昭和51年から予防接種法の規定に基づき麻しんの接種勧奨を行い、予防及びまん延の防止に努めて参りました。

平成18年からは、予防接種法の改正により、それまでの1回から2回の接種に増え、1歳児と5歳児においてそれぞれ接種を実施し、より確実な免疫の獲得を図って参りました。

しかしながら、平成19年に都市圏におきまして、10代、20代を中心とした年齢層で麻しんが大流行し、高等学校や大学において休校等の措置がとられ、大きな混乱が生じております。

国ではこうした事態を受け、平成20年度からの5年間を、麻しんの排除のため

の対策期間と定めまして、新たに中学1年生と高校3年生に相当する年令の者を、時限的に接種対象者として追加することとなりました。

当市におきましても、本年4月より、今までの接種対象者である1歳児、5歳児に中学1年生と高校3年生に相当する年令の者を追加するとともに、これを無料で実施し、予防対策を強化しておるところでございます。

ところで、福井県の麻しん予防接種率は、全国第一位でございます。あわら市の接種率につきましても、すべての年令層において県内で上位となっております。

今後も、未接種者への接種勧奨を行うとともに、児童福祉施設、学校等との連携により、未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数接種していない方に対し、接種の勧奨を積極的に行って参りたいと考えております。

市民への情報提供を広報紙、ホームページ等を通じ積極的に実施して参りますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、インフルエンザ対策についてでございますが、毎年この冬に流行いたします通常のインフルエンザ予防の基本、これも流行前の予防接種であります。

特に高齢者が罹患すると重篤になりやすい、それらのことから、予防接種法に基づき65歳以上の方及び60歳以上64歳未満の方で心臓や腎臓、呼吸器等に重い病気のある方に対しては、接種料金の一部として、1人につき1,500円の助成を行うこととし、接種の周知を図っております。

また、乳幼児につきましても、接種料金の一部助成を検討して参りたいと考えております。

ところで、近年、世界各地で流行しております鳥インフルエンザにつきましても、今のところ人から人への感染は基本的にはないということではありますが、鳥インフルエンザが流行する中、このウイルスが突然に変異し、人から人へと感染する新型インフルエンザウイルスが出現することが危惧されているところでございます。

このような状況を踏まえて、県では新型インフルエンザ対策として、発生時の感染拡大防止、診断・治療体制の確保などの対策を盛り込んだ「福井県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、新型インフルエンザの出現に対応できるよう準備を進めております。

市といたしましては、新型インフルエンザを危機管理として捉え、県や近隣市町と連携を図りながら対策を検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 7番、関山博夫君

7番(関山博夫君) 今ほど、市民福祉部長の川島氏の方から克明にお話をいただきました。もう理解しているところでございます。しかし、はっきり言いますとですね、いわゆる過日、福井県の健康福祉部健康増進課の方からこれだけの資料がですね、いわゆるあったということでございます。その中でですね、我々、議員はですね、市民の生命、財産を要するに保全すべく、いわゆる最大の努力をしていくこと

が考えられるわけでございますけども、その中でですね、通常のインフルエンザではなくて、人から人への新型インフルエンザもですね、いわゆる一つのシミュレーションとしてですね、恐らく県がお考えなさり、そして我々市の方もそれに即して対応していくことになるんであらうと思います。その中でですね、一つ警告といいますか、どういうことかということに付きますと、この前のニュースの中でもですね、NHKのニュースの中で福井県においてのパンデミックの時の被害想定をですね、いわゆる80万人県民に対して、16万人のいわゆる患者が発生すると、そして入院患者は1万2千人におよぶと、そして、これは残念ながらですね、それが大流行になった場合はですね、押さえられない場合には、4千人の死亡ということの報告があるわけでございます。そのパンデミックにならないことは、我々がこの英知を含めてですね、そして最大の努力をし、予防策を講じることであると思いますので、これ再質問はいたしませんけれどもですね、この市当局に置かれましては、一つ子供さんのもちろん全市民でございますけど、特に子供さん、学校閉鎖等がですね、ならないように、そして、また円滑な市のいわゆる市民の生活がですね、いわゆるそのパニックにならないようにですね、十分一つ県の指導の下でですね、我が市も対応していただきますように、そういうことを一つお話をさせていただきます質問にかえさせていただきます。本日はありがとうございます。

宮崎 修君

議長（東川継央君） 続きまして、通告順に従い、15番、宮崎 修君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 15番、宮崎 修君

15番（宮崎 修君） 早速、通告に従いまして質問をさせていただきたいと思います。

私は、今回、定額給付金についてですね、これともう一点、女性の力を発揮するための公明党が打ち出しております、女性サポートプランについて市長の認識をお伺いしたいとこのように思っておりますのでよろしくお願いたします。

政府与党の新たな経済対策の柱の一つとしてあげられている、この定額給付金についてお伺いを先ずいたします。

現在、急激な物価高と所得の伸び悩みに苦しむ家計を応援するために、この生活支援として、いわゆる社会政策とリーマンブラザーズ等の破綻による世界的な金融危機、金融不安による経済悪化に対応するための経済対策というこの二つの目的で、政府の第二次補正予算に総額2兆円の定額給付金が盛り込まれております。

さて、この給付という政策です。この給付という政策であります。世界では、この10年、特にこの2年の間にこの給付付き減税というこの制度といいますか、多くの国で実施されているという現実であります。そのような流れになっている中で従来の景気対策の中で減税は大きな力でありましたが、昨今は減税の恩恵に与らない人にも併せて給付をするということが重要であるとの考え方から、給

付を付けた減税策、そういう形をとっております。

フランス、オランダ、イギリス、カナダ、アメリカ、韓国などで実施、または実施されようとしております。

今回の政府与党では、定額給付金という形をとっておりますけれども、裏を返せば給付付き定額減税といってよい政策なのであります。従って、この給付という政策は、世界の中の新たな景気対策及び社会政策としての流れとなっており、全く今の時期に叶ったものといえるものではないかと思えます。

本来8月29日の与党緊急経済対策では、景気悪化及び生活支援策として公明党は定額減税を考えておりました。しかし、この定額減税では、課税世帯しか恩恵を受けられません。また、所得税減税の時期がサラリーマンは3月、自営業者では来年の12月になり、さらに住民税は6月にならないとできないことから、減税時期が分散し、経済政策として考えた場合には、景気浮揚として考えた場合ですね、経済浮揚効果といえますか、浮揚力が薄くなるために一時期にきちんとほとんどの方々に行き渡るように、そういう恩恵が受けられるように定額給付という形にしたものと理解をいたしておりますけれども、この定額給付金に対して、評論家やマスコミが様々な批判を述べておりますが、11月17日付けの日本経済新聞、この報道では63%の人が期待をすると答えております。

回答者が賛成の理由として最も多く挙げたのが「家計が非常に厳しいので助かる」との回答が48%、記事では家計の厳しさが最も多かったことについて、確かに日々の食卓に欠かせない食料品などの値上げで家計は以前より苦しくなっていると述べています。

国民の反応は様々であります。評価しない結果の多くは、所得制限をめぐっての議論によるものだと思います。

私共も、この定額給付金に対して大きな期待をしているところでありますけれども、先日、日本政策金融公庫というところと、福井県信用保証協会に最近どの業種が悪化しているのかをお聞きいたしましたところ、口を揃えて建設業や不動産業、当然であります。また、小売業や飲食業、これが非常に厳しくなっているという答えでありました。

特にこの定額給付金は、この悪化している小売や飲食に利用されると考えております。業界に大きな追い風を送るものとなり、消費が拡大しお金の循環が促進されるという、この景気を喚起するそういう効果が期待されています。

日本商工会議所の岡村会頭は、この景気の厳しい状況等の報告が相次ぐなか、定額給付金は大変ありがたいし、助かっていると述べています。

また、経済効果がないのではとの批判もありますが、その多くは定額給付金のGDPの押し上げ効果が0.1%にとどまり、消費に回るのは、4分の1程度ではないかとする内閣府の推計の論拠によるものであります。

この推計は、物価や所得がおおむね低めで安定していたバブル期を除く1990年から2006年までのデータに基づいておるからであります。急激な物価高

の一方で、所得の減少という現在の状況に全く当てはまらないのではないのでしょうか。

このことは、内閣府の当局者も認めております。

むしろ、総務省の家計調査では、収入の中から消費に回る割合は昨年秋以降、物価上昇に伴い高水準にあります。

また、高齢化に伴い、1999年度の10%だった家計貯蓄率、つまり、収入のうちの貯蓄に回す割合というのが2006年度では3分の1の3.2%へと下落しており、10%だったのが3.2%に下落しており、今後もこの傾向は続くものと思われま

す。こうした現状に物価上昇が追い討ちをかけており、給付金が入れば消費に回さざるをえない、というのが多くの家計の実態ではないでしょうか。

従って、GDPをもっと高く押し上げる効果があると思います。0.4%ぐらいがそのGDPを押し上げるのではないかとされており

ます。さらに、ばら撒き批判との批判も強くあるようですが、緊急事態ともいうべき今のこの経済状況の中で、むしろ、政治が何もしないことの方が極めて鈍感であり無慈悲ではないかと思うのであります。

アメリカでは、オバマ次期大統領が勤労世帯の95%を対象に減税を行う方針を打ち出しています。

消費拡大を狙った減税もしくは給付は、世界的にも当たり前の景気対策であります。

そこでお伺いを致します。まず、金融危機による市民生活への影響を市長は、現在どのように認識しておられますかお伺いをいたします。

また、政府与党が補正予算に盛り込んだ定額給付金について、どのような期待を持っておられるのかお伺いをいたします。

更に、この定額給付金は国のガイドラインに沿って、高額所得者を除く問題も含め各市町村が実情に応じて、交付要綱を作り対応することになっております。

来年の1月5日に予定されております、通常国会、第二次補正予算が通れば定額給付金の実施は、来年3月頃と予想されますが、様々な事務処理が必要とされ、スピーディーな対応とスムーズな運用、そして無事故のための準備作業に万全な体制が必要であると考えます。

従って、プロジェクトチームを早急に立ち上げるなどの体制作りが必要ではないかと思っておりますが、高額所得者問題を含め市長の認識と今後の対応をお伺いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 宮崎議員のご質問にお答えをいたします。

「定額給付金」につきましては、政府・与党の追加経済対策の目玉の一つとして、年明け早々にも提出される国の第2次補正予算案に盛り込まれる予定でありま

す。

給付額は、ご案内のとおり、1人につき1万2,000円、18歳以下と65歳以上の者には8,000円ずつ加算することとし、総額2兆円に上る給付金を、永住外国人も含む全世帯に給付しようとするものであります。

ところで、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機によりまして、急激な株価の暴落や円高の進行など日本経済に大きな影響が出ております。

最近の新聞報道等によれば、今まで非常に堅調だった企業も含め、期間従業員などの非正規職員の削減や新規採用職員の内定取消しなどが相次いでいることから、国内の景気後退がさらに進むのではないかと懸念されるところであります。

本市におきましても、多くの企業が厳しい経営を強いられているところであり、今後、市民の皆様にとりましても生活に支障を生じるような事態も想定されるところであります。

政府・与党としては、このような現状を踏まえて、住民の不安に対処し、生活支援を行うとともに、地域の経済対策に資することを目的に「定額給付金」を給付しようとするものであり、私といたしましても、生活に困窮している方々に対しての一助になるものと思っておりますし、地域経済の活性化にも貢献するものと期待をいたしております。

なお、先月の28日に総務省が都道府県、政令市の担当者説明会を開催しておりますが、資料につきましては、あくまでも「たたき台」として示されたものであり、今後地方公共団体から意見を集約して、内容の詳細を詰めていくとのことでありま

す。
この中で、政府・与党が市区町村の判断に委ねるとしていた所得制限については、「給付の差異を設けないことが基本」とであると明記しており、本市といたしましても所得制限は設けない方向で考えております。

ちなみに、市では、これに先立ち、先月17日に関係各課を集め「定額給付金に係る打合せ会」を開催しておりますが、まだ原案も示されていない段階であることから、今後想定される問題点の洗い出しを指示したところでありま

す。
また、福井県においても、去る4日に市町の担当者を集めて意見交換会を開催しているところであり、今後、国、県の動向を見極めながら、事務を進めて参りたいと考えております。

なお、議員ご提案のプロジェクトチームの立ち上げについてであります。現在のところは総務課において対応させておりますが、今後、諸問題を整理していく中で、関係各課と連携させながら万全の体制を敷いて参りたいと考えております。

また、「定額給付金」の給付を装った振り込め詐欺事件も各地で既に起きていることから、その防止等についても、早急に広報をしたいと考えております。

いずれにいたしましても、定額給付金の給付に関しましては、スムーズに、また間違いのないように進めて参りたいと考えておりますので、議員各位のご理解ご協力をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君

15番(宮崎 修君) ありがとうございます。ありがとうございますと言えば良いのかどうかわかりませんが、とにかく、この今のあわら市内、私、仕事柄といいますか、良く回っておりますと、大変この今回の定額給付金、期待をされている方が非常に多く折られます。そういう中であって、本当にこのきちんと無事故ですね、いろんなところから変な電話がかかってきたり、そういうことがあっても、そういうことがないというような方法といいますかね、そういうものをやはり、いち早くやっぱりそういう対応をしていく、これがどういう順序でいくんですよということが分からないと、いわば、「あわら市の方から来た者ですが」とかですね、「こういう書類がちっとほしいんです。」とか、「口座番号がほしいんです。」とかっていうようなことで高齢者の方々のところに回った場合、回るようなことですね、ないとは言えませんが一ついろんな関係機関といろんなことを想定した上での周知徹底というのがね、非常に大事なかなと思います。また、あわら市3万2千のこの人口ですね、それだけの給付金が入ってくるということで非常にこの地元の商店とかですね、いろんなところで消費をしていただく、そういう呼びかけもですね、検討としてきちんと対応していただきたい、このように思っておりますので、一つ重ねて認識をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 宮崎議員、いろいろとご心配されていること、皆さん共通にもっていると思いますので、十分その辺は、慎重にまた趣旨が徹底するように進めていきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君

15番(宮崎 修君) では、次の女性の力を発揮するための女性サポートに対する認識について、お伺いをいたします。

21世紀はですね、女性の世紀という、私も議会で言ったことがあると思いますが、そう言われて久しくなります。一人ひとりの人間がですね、尊重される平和で豊かな社会を形成する前提として、何よりも先ず社会的、文化的に形成された性別役割にとらわれない、いわゆるジェンダーフリーであるということはいまありません。

しかし、現在実際にはですね、女性に対する偏見、慣習的な差別も、未だに社会の各方面で根強く残っていることも事実でありますし、平和、福祉、環境、教育等ソフトパワーによる地域の活性化といっても、こうした偏見や差別を打ち破り、地域の女性がみずみずしく女性力をしっかり発揮できるかどうかにかかっております。

このことは、金融不安、経済の減速が急激に顕在化し始めているこの今だからこそ、ますます重みを増していくに違いないのではないかと考えております。

また、一方で急激な少子高齢化の進展のほとんどは、この女性の力にかかっているといっても過言ではないと考えております。

従って、女性の力を大いに発揮するための女性サポートに対して市長の認識と対応をお伺いいたしたいと思っております。

まず、一点目ですけれども、経済減速、雇用情勢の一段の悪化の中で、子育て世代の男性を取り巻く労働環境は厳しいものがあります。自動車関係、不動産関係、いろんな業界で、特にこの人材派遣のそういう非正規社員と言いますか、そういう方々の失業が相次いでいるという、そういう厳しい労働環境の中で、この女性は、特にこの男性以上に厳しいものがあると思っております。根付き始めたワークライフバランスと言いますか、そういうものが大きく後退することが懸念されております。男女共同参画を推進する地方自治体の役割と対応について、先ず、お伺いをしておきたいと思っております。

二つ目に経済の減速は身近な環境問題に取り組む絶好のチャンスであります。家庭からの温室効果ガスの排出が増加の一途をたどっている中で注目されつつあるのが、今年度から環境省が家庭部門からの削減の切り札としてモデル事業をスタートしたエコポイントでございますけれども、エコポイントは、消費者が温暖化対策型の商品やサービスを購入した際に付与され、新たな商品やサービスを購入できたり、電子マネーなどにも交換できることができるという制度でございます。消費者にとって省エネ、温暖化防止に貢献した分だけ、経済的な価値で還元されるそういう仕組みだけに家庭で楽しみながらエコライフを進めることができ、その効果が期待をされております。その具体化に向けたですね、あわら市の取り組みがあればお伺いをいたしたいと思っております。

3番目に女性の力、女性力、この女性力発揮に不可欠なのが、先ず女性の健康であります。そのために身近な場で多角的な支援を受けられるように予防接種や治療歴、出産、健康診断の記録がひと目で分かる健康パスポートのようなものを発行は地方自治体でこそ必須の女性サポート施策であると考えております。それに基づく検診、健康総合相談さらには出産や病気治療に役立て、女性特有のそれも、個人ニーズにあった対応が必要なのではないかと思っております。健康で充実した人生を支援するというこの健康パスポート、この実現に向けた考え方をお伺いいたしたいと思っております。

4番目には、国の第2次経済対策には14回分の妊婦検診の無料化が盛り込まれております。その財源は、財政措置されていない残りの9回分の半分を国庫補助で、2分の1がですね、財政措置で行うことになっております。

あわら市においては、この今まで当局の努力によりまして、検診は全国平均よりも若干上と申しますか、5回まで、また里帰り出産、助産師出産等にも適用できるという子育て支援にやさしい、この制度が今取り組まれております。非常に感謝の

声があがっておる中で、更なる拡充策についての期待の声も寄せられております。そこで、本市の今後の取り組みについてお伺いをいたしたいと思っております。

これは、検診後の14回分の妊婦検診の無料化についての取り組みについてお伺いをいたします。

5番目に昨年は、奈良や最近では東京で、また北海道においても、このいろんな妊婦が病院のたらい回しと言いますか、受け入れ拒否によって死亡した問題、医療体制が手厚いはずの大都市でも、このような安心の出産が確保できない深刻な状況になっております。あわら市においてもいろんな不安の声をお聞きいたしておりますのですが、母体、胎児、新生児を総合的に管理して、母子の健康を守るこの周産期医療と言いますか、この妊婦の救命救急体勢の現状課題このことについて5点、お伺いをいたします。以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) お答えをいたします。

まず、「男女共同参画」を推進する地方自治体の役割と対応についてであります。平成11年に制定された男女共同参画社会基本法に、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務が規定されており、法制定以来、それぞれにおいて、男女共同参画社会の実現に向け、努力を重ねているところであります。

市におきましても、国の基本理念にのっとり、平成17年に「あわら男女共同参画プラン」を策定し、家庭・地域での慣習・しきたりの見直しや意識改革、各種審議会等への女性委員の登用推進、母性保護対策といった具体的施策の実施に努めております。

なかでも、生涯を通じた男女の健康づくりの推進に関する施策、特に女性の健康管理に関する施策はこの少子化の時代にあっては非常に重要なものであると認識をいたしております。

ところで、議員ご紹介の「エコ・ポイント」についてであります。環境省では、家庭部門での温暖化ガス排出抑制に極めて有効な制度として、平成20年度にモデル事業を実施し、その成果を踏まえ、平成21年度から、本格的に全国展開を図り、経済的に自立したビジネスモデルとして制度の確立を目指すこととしております。

本年度におきましては、モデル事業として、企業が主体となった全国型3事業、地域の商店街や非営利法人等が主体となり、地域の特徴を生かした独自の地域型9事業を実施しております。今後、自立発展するモデルとするためには、多くの企業や商店街の積極的な参加など、より広域的な対応が必要であると考えております。

いずれにいたしましても、この制度は、消費者にとって、省エネ・温暖化防止に貢献した分だけ、経済的な価値で還元されるなど効果的な仕組みとなっており、市といたしましても、全国の先進事例等を十分調査、研究して参りたいと考えております。

次に、女性の「健康パスポート」について申し上げます。

自分自身の健康管理を行う、予防接種歴、病歴、治療歴、出産、がん検診及び健康診査などの記録が記載でき、安全な出産や女性特有の病気の予防に役立てられると思われる「健康パスポート」の発行につきましては、検討して参りたいと考えております。

次に、妊婦健診の拡充策について申し上げます。

現在、本市で実施しております妊婦健診は、県内外の医療機関に委託し、第1子・第2子につきましては5回の助成をし、第3子以降につきましては、14回の助成を行っております。また、今年度より、子育て支援対策の一環として、県内初の産婦健診の助成を始めたところであります。

なお、今後に向けては、第1子・第2子につきましても、健診助成回数の拡充を検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

最後に、周産期医療と妊婦の救命救急体制について申し上げます。

全国では、産科医不足が深刻さを増し、問題となっております。しかし、福井県の平成18年における、人口10万人当たりに対する医師の数は9人であり、全国平均7.9人より1.1人多い状況となっております。

福井県の医療提供体制における、周産期医療システムはリスクの高い妊婦に対する医療及び高度な新生児医療を行い、24時間受け入れ体制をとる総合周産期母子医療センターとして、福井県立病院が指定されており、福井大学医学部付属病院を支援医療機関として位置づけております。

また、周産期にかかる比較的高度な医療を行う、地域周産期母子医療センターといたしまして、嶺北地区では福井愛育病院等3医療機関と嶺南の2医療機関が指定されております。

通常分娩は開業医が十分対応しており、ハイリスク分娩時には開業医と周産期母子医療センターや支援医療機関が連携して対応しておりますので、現在は県内一部地域を除いては、医師不足による問題は生じていないと認識しております。

市の取り組みといたしましては、安全で安心な出産を迎えるためには、妊娠中の健康管理が重要であることから、現在、妊娠をされますと、市において母子健康手帳を発行し、妊婦健診の定期的な受診勧奨をするとともに、かかりつけ医の状況、妊婦の健康状態等の把握をし、必要な方へは市保健師による家庭訪問や相談事業を実施し、妊婦への支援を行っております。

これら女性をサポートしていくことは、「若い世代が住み、産み、育てたくなるまちづくり」のためにも大変重要な施策であると認識いたしておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君

15番(宮崎 修君) 今回は、本当に市民がこのことを確認の上、聞いていただきたいというような形で質問をさせていただきましたので、市長の今、言われたこの答弁はですね、多くの市民が聞いて、今後、また次の課題へと、また質問を展開して

いきたいと思いますので、また今回はこれで質問を終わらせていただきます。
以上でございます。

穴田満雄君

議長（東川継央君） 続きまして、通告順に従い、16番、穴田満雄君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 16番、穴田満雄君

16番(穴田満雄君) それでは、16番、穴田満雄、一般質問を2点ほどしてみたいと思います。

その前に今朝ほど議員の控え室へ出てきましたら、東の山々が白くなっておりました。私、子供のころからやね、東の山々が白くなると本格的な冬の到来だと、両親からそのように教えられております。先ほど、関山議員の一般質問の中にもありましたけれども、かなりインフルエンザが流行していると、流行っているということでございますので、一つ理事者の皆様方、あるいは議員皆様方も健康には十分留意していただきたいとこのように思います。

それでは、一般質問に入っていきます。まず、食育についてから問うていきたいとこのように思っております。

最近、食育という言葉をあちこちで耳にします。平成17年の6月に食育基本法が制定され、国も企業も、あるいは家庭も食育を進めようという機運が盛り上がっております。

食育という言葉ですけれども、これは明治31年、1898年、今から100年ちょっと前ですね、福井県小浜市に生まれました石塚左玄氏が「通俗食物養生法」に食育を記したのが始まりと言われております。そこにはどういうことが書かれているかといいますと「今日の小児に必要なのは、知育、これは言葉で覚える知識などのことを言います。それから、徳育、これは、ありがとうなどの心の問題、それから体育、これは、自分の体が自分の思うように動かせる力、この知育、徳育、体育、よりも何が大事かと言いますと、これは食育が先であると、このように言われており、知育、徳育、体育の根元も食育にありますよと、このように書いております。この精神が今ほど言いました、食育基本法の精神になっているとこのようにも言われています。食育と言いますと、国民一人一人が、生涯を通じた健全な食生活の実現や健康の確保などが図れるよう、自らの食について考える習慣や食知識と食を選択する判断力を楽しく身につけるための学習でもあると、このようにも言われております。

それで食育基本法ですが、これは前文と全33条からなっております。健全な心と人間性を養い、豊かな人間性を育むことにより、健康で文化的な国民生活と豊かで、活力ある社会を実現することを目的としております。

さらに、前文では国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や

生活習慣病の増加、過度の痩身志向等の問題に加え、新たな「食」の安全問題や、「食」の外国依存問題が発生しており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は食生活の改善の面からも、自らの「食」のあり方を学ぶことが求められています。

ここで、食育基本法の条文をですね、アバウト的に列記してみますと、第2条では国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成について、それから、第3条では食に関する感謝の念、感謝の気持ちですね、これと理解について、それから第10条では、地方公共団体の責務について、第18条では、市町村食育推進計画について、第20条では、学校、あるいは保育所等における食育の推進についてと、こういう条文等が記述されています。そこで、市長にお尋ねします。今ほど言いました、第10条の地方公共団体の責務については、本市としまして、どのような対策を考えておられるのかと。それから、2つ目ですけれども、第20条に記述されており、学校、あるいは保育所等における食育の推進については、教育現場で食育等の知識の啓発をどのように行っておられるのかと。先ず、この2点をお尋ねして一番最初の質問を終わりたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 穴田議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご承知のとおり、食育基本法第10条では、「地方公共団体は、基本理念の通り、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」と謳われております。

法の制定により、地域における栄養・食生活の改善のための取り組みの更なる推進が求められております。

保健対策におきましては、健康づくり及び栄養・食生活の改善を推進することが一層重要となってきております。このため、妊娠期から高齢期までのライフステージに応じた取り組みを、栄養士並びに食生活改善推進員が指導者となり、実施するものであります。

具体的には、生涯を通じて、市民一人ひとりが健全な食生活の実現及び食文化の継承、健康の確保ができるように、自らの食事について考える習慣や食事に対する知識や判断力を身につけることが必要となります。

市では、各指導者の方々の協力を得て、妊婦教室、親子料理教室、介護予防教室など多くの事業において、食育に関する学習を年間約80回、延べ1,800人に対して実施しております。

今後、保健、福祉、農林水産、環境、教育等の連携の強化を図り、あわら市の特性を生かした、健康づくり及び栄養・食生活の改善に関する施策を、総合的かつ計画的に推進して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、学校、保育所等における食育に関する取り組みにつきましては、それぞれ担当部長から答弁いただきますのでよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市民福祉部長、川島清一君

市民福祉部長(川島清一君) それでは、私の方から保育所での「保育」の取り組みについてお答えをして参ります。

「食育」とは、食を通じて子どもを育てていくことであります。それにはまず、「楽しく食べる子ども」、このような子供を育てることから始まると考えております。

あわら市の保育施設に勤務する保育士、栄養士、また調理師で構成いたします「食育部会」では、「早寝・早起き・朝ごはん」を基本方針に取り組んでおります。これにつきましては、基本的な生活習慣を身につけることからはじまるので、家庭との連携を取りながら進めております。

また、毎月発行している給食だよりや各行事を通じて、食の大切さ・食べる楽しさを伝えております。特に毎年秋頃に実施をいたしております、保育まつりの「つどいの広場」では食育コーナーを設け、地域で採れる食材の展示や試食を行なうことで、保護者への啓発も併せて行なっております。

一方、毎日の保育の中では、給食献立に使われている食材の説明や体の中での働きなど、年齢に応じた指導を行い、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎作りを行なっております。

これからも、保育所の幼児期における食育の在り方として、楽しく食べるということが体の栄養であり、また健全な精神の育成につながるという考えを持ちながら保育に努めて参りたいと考えておりますのでご理解いただきますようお願いを申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育部長、出店 学君

教育部長(出店 学君) 学校現場における食育の状況についてのご質問には、私の方からお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、近年、各方面で食育の推進が大きく取り上げられるようになりましたのは、国民の食生活をめぐる環境が大きく変化して、その影響が顕在化しているためであります。

このことは議員ご指摘のとおり、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、食材の海外への依存、そして伝統的な食文化の危機や食の安全等の問題が生じているからだというふうに言われております。

このため本市では、子どもたちに食に関する正しい知識を身につけさせ、将来、健康で豊かな生活を送ることができるように、これまで、給食主任、栄養職員及び学級担任等が中心となって、教育活動全体の中で食育を行ってきたところであります。

さらに、平成17年6月の食育基本法の制定を受けまして、市内各学校の給食主任、栄養職員等で構成いたします、「食育推進委員会」を立ち上げ、指導方法などについて協議を重ねて参りました。

この結果、食に関する指導の全体計画や年間指導計画を作成するとともに、各学年に応じました食の教育など、学校における食育のみならず、保護者にも食育へのご理解とご協力をいただくために、定期的に「食育だより」を発行し、食に関する実態調査の結果報告や各学校での取組みの紹介などを行っているところでございます。

また、試食会の実施や保護者会等でも食の大切さの啓発を行っており、食事のマナー、偏食等につきましても、毎日の給食時間中に繰り返し指導を行うことによりまして、学年を進むにつれ改善がみられているところでございます。

一方、食の安全・安心面からも、積極的に地元の食材を給食に取り入れるよう心がけており、あわら市食生活改善推進委員の方々とともに、郷土の伝承料理を学ぶ調理実習等を行い、地域や食材について学んでおります。

今後も、地域の方々や生産者との食の交流などを通して、家庭や地域に食育の輪を広げて実践活動を展開して参りたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 16番、穴田満雄君

16番(穴田満雄君) 今ほど、市長それからお二人方の部長の方から丁寧によね、答弁いただきました。ある程度、私も理解できたと、このように思っております。

それで、今、答弁の中によね、食の安全安心の面からも、積極的に地元の食材を給食に取入れ云々と、こういう言葉が使われておりました。私、これは大変良いことだなと言いますのは今やね、全国的にこの地産地消ちゅう言葉がやかましく使われております。ですから、私100%とは言いませんけれども、やっぱり地元で取れたそういうやね、産物を多いに給食にも利用していただくと、それが強いてはやね、子供があわら市、地元を愛することにつながってくるんじゃないかこのように思っております。それで、この食育を通じてですけれども、最近私ね、特に感じるのが、家の子供なんかもそうなんですけれども、感謝の気持ちがやね、段々薄れてきているんじゃないかと、感謝の気持ち、あるいは感謝の念とこういう言葉使いもされんじゃないかと思うんですけれども、この食育を通じて、あるいは食育の学校におけるやね、もちろん家庭の躰けも当然ですけれども、学校におけるこの食育を通じた子供に対する感謝の気持ち、あるいは感謝の念をやね、植えつけるためにどうという指導、教え方をしておられるかと、これについてお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育部長、出店 学君

教育部長(出店 学君) 食に関する感謝の心と言いますか、念ですね、そのことに対してまして理解を深めるための具体的な取組みについてのお尋ねでございますが、

子供達の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていること、食に関わる人々の様々な活動に支えられているということにつきまして、今ほど申し上げましたけれども、給食の時間とか、それから学級活動、強いては理科、社会、家庭こういった教科の中でしっかりと取り組んでいるところでございます。また、小学校、中学校におきます各学年の発達段階に応じて、定めました目標の基、学校の栄養教諭、それから食生活改善推進委員、また食育ボランティアによります郷土料理とか伝承料理の教室のほか、親子によります料理教室、それから収穫体験による、その収穫による喜び、そういったこと、また「食育だより」の発行配布等によりまして、家庭とか地域、そして生産者の連携を図りながら、人、物、それから自然を大切にする、こういったやさしい子供達になるように育て指導をしていただいております。更に食事と健康につきましても、その関心を持たせ食べ物の役割を理解させ、望ましい食習慣を身に付けさせることを大切であるというふうな考えの基で、その指導目標を設定しております。あわら市の子供達、今日も今ほど市民福祉部長のお話にもありましたように、「早寝、早起き、朝ごはん」というスローガンと申しますか、目標に向かひまして、いただきます、また、ご馳走様というようなことに対して大きな声で挨拶もいたしております。現在、子供達は食べ物を大事にして、食べ物の生産者等に関わる人達への感謝の心を大きく育てているところでございます。ご家庭、地域でも更なる指導をお願いすると同時に今後ともよろしくお願いしたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 16番、穴田満雄君

16番(穴田満雄君) 今、教育部長の方からやね、学校現場における、あるいは教育現場におけるやね、そういう躰けの感謝の気持ちですね、そういうことをやね、指導しておりますと、先ほども、ちょっと私言いましたように、やっぱり子供だけにやかましく言ってもやね、正直なとこやね、やっぱり家庭の躰け、これが大事じゃないかと思ひます。ですから、私も含めてやね、皆さんが、先ず家庭でそういうことをやね、特に物、人に対する、あるいは自然に対するやね、そういう感謝の気持ちを子供達にやね、持ってもらうと、これが、我々大人が作ってきた汚れた社会をやね、あるいは自然を、これ一つ改善していくとこへ向かひていくんじゃないかなと思ひますので、一つ今ほど言ひました、私を含めてやね、これから気持ちを新たにやっていきたいなと思ひております。

それでは、二点目に入っていきます。二点目は、三位一体改革と地方財政についてです。

地方の権限と責任を拡大しまして、国からの真の自立を目指す三位一体改革は小泉純一郎元総理の号令で2004年度からスタートしております。

しかし、政府は構造改革の名の下に、地方交付税を改革期間の3年間で実質5兆1千億円も削減しております。これにより多くの自治体が財政難に陥り、地域間の格差も広がっております。

三位一体の意義なんですけれども、これは、もともとキリスト教の基本原理で父、これは天帝、あるいは天の神、それから、子供、キリスト、それから聖霊が本質的に一つであるという教えだそうでございます。日本で言いますと、これは、日本の律令制の位では、正三位、あるいは十三位、三位と呼ばれておりました。これは、律令制と言いますのは、大化の改新の頃なんです。

それでは、三位一体改革とはどういうもんかと、今更いうまでもないことなんですけれども、復習の意味でちょっと言うときます。

先ず一つは、国、中央省庁ですね、国が金で自治体を縛る国庫支出金を削減すると、それから、二つ目は、国依存体質からの脱却を目指す地方交付税を削減しますと、それから、三つ目ですけれども、国税から地方税への税源を移譲しますと、こういうことになっております。

この三位一体を同時に進めることにより、予算編成など地方財政の自由度を高め、自治体の自立に繋げるのが本来の目的でありました。しかし、既得権益を手放したくない省庁側、国側ですね、全国知事会が提案しました3兆2千億円の補助金削減案を補助率のカットにすり替えております。

さらに、国の財政再建を優先するため地方交付税と、その不足分をカバーする臨時財政対策債の削減も断行しております。

このため、自治体間の格差及び格差の解消をならす機能を持っておりました地方交付税が減少したことで都市部と農村部の財政格差は、ますます拡大しております。

仕上げとして、地方交付税として国から地方に廻る交付税は所得税、法人税、消費税、酒税それから、たばこ税のだいたい25%~30%ですが国税の所得税から地方税の個人住民税へ、3兆円の税源移譲が実施されました。しかし、補助金と交付税の削減額の穴埋めには程遠く、焼け石に水と言われております。また、全国知事会という言葉は地方6団体の団体名の一つで、首長の連合組織である全国知事会、あるいは全国市長会、全国町村会の3団体、これを執行3団体と言います。それと議長の連合組織であります、全国都道府県議長会、あるいは全国市議会議長会、それから全国町村議会議長会の3団体、これを議会3団体と言いますが、これらを総称して地方6団体と、これは、地方自治法第263条の3に規定されております、全国連合組織に位置付けられております。

そこで、市長にお尋ねします。

先ず、一つ目なんですけれども、三位一体改革により、あわら市の財政にどのような影響が現れているのかと、それから、二つ目ですけれども、全国市長会は三位一体改革に対してどのような取り組みをして来られたのかと。この二点について、お尋ねしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) お答えをいたします。

三位一体の改革とは、議員ご承知のとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減、国が

ら地方への税源移譲、及び地方交付税の見直しの3つを、同時にバランスよく進める改革であったはずであります。

しかしながら、国庫補助負担金の削減に比べ税源移譲が十分でなく、更に地方交付税は大幅に削減されており、あわら市のように財政基盤の弱い自治体では、その影響が大きく、厳しい財政運営を強いられております。

また、平成19年度からは、所得税から住民税への本格的な税源移譲が始まりましたが、個人住民税の額が、歳入全体の中で占める割合として小さい自治体にとっては、大きな恩恵を受けることは出来ません。

三位一体改革は、地方公共団体の自主的、自立的な財政基盤を確立し、地方分権をより進めるためのものであったにも関わらず、財政難に陥る団体が増加し、自治体間格差、特に都市と地方の格差がますます拡大することとなりました。

このため政府は、地方再生のための対策として、平成20年度から地方交付税の算定の中で、地方再生対策費を創設するに至っております。

このようなことから、私といたしましては、国が実施してきた三位一体の改革は、自治体間格差の拡大や、当初の趣旨である地方分権の実現という観点からも、評価できるものではないと考えております。

次に、三位一体改革に対する全国市長会の取り組み状況について申し上げます。

政府が「三位一体の改革」を実施するとの方針を出したことから、全国市長会としては、平成15年4月9日の「税源移譲など三位一体改革のアピール」を始め、9回にわたりアピール宣言、緊急決議、重点要望などを行っております。

その後、平成16年6月4日、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定され、政府から「三位一体の改革」に関連して、概ね3兆円規模の税源移譲を行う前提として、地方公共団体が国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請されました。

それを受けて、平成16年8月24日には、国庫補助負担金等に関する地方六団体としての改革案を提出しておりますが、議員ご指摘のように、政府は、地方の提案した148項目、3.2兆円の税源移譲対象の補助金削減は、約3割程度しか実現されず他のものにすり替えられたものであります。

これまで地方六団体が、一貫して政府に対し主張してきたことは、1点目は、所得税から個人住民税、消費税から地方消費税への本格的税源移譲を直ちに実現すること。

2点目は、住民ニーズに的確に対応した効率的な都市経営を可能とするため、国庫補助負担金を原則廃止し、それに見合った税源移譲を確実にすること。

3点目は、地方交付税について所要の改革を進めるにしても、地域間で税源が偏在する中で一定の行政水準を確保するため、財源保障と財源調整の二つの機能を堅持すること。の以上3点であります。

先ほど申し上げましたように、税源移譲の実施により都市部と農村部の財政格差が拡大していると感じておりますので、今後とも全国市長会を通じて、地方交付税

の財源保障と財源調整機能を堅持していくよう要請していく所存であります。

なお、あわら市の財政への具体的な影響額については、財政部長から答弁いただきますのでよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 財政部長、長谷川賢治君

財政部長(長谷川賢治君) 三位一体改革によるあわら市の財政への影響額についてのご質問については、私の方からお答えいたします。

最初に、全国規模の数値で申し上げますと、三位一体の改革によりまして、平成16年度から平成18年度の3年間で、国庫補助負担金は4兆7,000億円、地方交付税は5兆1,000億円それぞれ削減される一方、国から地方自治体へは3兆円の税源移譲が行われており、単純に差し引くと、地方自治体にとっては、総額で6兆8,000億円の財源が削減されたこととなります。

次に、あわら市における、具体的な数値で申し上げます。

まず、国庫補助負担金は、平成16年度から平成18年度の間、それぞれの年度で新たに削減されたものを単純に合算すると、総額で2億6,062万円の削減があったと試算されます。

次に、税源移譲関係であります。所得税から住民税への本格的な税源移譲は平成19年度から実施されることとなったことから、平成16年度からの3年間は、所得譲与税として交付され、総額では4億2,081万2千円となっております。

なお、平成19年度に実施された税源移譲による影響額は、個人市民税で約3億3,000万円です。

最後に、地方交付税について申し上げます。

先の2項目、国庫補助負担金の削減分と税源移譲による所得譲与税の増額分が普通交付税の算定にも加味されていることから、市に与えた影響額を正確に算出することは不可能ですが、あえて数値で表そうとした場合、地方交付税及び臨時財政対策債の平成18年度と平成15年度の比較では、普通交付税は、6,611万3千円の増、臨時財政対策債は、4億3,860万円の減、特別交付税は、1,530万3千円の減であり、総額といたしましては、平成15年度に比較し、3億8,778万5千円の減となっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 16番、穴田満雄君

16番(穴田満雄君) 毎回毎回、財政部長には、言うてるんですけども、さすが財政部長ですね、こと細かく数字で表してくれました。大変、結構なことじゃないかこのように私、思っております。そんな中で、今、所得譲与税、こういう言葉も出てきましたし、それから、臨時財政対策債ですかね、こういう言葉も出てきております。所得贈与税に関しましては、これ平成18年度ですかね、18年度で打ち切りになっていると、それで、臨時財政対策債ですけども、これは、地方債を起債するにあつたてはやね、いろいろな制限が出てくるんじゃないかと思うですけど

ども、私、調べたところによりますと、一応、地方交付税ですね、この地方交付税の身代わりと、こういう意味合いも含まれていますよということなんですけれども、一つ財政部長は、その辺は専門家ですから、臨時財政対策債についてやね、一つ詳しく、教えていただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 財政部長、長谷川賢治君

財政部長(長谷川賢治君) 臨時財政対策債はどのようなものか、ということについてお答えいたします。

先ほど議員が述べられましたように、国税5税の一定割合が自治体の財源として確保されまして、地方交付税として自治体に交付されております。

本来、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた金額が、普通交付税として配分されなければいけないわけですが、国税の収入が少ない場合は、当然、一定割合ということで、当然のことながら地方交付税としての配分額も少なくなります。

このことが顕著に出てきましたのがバブル崩壊後でありまして、国は自治体への地方交付税額の配分額を確保するため、国が交付税特別会計で起債、借金してですね、それを本来の地方交付税にプラスして地方自治体に配分をして参りました。

しかしながら、平成13年度から3年間の時限立法によりまして、地方交付税額ですね、不足分については、基準財政需要額の一部の額について、自治体が起こす臨時財政対策債、今現在やってます、これに振替えたわけでありまして、その後も2回の改正が行われ今も継続されているような状況です。

通常、地方自治体が起債を発行できるのは、退職手当債等の一部を除きですね、建設事業費の財源とする場合とされております。

しかしながら、臨時財政対策債につきましては、先ほども言いましたようにあくまでも地方交付税から振り替えられた分を発行するものでありまして、市税や地方交付税と同じく、自治体の一般財源として使い道が限定されず、自由に使うことが出来ます。

また、臨時財政対策債は通常3年据え置きで20年償還でありまして、借り入れることとし、その元利償還金の全額が後年度の基準財政需要額に算入されておりますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 16番、穴田満雄君

16番(穴田満雄君) 今ほど、財政部長の方からやね、臨時財政対策債について、こと細かに説明をいただきました。我々議員がね、一番何を危惧しているかといいますと、やっぱりこの財政状況じゃないかと、特にあわら市もやね、先ほど市長の答弁の中にもありました。小さな自治体ではやね、やっぱりいかに財源を確保していくかと、これが大事じゃないかと思えますし、将来負担率等のこともやね、これが十分考えていかないと、いろいろやね、手かせ足かせが出てきてしまうと、そういうことでやね、もちろん、そういうことは、市長をはじめ理事者の方々は十分に認

識されていると思います。ですから、今、12月も入りました。ぼちぼちとやね、平成21年度の予算編成にも入っていくんじゃないかと思います。ですから、そういうことを十分に加味したやね、あるいは考慮した一つ予算編成をやね、お願いしまして、私の質問を終わります。

議長（東川継央君） 暫時休憩いたします。なお、午後1時より再開いたします。

（午前11時58分）

丸谷浩二君

議長（向山信博君） 会議を再開いたします。

（午後1時2分）

議長（向山信博君） 議長が所用のため欠席をいたしておりますので、私の方で議長を務めさせていただきます。

議長（向山信博君） 引き続き、一般質問を行います。 通告順に従い、12番、丸谷浩二君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 12番、丸谷浩二君

12番（丸谷浩二君） 通告順に従いまして、一般質問をさせていただきたいというふうに思います。世界的に農業行政を見ますとバイオエネルギーの供給等の問題もあり、穀物の供給に対しては、非常に問題視されております。あるところでは、気象変動の影響か、穀物の減収が叫ばれております。また、日本につきましても、輸入の産物の農薬等が混入している事件とか、いろんな表示が違う事件とか、また事故米等の事件等が記憶に新しく残っているところでございます。

また、今、世界G A Tウルグアイラウンドでは、そういった産物の輸出入に関する非常に重要な協議が進行していると、いうふうに聞いておりますし、そういった内容の記事が農業新聞等を通じて刻々入ってきております。日本にとりましては、非常に厳しいなというような認識を持っておるのは私一人ではないかなというふうに思っています。また、当あわら市におきましては、国の施策に則り、いち早くそういった状況に対応するために生産組織や農業法人、または大規模な認定農業者を育てながら指示、指導しながらそれに対応すべく、尽力をなされてきたなというふうな認識もっておりますが、今先ほど言いました、ウルグアイラウンドの決着次第では、そういった方々のこれからの経営や運営等にも大きな懸念が生じてくるんだなということを思っているところでございまして、そういった方々が、仮に厳しい環境に立たされると、当あわら市の農業の根幹にも係ってくるんじゃないかなと、本当に先行きの見えない気持ちを持っているところでございます。

では、本題に入っていきたいというふうに思います。私も農業者の一人として、思ったことでありますけれども、今でも忘れることができません。喜びの収穫がもう目の前に迫った水田をみますと赤茶けた無残な稲穂に変わっていると、いうのを見た時に本当ににがにがしい思いをしたことについては、本当に忘れることができ

ませんし、昨年に続いての塩害でございました。本年につきましては、春先におきましては、春先に用水取り入れ口にあるところの水を水質検査したところ水稲にはほとんど影響がないような数値だったというふうに聞いております。数値のことは、日が経って忘れましてけれども、そういったことも一人の農家の方がおっしゃっておられました。しかしながら、そういったことで今年は大丈夫だということで、春先、田植えを始めたころには、はや、塩分濃度が影響を及ぼすような数値にあがっていたということでその後、多くの農家の方、また生産組合の方々につきましては、深水にするなり、用水の水を悪い水と知っていながらも、かけ流しをするというような指導の基で、対応をしてきたわけでございます。また一方では、できるところからは、山水を排水からポンプで汲み上げて、何とか梅雨の雨までもたせればというような気持ちで管理をしてきたわけですが、あいにくそういった期待もなく、2年続きの、いや、昨年に増しての大きな被害を受けるような形にまいりましたところでございます。こういったことについては、近年の気候の変動の要因に引き継ぐものが大きいのか、また別のそういったものがあるのか、市としてどのような認識をされているのか、お伺いをしたいというふうに思います。また、この先この北潟湖の塩分濃度が解消される見込みというものがあるのかないのか、ないとするならば、この水を用水として、使用してきた水田営農に対する今後の対策は、どのように考えているのかをお聞きしたいというふうに思います。聞きましたら、現在のそういった塩分濃度もかなり高く8月に測定した値よりも数段増えているというようなことを聞いております。そういったことを見ますと、恐らく来年も無理だろうなというような認識を持ってくるわけでございますけれども、そういった周辺の農家には、水田を整地をして負担を抱えながら、そういった農業をやっている集落もでございます。こういったことが解決されないまま、同じようなことを繰り返せば、当然農業の崩壊にも繋がる、死活問題になるんじゃないかなというふうに心配をしております。また一方では、もしも、水田としての維持ができないというようなことが、もしもの場合考えられた場合には、もう一方違う作物も導入せざるを得ないかなというふうにも思っております。いろんな話の中で私は、ひまわりというものの着眼をいたしました。今話題になっておりますバイオエネルギーの一つの考え方としてひまわりというものをどうかという提案をさせていただきたいというふうに思います。ひまわりと言いますと、以前、芦原町時代ですか、転作の一環、景観作物の一環として、ひまわりを北潟湖の周辺で栽培をされていたというようなことが記憶にあるところでございます。そういった意味でインターネットなんかを開きますとひまわりの種類も数多くあるようでございまして、そういったものが、今のこの土地にあうかどうかというのは、そこまで研究は、まだしてございませんけれども、そういったものが作付けされると、というようなことになれば、何らかのことが期待できるのかなというふうに思います。作業的には、今、ほとんどの農家が対応しております転作作物等で使っている作業機が、そのまま対応できるんじゃないかなということもインターネット上に書いてありました。収穫につきましても、そ

ばや大豆等のコンバインがそのまま利用できる、ということであります。花の時期には、景観作物として大いに人々の心を和ませながらそれが実りそれを収穫し、それで収益を得る、ひまわりの種も食用として今出ているところでございますし、また油を抽出して、そういったものに転用することも考えられます。また、費用的には、どうのこうのということは申せませんが、そういったものを広げて、いければというふうな思いもしております。また、残った茎等は、地力作物として、地力に対応できますし、また違うバイオエネルギー等の一つの考え方もあるというふうに思っておりますので、当市の考え方をお聞きしたいというふうに思います。まず、一回目を終わりたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 丸谷議員のご質問にお答えをいたします。

北潟湖における塩分濃度の上昇について、「その原因は何か」とのお尋ねであります。本年の気象が影響しているものと思われま。

特に、この夏、太平洋高気圧と別の高気圧が長きにわたり西日本を覆い、好天が続いたことが、大きく影響したものと考えております。

福井地方気象台によると、観測地点「三国」における本年の降水量は、7月までは120から150ミリを観測しているものの、収穫期を間近に控えた8月の降水量は71ミリと大きく減少しております。これを裏付けるかのように、音部・倉崎両揚水機場の取水口で測定した8月の塩分濃度は6,000ppmを超え、水稻の生育にとって危機的といわれる3,000ppmを大きく上回っていたところであります。

また、開田橋における水位の状況であります。三国土木事務所による観測では、4月から9月まで、常に下流側の水位が高く、特に、5月上旬から8月下旬までの間、その差は顕著となっております。

これらのことから、北潟湖の塩分濃度が低下する要素は認められず、本年は、稲作にとって極めて厳しい環境であったと考えております。

次に、新たな用水の手立てについてのご質問であります。11月上旬における音部・倉崎両地点の塩分濃度は8,000ppmを超えており、8月の数値をさらに上回っております。

例年、冬季降水量の増加等からたらされる水位変動により、塩分濃度の低下が見られるところではありますが、今季については、期待を寄せる状況にはないと考えております。

また、議員ご指摘のように、地元集落の負担を伴う新たな水源への転換につきましては、私も、早期の解決は極めて困難であると認識いたしております。

このような状況の中、地元集落では、塩害の影響を少しでも回避しようと、次年度の転作田として、当該水田に麦の作付けを行っているところであります。

県の坂井農林総合事務所による初期生育の現地調査では、順調な生育を確認して

いるとのことであり、市といたしましては、当面、この作付け体系を見守りながら、関係機関とともに、適時適切な指導に心がけて参りたいと考えております。

次に、景観作物等への作付け転換を図ってはとのご意見であります。議員ご提案のとおり、ヒマワリ等の作付けが考えられます。

ヒマワリは、観賞用としてのイメージがありますが、世界的には重要な「油糧作物」であり、近年は品種改良も進み、国内においても油糧用としての生産が盛んに行われております。

しかしながら、県内の先行事例を見ますと、搾油の外注費によるコスト増から、他の販売者との間に価格差が生じており、搾油のための設備投資や生産技術の向上が大きな課題となっているようであります。

いずれにいたしましても、塩分含有濃度の高い土壌にも適応性があり、所得的にも水稲作に匹敵する作物を選定し、新たな作目体系を確立するためには、十分な検討と実証が不可欠であります。

今後とも、関係機関や地元生産者と慎重な協議を重ねながら、一定の方向性を得られるよう努力して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 12番、丸谷浩二君

12番(丸谷浩二君) 大体のところは理解をできるわけですが、一つ一つ、再質問を順を追ってしていきたいと思っております。

塩害原因については、気象の影響が基だというような答弁をいただきましたけれども、私も北潟湖の周辺に住んでるわけですが、あそこに住んでますというんなことが耳に入って参ります。開田橋をもう10年ぐらい前になるわけですが、工事にかかり新たな新しい橋が開通しているわけですが、その時に工事のいろんな方法によって行われたことが原因でないかなと、というようなことも何人の方から聞いたこともありますし、今でもそう思われている方も多いと思っております。しかし、私もそういった思いをしているわけですが、やはり開田橋といいますのは、大きな目的の一つに治水を目的としたものがあるというふうなことも認識しておりますから、それによって、起きたかどうかは、まだ数値的に何も証明できませんので、何ともいえませんが、そういったものがあるならば、一つのことによって起きたもんかなというようなことにもなってくるわけですが、やはり、治水のことにつきましては、非常に重要な問題でもありますし、そのことでどうのこうのということは、数値がはっきりした時点で、またお伺いしたいなというふうに思います。気象の変動、これは世界的に起こってるわけですが、そういったものから見ますと、これから先、北潟湖の用水の手立てというのは、もうできないかなというような判断をしなくてはいけないかなというふうに思うわけですが、この時期にきて、かなりの負担をするような用水については、無理かなというような認識をしておりますけれども、今一度、それらを含めて、新たな用水を引

く手立てというものは、まったくないか、あるか。あるならば教えていただきたいなというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 経済産業部長、坪田清孝君

経済産業部長(坪田清孝君) 今の、先ほどの丸谷議員のご質問お答えいたしたいと
思います。先ず、北潟湖の用水に代わる手立てということでお尋ねかと思いますが、
本年度のようにですね、塩分がですね、高濃度となった場合に備えて、新たな用水
への転換が必要となってくるかと思っております。対策としてはですね、やはり、
そういうものが必要かなと思っておりますが、もっとも現実的な解決策というこ
とで、申し上げますと、坂井北部土地改良からの給水というものが考えられます。た
だ、水量的には、坂井北部土地改良区の受益を満たしているということ、それから、
高額な加入金が新たに発することを考えますと、早期決着は、困難な状況にあるか
なと思っております。また、現在ですね、先ほども議員がご指摘のように農業情勢
は極めて厳しい現状化にあるかと思っております。米価の下落と肥料の高騰等が続
く中ですね、過去の湖辺の土地改良区が抱えております償還問題、これまだ残って
おります。そういうような中で議員ご指摘のように農家に多額の経費負担を求める
事業には、非常に取り組みづらいと、取り組みにくいという現状にあるかと考えて
おります。なおですね、地元土地改良区の方では、古いため池を再度、復元をいた
しまして、用水の反復利用等による水源確保も検討をしているようであります。い
ずれにいたしましても、このため池につきましては、明治時代に築造をされたと聞
いております。貯水量は3,000m²、受益にいたしますと、5haのことであ
り、復元利用に要する事業費につきましては、多額のものになることが想定されま
す。そういうことから、新たな水源の転換というものに至りましては、地元農家と
土地改良区の英断が不可欠かという具合に考えております。十分な協議が、必要と
考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。今しばらくは、
転作をもって対処していきたいと考えております。よろしくをお願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 12番、丸谷浩二君

12番(丸谷浩二君) 用水問題については、坂井北部土地改良が出来た時に、いろん
なことがあったなというふうに聞いてはおります。ですけども、今、現にそういっ
た状況になりますと、何べんも言いますけども、これから先、組織も崩壊するでし
ょうし、いろんなお金をかけた水田が葦原になってしまうかなという心配もしてい
るわけございまして、なんらかの形で水の補給というのは、考えなければならな
いなというふうに思っています。できる、できないは別として、いろんな河川から
の引用、そういったものもこれからは、協議の中に入れていただきたいなというふ
うに思っています。

次に今これだけの高濃度の塩分がずっと続いているわけですが、北潟湖で漁
業を営む漁師の皆さん方もおるわけですが、そういった方々のいろんな水産業

に対する影響というのは、私、まったくわかりませんので、どれくらい今、出ているのか、またそういうのではないというのか、そういうものをあつたら教えていただきたい、また北潟湖のひしが生えたり消えたりしているわけですが、ひしがないと魚の産卵場所も限られてしまうとかということも聞いております。違う意味でのひしの問題もあるかもしれませんが、そういったものを含めて漁業がどのような立場にあるのかも教えていただきたいなというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 経済産業部長、坪田清孝君

経済産業部長(坪田清孝君) 丸谷議員の漁業への影響につきましてのお尋ねですが、漁獲高につきましてはですね、正確な数字を把握していないということで、数値で表すことができません。ただ、近年ですね、ふなの収穫量が大きく減少しているということで、北潟漁業組合によりますとですね、塩分濃度が上昇いたしますと、比較的濃度の低い、ちょうど言いますと北潟湖の南湖というアイリスブリッジの南側の湖でございますが、そちらにどうも、ふながですね、移動をするという具合に聞いております。ただ、この南湖はですね、禁漁区域となつてございまして、ふなはこの区域へ遡上していくということから、漁場区域でありますところの漁獲高というものが大きく減少しているのではないかなという具合に考えております。南湖では、ふなのですね、死骸というものにつきましては、確認されておられませんので、多くの固体が生息しているという具合に思っております。特に海水を嫌うですね、へらぶなにつきましては、なかなか漁業区域には戻つてこないということもございまして、そういうことから、塩分の高濃度が漁業に及ぼす影響度も大いにあるのではないか、という具合に考えておるところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 12番、丸谷浩二君

12番(丸谷浩二君) 部長の答弁ですと、漁業にもかなり影響があるというような答弁をいただきましたけれども、古くから北潟湖は周辺のいろんな農地、または漁業等に大きく寄与して今日まで至っている湖でございます。その水がこれから先、そういったものが期待できない、使用できないというような、本当に残念なことになっていくのではないかな、というようなことを今つくづく思ったわけで、あわら市にとりましても、残念なことだなというふうに思うわけでございまして、砂糖を入れて水を調節するようなことにはならんと思うですけども、多額の費用をかければ、いろんなそういった科学的物質で、そういった解消ができるかもしれませんが、そういったものについては、到底、無理だなというようなことも自分では思っているところではございまして、やはり、これから先は、もう少し違うあり方を北潟湖として、考えていかなあかんのかなというような思いを今、つくづく思っております。また、一方違った見方をしますと、あそこの水門を開けっ放しする、これは、できるできんは別として、そういった水の動きを自由にするることによる、いろんな科学的物質の水質については、解消もできるんかなというようなことも自分な

りに思っておりますけども、やはり、今の橋を作った目的には副いませんので、こういったことはこれ以上言いませんけども、やはり、あわら市の北潟湖は大きな財産でございます。近くに公園もございます。あそこで観月の夕べも行われます。そういったところが、水田が荒れ放題になるというのは、誠に影響を考えますと大きなものになるのではないかなというふうに思っています。また、部長の方では、当面転作で対応するしかないというようなお答えをいただいわけですけども、私の知る限りでは、大麦の連作は、2年までですよと、3年目になりますと、収量的にも作量的にも非常に落ちてしまうというようなことを聞いているわけですけども、今年、改めて、また再度、麦を蒔きました2年目になるところもあそこら辺では、ありますけれども、そういった状況になった時の対応等もあれば教えていただきたい。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 経済産業部長、坪田清孝君

経済産業部長(坪田清孝君) 今の議員のご質問の中にありました同じ作物の連作障害のことかなと思っております。特に倉崎を中心とした麦の作付けにつきましても、やはり、また来年もですね、塩分濃度が多いということになりますと同じ作付けをせざるを得ないというようなことも考えられるわけでございます。病害、こういう連作障害、同じ作物をですね、やっぱ連続して、やはり作付けをいたしますと、病気それから、養分の欠如による生育不順というものが起こりまして、通称言われます、連作障害という形で生じてくるかなと思っております。このためですね、今、同一またはですね、近年を作物を同じ圃場に連作をしないというようなことが常識となっております。特に水田、転作が行われている、ブロックローテーションによる輪作体系というものは、非常に優れた農法だなという具合に私共は考えているところであります。そういう中にありまして、塩害区域における連作障害への対応につきましても、同一圃場で大麦の作付けをやるということではなしにですね、大麦の後にですね、地力の維持と土壌養分の状況の均一化を図るために取られる方法としては、基本的に菜種やひまわり、こういうもののマメ科類の作付けが良いといわれております。特にひまわりは、その根から分泌液として、土壌中のVAコンティが絡み合いまして、そういうことで燐や水分を吸収して、その効果は後作の麦にも及ぶという具合に、吸収しあう、水分を吸収しやすくなってですね、後作の麦にも及ぶという具合に聞いております。ただしですね、やり方といたしまして、ひまわりが開花したあと、早めに刈り取りまして、粉碎して引き込むことが必要でございまして、先ほど議員も申しておりましたように搾油を目的とした優良作物としての作付け体系と相反するということでございます。ひまわりの作付けを提案を受けたわけではありますが、そういう意味で麦あとひまわりによる輪作体系というものは、十分可能であると考えておりますので、今後ともですね、地元関係機関と協議しながらですね、こういう問題の解決にですね、取り組んでいきたいという具合に思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長(向山信博君) 12番、丸谷浩二君

12 番（丸谷浩二君） 私、ひまわりで食塩にしたり、油をとったりして、収益に繋がらんかなという考え方をしたわけですが、当然、麦の連作障害を防ぐにも、それが適するというのは、今、聞きましたので、是非、そういったものの導入等を検討をしていただきたい、残された時間というのは、そんなにあるわけではございませんので、早々にお願いを申し上げたいというふうに思います。また、ちょっと話、ぶれますけれども、今、水稻の転作で大麦を大々的に作付けをしているわけですが、昨今を見ますと大麦等々の作付けを収支計算しますと、プラスにはならないんですね、大麦だけを計算しますと、赤字になってしまうんです。転作等の助成金をいただいて、何とかこう潤っているという状況の中で、やはり、水田の地力も落ちてきている、いろんな等々を考えてあわら市として、これは私個人の思いですが、先ほど言いました、ひまわり等を転作作物の奨励にして、地力を回復しながら、また違った意味でのそういった方策の方法もありかなというようなこともいつも考えているわけではございまして、そういったものを併せて検討いただきたいというように思っています。国の方が今、大臣曰く、50%まで受給率を上げるというようなことも打ち出しておりますし、農地を農地として更に活用させるんだというようにも新聞に書いてありました。そういったものを踏まえながら、やはり、あわら市の塩害を受けた水田30ha、40haに及ぶものについても何とか維持をして、今後の食料の増産に寄与していきたいなど、農家の一人としては、そう思っているところでございますので、特段のご指導をお願いしたいというふうに思います。

以上で質問を終わりたいと思います。

山川知一郎君

議長（向山信博君） 続きまして、通告順に従い、4番、山川知一郎君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 4番、山川知一郎君

4番（山川知一郎君） 4番、日本共産党の山川知一郎でございます。ご承知のようにアメリカから始まり、金融恐慌、これから先、私、市民の暮らしも大変厳しい状況になるのではないかとこのように考えられます。もうすでに、いろいろ物価が引き上げられるとか、いろんな影響が現れておりますが、そういう中でいかにして市民の暮らしを守っていくか、そういうこと行政にも強く求められているというふうに思っております。そういう点で、市民の暮らしに関わる重要な問題について3点質問をさせていただきます。

先ず、一つは国民健康保険税の問題でございます。私は、以前にもこの問題を取り上げましたが、最近、マスコミでも報道されておりますが、いわゆる景気悪化の中で、保険料が払えなくて、保険証がない、無保険の子というのが、大きな問題になっております。無保険の子は、中学生以下で全国で3万人以上、県内でも300

人以上いるというふうに報道されて、大きな問題になっております。

国もこれは、早急に解決すべきと、子供には、保険証を確保するようというふうに指導しているようでございますが、あわら市の国保税ですね、現在、県内9市中で最も高い額になっております。その結果、「払いたくても払えない」世帯が増えて、滞納世帯も15%を超えているというふうに聞いておりますが、実態はどうなっているか、まず伺いたいと思います。国保加入世帯数と被保険者数、その中で滞納世帯数と短期保険証、資格証明書の発行数とその割合、また、資格証明書発行世帯中、20歳未満の被保険者数はどれだけいるかをお答え願いたいと思います。

私は、以前にも、先ほど申し上げました、この問題を取り上げたことがあります。そのときの答弁でも、滞納者に対して資格証明書を発行することは、なんら収納率向上にはつながらないと、むしろ疾病の早期発見を遅らせて重症化させ、かえって医療費の増額を招くことになりかねないというふうに考えます。

実は、昨日もですね、旧芦原地区に住む63歳の女性の方から、相談を受けました。この方は、平成11年に子宮がんの手術をされて、これは、名古屋でされたそうですが、その後、夫のよく今、はやっているというところですが、ドメスティックバイオレンスであわらへ逃げてきたというような格好で来られて、あわらに来てからも、住所を転々として、夫に住所を知られないようにして暮らしているという方でございますが、現在、右足がですね、左足の倍ぐらいに腫れあがっております。週1回ぐらい旅館へ仕事に行くということですが、仕事へ行きますとその腫れが更にひどくなってですね、1回行くとあと2、3日は、ほとんど動けないというような状況でございます。腎臓も悪くなっておりまして、近く、このままいけば、透析をしなければならなくなるだろうと、医者に言われていると、それから、癌の手術をした後、定期的に癌のアフターケアといいますが、そういうものも受けるようにと言われているわけですが、この方は、保険料が払えず、現在保険証がございません。この右足の腫れも原因が良くわからないけれども、一年以上医者にはいないという状況です。昨日見せていただきましたが、11月の収入は、3万円4千353円と、預金通帳には、もう300円程度しか残っていないというふうな方でございます。現状ではもうこれは、直ちに生活保護が必要というふうに思いますが、この方ももし、保険証を持っていれば、きちんとそして、医者にかかれば、このような状態にならずに自立して生活していくことができるのではないかと、そういう点では、やはり、この保険税のことだけを考えて資格証明書を発行することは、トータルで考えれば、むしろ公費の負担がいろいろ生活保護とか、いろんな面で増えてくる結果になると、そういう点では、私は、資格証明書は、絶対止めるべきだと、憲法25条に規定されている生存権の侵害でもありますし、特に、子供はですね、親の経済的な事情によって医療を受けられないということは、児童憲章、あるいは児童福祉法にも反するものでありまして、これらの子供には直ちに、無条件で保険証を発行すべきというふうに考えますが、この点について市長のお考えを伺いたいと思います。

また、来年度の予算編成にかかると思いますが、この高い保険税をですね、是非、来年度、引き下げを実現していただきたいというふうにと思いますが、この点についてもどのように考えておられるか伺いと思います。

よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 山川議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の「あわら市の国保税は高すぎると思うがどう考えるか」についてであります。あわら市の国保に加入している方の1人当たり保険給付費を見ますと、合併時の平成16年度においては約20万5千円、それが平成19年度においては約27万円となり、年平均8%の伸びを示しております。

国保会計は、主に保険給付費などの所要経費から国庫負担金等を控除した残りの経費を保険税で賄っており、医療費の給付等に対応した税額をお願いしているものであります。

また、国保会計の状況を見ますと、基金残高は、平成16年度末に2億5,173万円であったものが、平成19年度末には1億7,335万円に減少しております。平成18年度より基金取崩しによる運営を強いられており、財政上、大変厳しいものがありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

2点目の、「滞納世帯数と割合、そのうちの資格証発行世帯数と割合」についてであります。10月末現在で、国保加入世帯数4,171世帯のうち、滞納世帯数は434世帯で、割合は10.4%であります。

また、資格証発行世帯数については162世帯で、割合は3.9%であります。

3点目の、「資格証発行世帯中、20歳未満の子供は何人か。子供には直ちに保険証を発行すべきと考えるがどうか」についてであります。20歳未満のいる世帯は17世帯であり、子供の数は28人です。保険証の発行に係る国保制度の基本的な考えは、相互扶助の精神にのっとり、医療費の給付を受けると同時に、目的税である保険税の納付義務を負うものであります。

資格証交付世帯については、今年10月の保険証切替時に、納税相談をしていただくよう再三通知を出しておりますが、来庁いただけなく、やむなく資格証を交付しております。

しかし、緊急的な対応として、医療を受ける必要が生じた場合には、直ちに短期被保険者証を交付しているところであります。

今後、特に子供のいる世帯については、子供のみ短期被保険者証を交付いたしますが、滞納分に係る納付相談及び納付に応じていただけない場合には、「税の公平性の確保」の観点から、世帯主に対して、滞納処分などの厳しい措置をとらざるを得ないと考えております。

最後の、「資格証発行は、収納率向上にはつながっていない。資格証発行はやめるべきではないか」とのご意見であります。確かに資格証発行と収納率向上との

相関関係は少ないものと考えております。しかしながら、そもそも資格証の発行は、収納率の向上を目的として行っているものではありません。

資格証の発行については、国民健康保険法第9条及びあわら市国民健康保険被保険者資格証明書交付等要綱の規定に基づき、国保事業運営の独立性、健全性並びに公平性を保つために、やむなく行っているものでありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 4番、山川知一郎君

4番(山川知一郎君) あわら市の国保会計の厳しい状況というのは分かりますし、前々から言われていることですが、あわら市のいわゆる特殊性というものもあってやむを得ないというふうを考える面もありますが、ただ私は前にも申しあげたかと思ひますが、これは今、相互補助の制度だというふうにおっしゃいましたけれども、この考えでいきますと、結局、憲法25条の生存権の保障というのは、非常に危うくなってくると、私は、そもそもこういうあわら市が非常に国保会計が厳しい状況にある、そういう中でも同じようにこの制度を維持していくということが求められているわけですが、基本的には、やっぱり国がきちんと責任を持って、国が国民に対して生存権を保障するということになっているわけですから、これを大体、そもそも自治体に任せているというところに、非常に大きな問題があるというふうにお思ひしております。資格証は、収納率向上が目的はなくて、公平性を確保することだというふうにおっしゃいましたが、この点についても、全国的に見ますと、自治体の姿勢といいますか、取り組みには、非常に差がございます。ご承知かと思ひますが、全く資格証は、発行していないという自治体も県内にもありますし、全国的にも多数の自治体が発行していないというところもございます。こういう国保会計が非常に厳しい状況になっているのは、国がこの国保会計に対する財政措置を以前に比べれば減らしているということに大きな問題があると思ひますが、私はそういう点では、まずは、これを改善するためには、国に対してきっちと意見をですね、市長会なりでも上げていただいて、基本的には、国の助成を増やして、国保会計を改善するということが、どうしても必要になってくるのではないかなというふうにお思ひしているところでございます。

その点について、再度、市長のお考えを伺いと思ひます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 国保の制度がですね、相互扶助の制度であると、しかし、それが十分な内容を持っていないと従って、それが憲法で保障する生存権の否定といひますが、阻害するのではないかというご意見かと思ひますけれども、国保制度が不十分であるが故に、必ずしもそれが、生存権の保障を阻害するものになるというふうには私は考えておりません。もちろん、専門的なことは良く分かりませんが、そこにはやはり、生活保護制度等々もありますし、この制度の不十分さを持って直

ちに生存権の保障を否定するものというふうには、私はならないのではないかと考えております。確かに、これはあわら市だけではございませんで、全国の自治体で国保会計が大変厳しい状況にあるということは、十分認識をいたしております。また、その辺を今後、改善するためですね、国に対して諸々の支援策を要望していくということは現に行っておりますし、またこれからも行わなければならないというふうに思っております。資格証明書を発行せずに済めば、それが一番いいのかもしれませんが、やはり、それでは国保税をきっちりと納めている方々との間での不公平感を増長させてしまうのではないかとというふうに私は考えておりますので、残念ながらこれは続けざるを得ないのかなというふうに今思っているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 4番、山川知一郎君

4番(山川知一郎君) 先ほど、滞納世帯数とか割合とか、お答えいただきましたけども、あわら市のこの数字は、前年と比べてどうなのか増えたのか減ったのか、また県内の他の市と比べてどうなのかということについても、ちょっとお答えをいただきたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部長、川島清一君

市民福祉部長(川島清一君) 少々、お持ちください。

山川議員の資格証の交付の対前年での推移はどうかということと、他市との比較はどうかということをございました、あわら市でいいますと、資格者証の交付世帯につきましては、18年度が24%、それから19年度が27%、20年度が只今、22.5%ということをございます。それと、他の市ということをございます、これが今、過去の数字がこちらの方で今、把握をしておりますので、20年度の今現在ですね、20年6月1日現在のものでお答えをしていきたいと思えます。

あわら市は、今申し上げたとおりでございます、隣の坂井市につきましては、資格者証の証明書の交付割合でございますが、9.0%というような状況になってございます。他市の過去のことににつきましては、手持ちに資料がございませんで、また、できましたら、後日、提出させていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 4番、山川知一郎君

4番(山川知一郎君) 坂井市に比べても、今の答弁では非常にあわら市の場合は資格証の発行が高いということは明らかだと思えます。先ほど、市長は、国保制度は、相互扶助だと、いうふうにおっしゃいましたが、私は、やっぱり、憲法25条の規定は国が国民に対して生存権を保障するということの規定しているものでありまして、憲法に規定されている25条以外のこれ以外のいろんな基本的人権も基本的には国が国民に対して保障をするということでありまして、国民相互の助け合いによって、この人権を保障するというものではないと、そういう点では、私はそのの

ところは認識を是非改めていただきたいなというふうに思っておりますが、ちょっと最後に一つは、先ほど無保険の子供20歳未満は、17世帯28人ということでございましたが、この無保険の子に対して、直ちにこれは保険証を発行するべきだというふうに思いますが、この点については、どう考えているのかということと、先ほども伺いましたが、来年度、大変財政事情厳しいのは良く承知をしておりますが、何とか国民健康保険税をいくらかでも引き下げをするということについては、その考えはないのかどうかということについて伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部長、川島清一君

市民福祉部長(川島清一君) 再度のご質問にお答えをいたします。

第1点目の無資格の子供に対する被保険者証の交付ということでございますが、このことにつきましては、今日の新聞報道でも、ちょっとありましたが、平成21年4月1日から対象者を中学生以下ということで交付をするというようなことの改正がなされるということが本決まりになったと、というような報道でございますが、私共、これまでその保険者証の交付につきましては、その交付をしていく方向で検討して参りました。あわら市といたしては、児童福祉法にいう子供の規定18歳未満、これを採用したいというふうに考えておりました、できれば、これからインフルエンザ等の流行もあろうかと思っております。できますれば、1月1日からの交付をしていきたいというようなことで考えておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

それから、次年度の保険料の減額というようなことにつきましては、これからいろんな検討というんですか、いろんな施策なりのどうしても医療に係るあわら市特殊性もございまして、医療費はどうしても係るというようなことなんで、その中にも精一杯、議員のおっしゃいますような保険税の軽減というんですか、そんなものに努めて参りたいと思っておりますが、これから、その老人の増加ということも考えられます。いろんなことで、また増額というようなことをお願いしなければならないということも考えられます。精一杯努力してがんばって参りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 4番、山川知一郎君

4番(山川知一郎君) 先ほど、市長は最後のセイフティネットとしては、生活保護もあるというふうにおっしゃいましたが、私、先ほど申しましたように生活保護へ行く前に保険証があれば、生活保護まで行かずに自立できるというケースも多々あるのではないかと、そういう点でも、是非、資格証の発行については止めるという方向で努力をしていただきたい、また基本的には国の責任でということ、是非、国にも一層強力に働きかけをお願いしたいというふうに思います。

2つ目の問題に行きたいと思っております。

高齢者、障害者に対する灯油代の助成の問題でございます。

昨年の今頃は、灯油が非常に急速に高騰いたしまして、高齢者などに対していわゆる福祉灯油ということで助成が行われました。今年は今のところ昨年に比べれば、灯油代はかなり下落をしているようでございますが、先ほども申し上げましたように百年に1度というような不況が迫ってきていると、こういう状況の中でこれから冬を迎えて灯油の需要が増えるわけでございます。

私は、灯油代そのものは下がっておりますが、やはり非常に生活に苦しい高齢者や障害者に対しては、できれば昨年同様の助成をしていただきたいというふうに思いますし、特にですね、市営住宅などで、2階以上の建物に住んでおられる方は、自分でですね、ポリ缶を2階、3階までとても運べないということで、業者に玄関まで配達をしてもらおうと灯油代に配達料が加算をされるというふうに聞いております。これについて、市は実態を掴んでおられるのかどうかわかりませんが、掴んでおればですね、実態はどうようになっているか、そして、少なくとも灯油代そのものは無理でも、この配達料についてなんとか助成をしていただけないかというふうにと思いますが、この点について見解を伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部長、川島清一君

市民福祉部長(川島清一君) 只今の山川議員のご質問にお答えをいたします。

灯油購入時におきます配達料につきまして、市内の各取扱業者に問い合わせをいたしましたところ、通常の配達料金は、灯油代金に含まれているということではございますが、今ご質問の集合住宅における2階以上の戸口までの配達をする場合の加算料金についても確認をいたしました。明確に料金を加算していると返事がございましたのは、3業者でございました。この市内の業者調べました11社に問い合わせをいたしましたところ、3業者であったということでございます。

福祉制度の一環として、高齢者や障害者の方々に対し、この加算料金についての助成を考えてはどうかというようなことでありますが、現在、灯油価格は、昨年同時期と比較いたしましてもかなり安価になっており、この料金が家計を圧迫するものとは考えにくいと思います。一律にこれをもって制度構築をするということは適当ではないと考えておりますので、ご理解をお願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 4番、山川知一郎君

4番(山川知一郎君) 11業者中3業者が配達料をとっているということではございますが、できればいくらとっているのか、わかりましたら教えていただきたいというふうに思いますし、それからこういう集合住宅に住んでおられる高齢者、それから障害者、そういう方がどれくらい居られるかということも掴んでおられれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部長、川島清一君

市民福祉部長（川島清一君） 再度のご質問にお答えをいたします。

金額的には、1社につきましては、2階までの場合1当たり5円の追加をしております。それから、3階までの場合1当たり10円の追加をいたしております。それから、もう1社につきましては、2階は50円、3階は100円ということで階を増すごとに50円ということでございます。もう1社につきましては、リッター当たり2階以上の場合5円、先ほど言いました5円を追加しているというものでございます。それから、これらのお年寄りや障害者、弱者の方のその集合住宅にいらっしゃる方の数を把握しているかということでございますが、大変申し訳ありませんが、このことについては、把握をいたしておりません。

以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 4番、山川知一郎君

4番(山川知一郎君) 今の2番目の2階は50円、3階は100円、これは18ですね。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市民福祉部長、川島清一君

市民福祉部長（川島清一君） リッター当たり5円、1ですね、20缶ですと100円ということになります。1当たり5円を加算をして配達をするということですよ。2階、3階上がる場合ですね。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 4番、山川知一郎君

4番(山川知一郎君) 先ほど言われた、1番目の業者は2階だとリッター当たり5円、3階だとリッター当たり10円と、2番目に言われたのは2階は50円、3階は100円と言われたので、この50円、100円というのは18リッター当たりではないかと。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市民福祉部長、川島清一君

市民福祉部長(川島清一君) 大変申し訳ございません。最後に申し上げましたのは、18リッター当たりです。ポリ缶1缶という意味です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 4番、山川知一郎君

4番(山川知一郎君) 今の部長の回答は、灯油代が下がっているから、これが家計を圧迫するとは考えられないということでございますが、私は、高齢者とかですね、障害者の世帯にとりましては、例えば1週間1回18リッターずつとすれば、月に400、500円配達料が加算されるということになるわけで、集合住宅全体でこの高齢者とか障害者に該当するという方は、そんなに数は多くないのではないかなと、これに助成をしてもですね、そんなに今、市の財政がどうのこうのというような問題にはならないというふうに思いますので、しかし、こういう方にとっては、こ

の配達料だけの助成でもですね、大変、助かるということだというふうに思いますので是非その点は、再度検討をお願いをしたいなというふうに思います。

これで2つ目の問題は終わります。

3つ目ですが、現在、YONETSU - KAN ささおかが休館をしておりますが、このYONETSU - KAN ささおかは入浴だけではなくて、レクレーションやリハビリにも広く市民に利用されております。現在、この高温水が通っている配管が漏水ということで、これを布設替えするということで休館をしておりますが、この休館しているということについては、市広報11月号の裏ページにも小さく記載をされておりますが、この11月号の広報でも何時から営業が再開されるのか、それから毎日のように通っておられる方は、その回数券を持っておられますが、この回数券の取り扱いはどうするのか、こういうことについては何の説明もありません。聞きますと休館になること自体もですね、ほとんど予告もなしに、行ってみたら突然閉まっていたと、ということで、大変、何人かの人から苦情が寄せられております。本当にこれは、利用者を見捨てた対応ではないかというふうに思いますが、今、これまでのYONETSU - KANの利用状況、それから今後の対応についてどうするのかということについて伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部理事、長谷川忠典君

市民福祉部理事(長谷川忠典君) 山川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

高温水配管の漏水事故により、余熱館が長期にわたる休業を余儀なくされ、当館を利用されております市民の皆様にご迷惑をお掛けいたしております。

この、高温水配管の漏水につきましては、当初、清掃センター横の法面地中で確認されたことから、3週間程度で復旧可能と判断しておりましたが、その後の調査で、管理用道路に埋設されている595mの配管部分にも漏水が確認され、法面部分の77.6mを含む672.6mの全面布設替を行うこととしたところであります。

布設工事につきましては、従来と同じ埋設管による工法とし、総事業費7,166万8千円、うち、あわら市の負担金は1,400万1千円となり、今定例会におきまして予算審議をお願いしているところであります。

去る12月1日に開催された福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会におきまして、構成市町議会の予算承認を得たのち、直ちに工事に着手し、出来るだけ早期に営業を再開したいとの報告がなされております。

しかしながら、工期は5ヶ月程度を要するという見込みであります。

次に、休館についての広報であります。広域圏の事務局では、迅速な周知を図る観点から、記者クラブを通して一般紙に掲載を依頼しております。また、市におきましても、行政チャンネルや広報11月号への掲載のほか、コミュニティバス利用者のためにバス内に、また、自家用車での来館者のために進入路付近と施設玄関前に「お知らせとお願い」の掲示を行っております。

最後に、施設回数券の換金、払い戻しについてのご質問であります。原則として未使用の回数券については、清掃センターにおいて随時換金に応じているとのこととあります。

なお、1月発行予定の「広域圏だより」において、回数券の取り扱いを含め、今後の工事日程や開館スケジュールなど、改めて市民の皆様にお知らせするとのこととあります。

市といたしましては、今後とも広域圏事務局と連携を密にし、広報紙や行政チャンネル等を活用し、市民の皆様へ情報提供して参りたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 4番、山川知一郎君

4番(山川知一郎君) 今回の回数券の払い戻しは、清掃センターでということですが、私はわざわざその払い戻しのためにですね、あそこまで行くのは、ちょっと大変だという方もいらっしゃるというふうに思うんですね、私の知っている方は、本当にリハビリであそこを毎日通っていると、プールをずっと歩いてですね、あそこが休館になったんで、もうそれができなくて膝に水が溜まったという方もいらっしゃると思います。そういう方に払い戻しに清掃センターまで来いというのは、ちょっとやっぱり不親切ではないかなと、是非、他のところでも例えば、市役所の窓口でも取り扱うとかですね、何かもう少し考えるべきではないかというふうに思います。それから、前々から要求をしておりますが、プールのですね、出入りのところに手すりを付けていただくようにと、この休館中、この手すりをきちんと付けていただけるのかどうか、そのことをちょっと確認したいと思いますが、いかがですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部理事、長谷川忠典君

市民福祉部理事(長谷川忠典君) 只今のご質問にお答えをさせていただきます。

手すりにつきましては、清掃センターの所長に再三、要望をしているわけですが、休館中につけたいという答えをいただいておりますので、よろしく願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 4番、山川知一郎君

4番(山川知一郎君) 私は、清掃センターは、市が直接ではなくて、事務組合でやっておりますので、昨年のダイオキシンのですね、流出事故の対応もそうですし、今回の対応もですので、ちょっとやっぱり、事務組合は市民へのサービス精神というか、何か市民のことは後回しというような姿勢が非常に感じられますので、この点については、やっぱり市民サービスにきちんと徹するというのを是非この際ですね、

市の方からも強く要望をしていただきたいと思いますなと、先ほど申し上げましたこういう回数券の払い戻し等についてもですね、もう少し便宜を考えていただきたいと思いますというこ

とをお願いをして質問を終わりたいと思います。

笹原幸信君

議長（向山信博君） 続きまして、通告順に従い、2番、笹原幸信君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 2番、笹原幸信君

2番（笹原幸信君） 市政会、笹原です。財政問題についてともう1件はあわら温泉街の活性化について質問をいたします。まず、財政問題についてですが、サブプライムローンに端を発し、リーマン・ブラザーズの破綻によって、100年に一度ともいわれている金融恐慌のために世界の経済が急激に萎縮し、経済がマイナス成長に転落しています。アイスランドにおいては国が破綻の危機に陥り、日本の金融機関等が持っている500億円のサムライ債と呼ばれている債権がデフォルトにあっております。債務不履行でございます。

このアイスランドの窮状に、アメリカ、ヨーロッパ諸国は自国の手当てで精一杯であり、ロシアが救いの手を差しのべるといふ異例の事態が起こっております。それほど各国とも金融不安のダメージが大きいのだと思います。

世界各国の金融機関が破綻の危機に瀕しており、膨大な国の公的資金の投入により、なんとか命脈を保っている状況であるとのことであります。私は、今年3月定例会の当初予算の質疑において、長期財政計画の歳入計画は過大すぎる。歳入は低めに見込むべきであり、合併特例債の使用は必要最小限にすべきであると。サブプライムローンの影響により、景気が悪化するであろうと申し上げてきました。

日本では、世界のトヨタが1兆円もの減益を発表する事態に及んでおり、国内の自動車の来年3月までの減産台数が190万台に上り、この台数はイギリスにおける車の年間生産台数を上回るとのことです。自動車産業は、裾野の広い産業で全国に及ぼす影響は重大であります。また、家電も鉄鋼もしかり、国内の企業が非常事態に陥っている現状を見聞きするにつけ、本市においてもその影響は計り知れないものがあると思われまます。

私は、平成19年10月作成の長期財政計画は、今の状況にはとても合致していないと思います。市長におかれては、21年度はなんとか予算が組めるが、22年度からは大変であると言われております。

このような状況のなか、私は長期財政計画の見直しが必要であると思いますが、どう考えられておられるのかを、まずお伺いをいたします。

見直しの根拠は、市税では団塊の世代が次々に退職し所得の減少が見込まれ、少子化のため働く世代の人口が減ってきております。

また、不景気のため所得の減少がみられ、リストラも実施される等の要因で個人住民税が減少すると予想されます。また、企業は不景気の為、物が売れない資金繰りが見つからない、業績の悪化等により法人住民税が減少すると予測されます。

大阪府が金融危機や景気低迷による企業収益の悪化などで21年度の税収が1,000億円落ち込む見通しであることが判明したとのことであります。減収分のうち75%は地方交付税で補填されますが、それでも250億円の税収減になるとのことです。

また、嶺南の自治体のなかには、関西電力が赤字に転落するため、法人住民税で50%以上の減収になるとのことで大変な状況になっております。

先ほども、申し上げましたように減収になれば国から交付税で75パーセントが補填されるといいますが、国もこの状況では大幅な税収不足となり、今年度は法人税収が当初見込みより6兆円から7兆円減の見通しであり、国の借金がこれまで以上に増えることとなります。

このまま、この状態が続けば、近い将来交付税の減額ということも十分にありうると思われまます。

また、来年度、21年度は3年に1回の固定資産税の見直しにより、固定資産税の減額も予想されます。このような状況の中、平成21年度当初予算編成について歳入見通しはどうなっているかをお伺いをいたします。

平成20年度の地方交付税は24億円と19年度対比13%増になっていますが、これは地方再生対策費の創設等により、財政需要の増大が主な要因で増えたのであり、21年度交付税の見込みはなかなか予想出来かねると思いますが、どう予測されますか。

また、今12月の補正予算では、生活保護費が7,500万円と突出しており、今後も扶助費の負担が重くのしかかってくるのではないかと思います。

また、企業誘致の補助金の補正が8,600万円ありますが、この補助金は全額一般財源で賄うため市としては、大変負担の重いものであります。

今、当市では景気が最悪のなか6社が新設、増設の予定を持っていますが、企業立地助成金の手当てに相当苦勞するのではないかと思いますがいかがでしょうか。

しかしながら、私は今苦しくても、市の将来の発展のため企業誘致は、必要不可欠なものであり、多額の助成金が必要であっても、この施策は進めなければならないと思っております。

次世代のあわらを担う子供達のためということをよく聞きますが、教育に投資するのも大変大事であります。また、将来都会の学校へ進学し、あわらへ帰ろうとしても、就職するための受け皿がなければ帰ってこれず、次世代のあわらを担うこともできません。

就職する企業がなく、長男が都会で就職し老人だけで暮らしている方が、私達の周りにはたくさんおられます。

市長は合併特例債を枠一杯使うと言っておられました。私は、特例債も借金であると言ってきましたが、今もお考えは変わらないでしょうか。今後どのような事業に使用するのかを答弁願います。

最後に長期財政計画によれば平成21年度は、公共料金の値上げ、都市計画税の

導入が予定されていましたがどのように対処されますか、お答えをいただくようお願いいたします。

以上1回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 笹原議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の長期財政計画の見直しであります。財政計画は計画策定時点での経済状況に大きく影響されるものであります。

また、財政計画は一度作成したらそれで終わりではなく、経済情勢の変化や、政策の変更等によりその都度見直しをするべきものと考えております。

このため、現在、財政課において歳入歳出全般の見直し作業を行っております。

歳入においては、議員ご指摘のように個人や法人の市民税については減少傾向であるため、それらを反映したものとし、歳出においても、中学校の整備事業費を変更するなど現状に合わせて作業を進めているところであります。

2点目の平成21年度予算における歳入見通しについてであります。当初予算の財政課長査定が今月中旬から始まるため、今の時点では確かなことは申し上げられませんが、現在の経済状況にあっては、市民税の減収は避けられないものと考えております。

固定資産税についても来年は評価替えの年にあたるため、特に家屋分が減少するものと思われま。

一方、地方交付税においては、新聞報道等でもご承知のとおり、麻生首相の発言等もあり数字が見込めない状況にあります。

このため、最終的には、来年1月下旬に開催される県における各市町財政担当課長会議の資料を参考に算定することとなります。

次に、3点目の、今回の補正予算にも計上しております企業立地助成金についてお答えいたします。

この助成金は、企業の投下固定資産総額及び新規雇用人数に応じて助成する企業立地助成金、新規雇用者数に応じて助成する雇用促進奨励金、周辺の環境整備に係る経費に応じて助成する環境整備助成金の3つがあり、上限は総額で5億円であります。

また、助成金は全額一般財源であるため、今後予定している企業に対するものについては、市にとって重い負担となって参ります。

このようなことから、助成金の平準化を図るため、金額に応じて分割交付を図るほか、県に対しても何らかの支援をしてもらえるよう働きかけているところであります。

次に4点目の合併特例債についてであります。昨年の12月議会でも申し上げましたとおり、私といたしましては実施すべき事業であると判断したものの地方債の活用については、交付税算入のない、若しくは算入率の低い地方債を活用する

より、財政的に有利な合併特例債を活用すべきであると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、今後の活用予定であります、主要なものでは、小中学校の整備や北陸新幹線関連工事、坂井地区環境衛生組合の汚泥再生処理センター建設事業、あわら消防署の建設事業等があげられます。

最後に、来年度における公共料金の改定や都市計画税の導入についてであります、昨年の財政計画では、平成21年度において保育料やごみ袋料金の引き上げ、都市計画税の導入などを見込んでおりました。

これらは、昨年の12月議会でも申し上げておりますが、一昨年の財政計画変更時点で盛り込まれていたものをそのまま見込んだものであります。

その際、公共料金等の改定に際しては、議会の皆様とも十分協議をすることはもちろんであります、行財政改革による歳入歳出の見直し等に努め、市民の皆様の負担が最小限になるよう努力していくともお答えしております。

現時点では、来年度における公共料金の改定や都市計画税の導入は避けたいと考えております。

しかしながら、上下水道会計においては、「公的資金補償金免除繰上償還」を平成19年度からの3年間で行うこととしております。その際、料金改定を明記した経営健全化計画を国に提出していることから、平成22年度においては、引き上げを行わなければならないと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 2番、笹原幸信君

2番(笹原幸信君) 先ず、財政部長にお聞きしたいのですが、財政計画の見直しをする際にですね、特に前回は、歳入が過大に見積もられたのではないのかなと、そういうふうに思います。現状に即して低めに見積もって作っていただきたいとそういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 財政部長、長谷川賢治君

財政部長(長谷川賢治君) 議員の再度のご質問にお答えいたします。議員もご承知のとおり、平成19年度におけます本市の一般会計の歳入決算額は120億円のうち、市税収入は48億円と、歳入決算額の約40%を占める、本市の最大の自主財源であります。

このことから、市税収入をどのように捉えるかは、財政計画を作成する上で、重要な要素となります。

ところで、平成20年度の10月末現在における、市税の現年度分の調定状況を申し上げますと、個人・法人市民税や固定資産税など、タバコ税以外は前年度を上回っており、市税全体では、前年度比2.2%、金額にいたしますと約1億円の増となっております。

また、収納率につきましても、現年度分および滞納繰越分とも前年度を若干上回

っている状況であります。

しかしながら、来年度の市税の見込み額については、先ほど、市長も申し上げましたが、固定資産税では、来年が評価替えの年にあたるため、特に家屋分が減少するものと思われます。それから、現在の経済状況を考えますと、本市では順調に伸びている法人市民税につきましても、減少すると思われますので、これらを踏まえて、今後の財政計画の見直しを行いたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 2番、笹原幸信君

2番（笹原幸信君） 財政課でも以前にお聞きしてたんですけども、企業立地助成金ですけども、支払いについて一般財源のみで支払うのは大変だと、そういう状況を聞いております。今回、先ほど市長の答弁の中にも助成金の平準化を図るとか、分割納付を図るとかそういう方法がなされてきましたけれども、ただ、相手があることで本当に市だけで決定できるものではないじゃないかなという気がしますので、その点一つお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 財政部長、長谷川賢治君

財政部長（長谷川賢治君） 企業立地助成金についてのご質問にお答えいたします。

先ほど、市長が答弁いたしましたように、企業に対する本市の助成金は、3種類で、その上限は、総額で5億円であります。

また、この助成金は、起債を発行しての財源手当ができないことから、全て一般財源で賄うことになり、一時的には、市にとって重い負担となります。

一方ですね、企業にとりましては、多額の投資を行うわけですから、当然のことながら早い時期での助成金の交付を望んでおられると思います。

しかしながら、幾つもの企業に対する助成金が重なりますと、市の財政運営上は非常に厳しいことから、助成金の平準化を図るために分割交付をするよう企業誘致担当課にお願いをしております。

それを受けまして、担当課では、金額に応じて定められている、企業立地助成金の分割交付基準に基づき、各企業と交付回数や金額など具体的な協議を行っているところでありますのでよろしく願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 2番、笹原幸信君

2番（笹原幸信君） 実はですね、先ほどの市長の答弁で本当に初耳のことですけども、公共料金の値上げについてはね、歳入歳出の見直しに努め先送りをすると、大変結構なことだと思うんですが、上下水道料を22年度に値上げをしたいと、そういうことを名言されたわけです。本当に私も初耳でございまして、確かに一般会計から上水の場合ですと、2億円の高料金対策で特別会計、今、企業会計になりますか、そこへ繰り出しをしてるんですけども、まだ、私は値上げする前にですね、

いろいろなやることがあるんでないかなとそういうふうに思います。例えば、水道料の滞納、それから下水の1億5千万円の滞納、また分担金の滞納、これ全部合わせますと上下水関係で約2億円の滞納がございます。この滞納の分を何とか処理をしていく、それと特に下水の場合は、財産区における下水の滞納が非常に膨らんでおります。産建の方でいろんな協議をして参りました。上水と下水のせつぷを一緒にするとか、そういう方法も考えてきましたんですけども、費用対効果の面で今は見送るとか、そういう話になっております。しかしながら、これを今のまま放置しておくとも滞納がどんどん膨らむと思うんですが、その点いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 公共料金にせよ、税にせよですね、値上げをする前には、当然ながら滞納分をきちっと収納すべきではないかと、これは、ごもつともなことだと思えます。そういう努力も鋭意行っております。その後、どうしても値上げしなければならぬ状態になった時は、これは、また別に考えるというようお考えかと思えますけれども、今、先ほど申し上げました、その下水道のことにつきましては、ちょっと意味が異なりまして、先ほども申し上げましたが、借入償還を一括償還をしました。その時の国へ提出した財政計画の中で、そのように規定をされております。ちょっと、その辺の意味合いが異なりますので、その辺はご理解いただきたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 土木部長、山口志代治君

土木部長(山口志代治君) 只今の笹原議員の再度のご質問でございますが、先ず始めにですね、値上げする前にやることあるんじゃないかと、市長も答弁させていただいたところでございますけれども、議員ご指摘のとおりでございます。現況は。そういうことで、今現在ですね、今年6月段階で10万円以上の高額滞納者は、水道におきましては、65名ございます。そういう方につきましては、いろんな納付催促を促しております、最悪の場合には、給水停止というような措置もやっております。この効果もありまして、全額納付した方は5名、また金額では150万の収入と、また下水道料金につきましても76万、計226万の徴収をいたしております。しかしながら、応じていただけない方もおりまして、その8名の方につきましては、給水停止を執行したところでございます。今後もですね、このような方法をもってですね、収納率の向上を図りたいと思っております。しかしながら、下水道料金でございますが、決算審査特別委員会でお示しております滞納額は、1億5,814万7千円でございます。これにつきましては、2月使用分の徴収額4,204万2千円が含まれておりますので、実質滞納額は1億1,610万4千円ということになってございます。この下水道料金につきましては、上水道と違いまして、給水停止という措置は施せません。そういうことで、先ほどご指摘の財産区との絡みもあつたわけでございますが、なんとか納付書統合でやりたいということであつたわ

けてございますけれども、たまたま本年4月にですね、収納推進課というものもございまして、そこの方で何件か収納をしていただくということで相成っております。今日までの収納の実績でございますが、一応365万円ということになっております。しかしながら、全財産区域のですね、滞納額の増加につきましては、今もどんどん広がっているというような状況でございますので、もう再度ですね、法的に抵触しない方法でですね、財産区との納付書統合ができないか、更に検討を重ねて参りたいと思いますので、ご理解をひとつお願いします。

なお、収納対策室も含めてのですね、収納状況でございますけれども、下水道課の徴収額は昨年の場合ですね、一応307万4千円でございます。下水道料は、561万7千円、計869万1千円でございますけれども、本年11月分につきましては、水道料金は、323万1千円、下水道使用料につきましては、上下水道、収納推進課合わせまして615万9千円、合計939万円となっております。そういうことで今後におきましてもですね、担当課においては滞納額の減少に向け、臨戸徴収をはじめですね、給水停止の執行等を行うと共にですね、収納推進課と協力しながら、力を注いでいきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 2番、笹原幸信君

2番(笹原幸信君) 滞納につきましては、何とか早期にやっていただくようお願いいたします。それとですね、市長、先ほどちょっと触れられましたけれども、繰上償還にかかってくるらしいんですけど、経営健全化なんかでしたかね、5%以上の金利について現在、19、20、21年ということで金利を2%くらいで借り換えをしていると、10年間で大体利息が8億円ですかね、8億円ほど浮いてくると、そういう話は聞いていたんですけど、これに対してなんか経営健全化計画に明記してある云々とか、21年には値上げをせなあかんと、ここがどういうことなのか、ちょっともういっぺん説明していただきたいんですね、計画で国へ出してあるという話をお聞きしたんですけど、これが値上げをしてそれが良いとか、もし、値上げできなかつた場合、ペナルティがどうなるかやね、こういうふうに強い調子でいってあるんですと、何かその点もあるんでないかなと思いますんで、一つ説明お願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 土木部長、山口志代治君

土木部長(山口志代治君) 繰上償還に係るところの経営健全化ということでございますが、今現在、上下水道につきましては、企業会計を取ってございます。基本的には独立採算性が減速でございます。そういう中で下水道につきましては、1億1,970万、上水道につきましては、2億700万円ですね、公料金対策に係る一般会計からの助成をいただいているということですが、基本的には受益者負担ということでございます。そういう中で3億以上ですね、一般会計の持ち出しがなさ

れていると、以上のことからですね、繰上げ償還に係る健全化計画を進める以前にですね、料金改定を考慮すべきということでございましたけれども、実は繰上償還というのはございまして、その影響と申しますか、いわゆる繰上償還されたことによって、下水道会計におきましては、6億2千万、上水道では2億3,200万の、また農業集落では570万円ですね、メリットと言いますか、これが軽減されるということになってございます。またですね、もし、これが、当然、経営健全化計画が前提でございますが、これがなされなかった場合どうなるかということでございますが、今、分かっているペナルティと申しますか、内容につきましては、実はいろんな起債を受けているわけでございますけれども、財政融資分というのは一応、我々の把握しているペナルティ分に相当するわけでございますけれども、これにつきましては、下水道で2億2,190万円、上水道で1億5,500万円、合計3億8,000万円ぐらいがですね、いわゆるペナルティとしてかかってくるということで、料金改定につきましては、こういうものも避けたいということもございますので、早々に検討会等を立ち上げていただきながらですね、妥当な線で何とか決めて参りたいということもございますので、よろしくご理解をお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 2番、笹原幸信君

2番(笹原幸信君) 経営健全化計画に、部長、値上げするって書いてあるわけやね、そういうふうに出しているわけですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 土木部長、山口志代治君

土木部長(山口志代治君) 繰上償還を出すにあたりまして、いわゆるはっきり言いますと8億近いですね、あわら市としてのメリットがございまして、国としましては、残りの8億はどっから出てくるのか、やっぱ国はなんかの形で補填しますんで、当然、あわら市においても、いわゆる経営健全化をやっば出してくださいと、それが条件でございまして。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 2番、笹原幸信君

2番(笹原幸信君) また、これにつきましては、委員会でも詳しく聞いていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それから、企業立地助成金に関してですけど、大変景気が悪くなってきておりますんで、いろいろ聞きますと他県では、繰り延べになっているとか、いや増設が中止になっているとか、そういう話を聞いてるんですけども、我が市においては、新設とか増設の中止とか、先送りというのは今の時点では出てないんでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 経済産業部長、坪田清孝君

経済産業部長(坪田清孝君) 議員の今のご質問にお答えをしたいと思います。基本的にですね、昨今の景気状況、これを考えますと議員のご心配のとおりだという具合

に思っております。しかしながらですね、今幸いにいたしまして、あわら市の企業では、その増設計画の先送りをですね、聞いておりませんのではないものと考えております。なおですね、先ほど、財政部長の回答の中にもありました、助成金の平準化のための分割につきましては、企業に対する説明会の中でご理解とご協力を賜りますように申し上げておるところでございますので、ひとつよろしく願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 2番、笹原幸信君

2番(笹原幸信君) それでは、次の質問に移らさせていただきます。

あわら温泉街の活性化の取り組みについてということで質問をいたします。

平成3年に宿泊136万人をピークに平成18年には、923,000人、19年には90万人を割り込み、852,000人となり、ピーク時に比べ約51万人もの大幅な減少となっており、下降の一途をたどっております。

このままでは温泉街はさびれる一方であり、温泉街の地盤沈下には甚だしいものがあると思います。

市民が住んでよしと思う町でなければ、観光客が訪れてよしとはとても言えるものではありません。住んでよしの町をつくるには、思い切った資本の投下が必要であると思います。

観光商工課所管では、あわら湯けむり創生プロジェクトで湯めぐり手形、オリジナル商品、屋台村、おしえる座あ等のソフト、ハードの事業や観光宣伝隊の派遣などに取り組んでいますが、町中への投資がなされておられません。言い換えれば温泉場としてのインフラの整備が遅れていると思います。

湯のまち駅前多目的用地は旧芦原町時代に約3億円で買い取り現在1億1千万円余の残債がありますが、今回一括返済する案がでております。しかしながら、買い取っただけで大半が遊休地となっており、いまだに跡地利用が決まっていない塩づけの土地であります。現在、利活用方法について協議がなされているのでしょうか。この土地の利活用も早急に手を付けなければならない市、喫緊の課題であります。

また温泉場にしては街中に温泉の匂いがしませんし、冬場の消雪も完備しておらず、歩道もなく緑も少ない情緒に欠けているような温泉街であるとおもいます。お客様がとてもゲタ履きでカラン、コロんと外を歩く気分にはならないのではないかと思います。

旧金津町は市街地を、まちづくり交付金事業で国の補助を受け事業費6億5千万円をかけ安心安全な町づくりにむけ、道路、歩道の新設や公園整備に取り組み現在工事を進めておりますが、この事業は21年度で完了します。

また、特定交通安全施設等整備事業においても、上新橋線の歩道の拡張、その他、地方道路臨時交付金事業でも消雪工事にも取り組んでおります。

あわら温泉街も国庫補助を受けて街中のインフラの整備をする方法がないのか

を、お伺いをいたします。あるのであれば国の採択を受けるための予算計上、採択に向けた活動を展開するよう強く要望をいたします。

現在の状況ではギリ貧になるのではないのかとの大きな懸念を抱いておりますが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 土木部理事、田中房一君

土木部理事(田中房一君) 笹原議員のご質問にお答えいたします。

合併前の芦原町時代にあわら温泉街再生の切り札として、あわら湯のまち駅前多目的用地を取得しておりますが、現在は議員ご指摘のように、屋台村、えちぜん鉄道利用者向けのパークアンドライド駐車場、そして夕市等の会場など、本格的な整備前の暫定利用という形態になっております。

今定例会において、用地取得費の繰上げ償還を含んだ補正予算を提案させていただいており、ご承認いただければ、本年度で多目的広場の用地取得が完了いたしますので、これを機会に本格的な活用形態の議論を始めて参りたいと考えております。

ところで、現在、JR芦原温泉駅周辺において、北陸新幹線の現駅併設を踏まえた交通結節点機能の強化と定住環境の向上を目標に、まちづくり整備事業を進めております。一方、あわら温泉街においても、温泉街の再生や賑わいの創出などを目標にまちづくり整備を進めることが、課題となっております。

「温泉街の整備に、まちづくり交付金を使えないか」とのご質問であります。事業化するに当たっての課題については、9月議会定例会においても、関山議員の一般質問に市長が答弁しているとおり、最初にハード整備ありきではなく、まちづくりの目標と事業の達成度を測るための指標の設定が求められております。

例えば、宿泊客の減少に歯止めをかけるとか、街なかの賑わいを指標とすれば、散策する歩行者数の増加目標数を設定し、これを達成するために、具体的にどのような整備を行うのかとの議論が必要であります。

いずれにいたしましても、温泉街のまちづくり整備の議論を進める中で、まちづくり交付金などを活用した公共事業などの整備手法について考えることになると思いますが、事業の目的、事業費、更に事業効果などを今後精査した上で取り組んで参りたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 2番、笹原幸信君

2番(笹原幸信君) ご答弁いただいたんですけども、只今は、土木部の立場からのご答弁ですが、経済産業部にもちょっとお聞きしたいんですけど、あわら温泉を訪れるお客さんは、本当に減少の一途をたどっております。観光商工課で調べましたところ、本年でもやっぱり昨年と比べると2、3万人落ちるであろうとそういうふう聞いております。このままでは、本当に80万人を割り込むのは目に見えているような状況です。坪田部長、あわら温泉の活性化についてですね、ハード面の整備についてはどのような考えをもっておられますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 経済産業部長、坪田清孝君

経済産業部長(坪田清孝君) それでは、議員のご質問のハード面の整備につきまして、観光商工課所管の部長としてお答えをさせていただきたいと思えます。

すでにですね、旧芦原町時代に作成されました市街地集計整備計画に基づき湯のまちらしさ創造事業によってですね、平成6年から8年にかけてその事業を実施をして参りました。当時ですね、財政状況によりまして、事業の中断を余儀なくされ、今日に至っている状況でございます。その後、平成14年2月にですね、地元関係区をはじめ観光協会、旅館組合等から事業再開の要望が出されまして、更にはですね、議員ご指摘の有楽荘跡地の購入と活性化案が同年の5月に提出をされております。しかしながら、これらの事業の再開には、先ほど土木部の理事が答弁いたしましたように、まちづくり交付金を活用した事業が妥当かなと思えますが、この事業の実施には、達成度を図るための指標が求められるものでありまして、本来、これらの集計整備におきましては、そこに住む人達にとって界隈の場の整備であり、観光面での数値的指標を表すことはなかなか困難なことだという具合に考えております。しかしですね、温泉市街地には、訪れて良しとする賑わいを創設するための温泉場の風情らしさを求められており、これが求められております。そのような視点から申し上げますと、歩行者ゾーンやエントランス拠点の整備が是非とも必要であると考えておりますし、私自身、1日も早くこれらの事業が再開されることを望む1人でもあります。と申し上げますと、やはり先立つ資金の確保やその後の活用ですね、これらがもっとも重要なことだと考えておりまして、関係者による協議と併せ十分な検討を重ねて参りたいと考えておりますので、ひとつご理解賜りますようお願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 2番、笹原幸信君

2番(笹原幸信君) 坪田部長のご意見良くわかりました。私、考えますに今の温泉街は本当に昔と比べて本当に何にも変わっていません。ですから、今、私が思い当たるといいますか、やってほしいのは、場当たりの投資、中途半端な投資でなくてですね、それでは何も生まれてこないと思えます。一過性の投資では、本当に目に見えた効果は期待できないと思うわけでありまして。まちづくり交付金の事業化には部長、おっしゃられたように目標と達成度を図る指標の設定が求められるといわれていますけれども、今、躊躇して投資を怠ればですよ、今以上に必ず悪い状況になるのは目に見えていると思うんです。やっぱり、温泉の活性化をどうしてもしていただきたい。そういうふうに思いますので、一つご答弁お願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 私も今のあわら温泉の状況は、大変厳しいところに来ているというふうに思っております。先ほどは、山口議員のご質問でしたか、例の東洋大学

の研究成果のお話がありましたけども、あの中では、逆に温泉街の方には、あまり温泉的な意味での投資するのではなくてですね、むしろ、既存の優良企業の方に更なる投資をするべきではないかというようなお話もございました。しかし、やっぱり私は、場所的なことを言いまして、特に湯のまちの多目的広場、場所的なことから言いましてもですね、やはりあの場所については、観光的な面での整備を図っていくべきではないかなと、今基本的にはそういうふうに思っております。それで、理想的に言えば、ハード面とソフト面の両方を同時にやはり進めていくのが観光の交流のためには必要だろうと思います。ただし問題は、それぞれのもちろん事業費問題もございまして、それぞれの事業効果がですね、どの時点ぐらいから、どの程度見込めるのかということと相当これからは、真剣に検討をしていかないとですね、本当の投資効果が得られないのではないのかなというふうに私は思っております。そのことについて、今、笹原議員は中途半端な投資はかえってまずいのではないかなというご提言ございましたが、そういうふうな投資効果ということを考えれば、そういうことも、もちろん言えるかもしれませんが、しかし、それも何度も申し上げますけども、財政との問題もございまして。今投資しなければ、将来大変なことになるのではないかなというご指摘がございました。それは、全く私もそういう面は否定はしません。これは、合併特例債をめい一杯使うべきではないというふうなご意見先ほどおっしゃいましたけども、今やっとならないと将来大変になるという意味では、全く同じでございます。その他諸々の仕事がありますので、事業がありますので、合併特例債の対象になるものについては、なるべく合併特例債を利用していこうというのが現状でございます。話戻りますけども、先ず、ハード面につきましては、現在検討させておりますのは、ゆのまち多目的広場についての利用方法につきまして、今担当課の方に検討をさせております。あと、それ以外にもですね、諸々のソフト事業についても具体的な案を今検討中でございます。これは、いずれも県の方との打ち合わせと申しますか、県のご協力もいただかなければ進まない事業でございますので、今、県も含めてハード、ソフト両面にわたって今検討している最中でございます。まだ、申し訳ございません。まだ、議会に対して具体的にお示しできるような状況までは、全然至っておりませんので、なるべくこれを早く形にしてお示しをしたいなというふうに思っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 2番、笹原幸信君

2番(笹原幸信君) 最後ですね、立派なまちをつくることにより、観光客が訪れるまちになるのではないかなと、そんなふうに思います。大変今の我が市の現状いろいろございます。そういう面もあって訪れるお客様が減少するのも、それが一因になっているかも知れません。良いまちをつくっていきいたいなとそういうふうに思います。終わります。

議長(向山信博君) 暫時休憩とします。再開は3時半とします。

(午後3時18分)

議長（東川継央君） 再開します。

（午後 3 時 31 分）

八木秀雄君

議長（東川継央君） 続きまして、通告順に従い、1 番、八木秀雄君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 1 番、八木秀雄君

1 番（八木秀雄君） 1 番、八木秀雄、質問の内容は、ホームページその他情報の中で行政情報の提供と受け入れについての意図と姿勢について、一般質問をさせていただきます。

市長が、12月定例会行政報告におきまして、政策課関連の中で市のホームページを12月1日にリニューアルをしたいとの報告がなされました。その中であわら市の最新の情報を市民の皆様いち早くお知らせし、情報の共有化を実現することを目的に行ったと発言がありました。また、平成19年6月の第22回定例会の市長挨拶、所信表明の中でも市民感覚で透明な行政運営を進め、市民の皆様に向けて正確にわかり易く表現して、情報を公開に努める、更に情報を共有化して一緒に考えていただくことが重要であるとの発言もされてきました。このように市長は、行政側から市民に情報を公開し、共有化する手段としてホームページのリニューアルをされたものと思いますが、市民全員がインターネットを利用できるものではありません。インターネットの目覚ましい発展で、私達の生活は大変、便利になってきましたが、一方こうした最新技術を活用できる人とできない人の格差が著しく増えてきました。より多くの人々が情報通信、インターネットの恩恵を受け、できるような社会に実現を願っていますが、やはり広報誌や回覧板といったものも必要であります。このような現状の中で市民との情報の共有化をどのように実現するかお聞かせ願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君

市長（橋本達也君） 八木議員のご質問にお答えをいたします。

ホームページについては、行政報告で申し上げましたとおり、12月1日にリニューアルをいたしました。全面変更の理由といたしましては、合併時から5年近くを経過し、見易さや情報掲載量の問題が指摘されていたことが大きな理由の一つであります。

ホームページは、近年、高齢者や障害がある人たちにとっても大切な情報源になっております。そのため、年齢的・身体的条件に関わらず、誰にでも利用しやすく、伝えたい情報が意図したとおり伝わるウェブページを作ることが重要であります。

このことは、2004年6月に制定された日本工業規格の情報バリアフリー分野で定められており、今回リニューアルした理由の一つでもあります。

これまで、市民の皆様への情報提供手段としましては、市長定例記者会見や行政

チャンネルでのお知らせ、回覧板などがありますが、その中でも広報紙が大きな役割を担って参りました。

しかしながら、昨今の情報化の進展に伴い、全国の自治体、企業、各種団体をはじめ、個人までもがホームページを作成して情報の提供を行っており、市民の皆様にとりまして情報の入手手段として即時性のあるインターネットを活用することが主流になってきているものと思われまます。

また、広報紙は、市民の皆様への情報提供手段として有効なものではありますが、新たに市民となったり、起業したりするうえで知っていてほしいこと、知らなければならない情報が月1回のお知らせでは即時性・継続性に欠ける問題があります。

このため、今回のホームページリニューアルに際しましては、情報の一元化に重点を置き、ホームページ掲載システムを利用して、これまで個々に対応していた市長定例記者会見、行政チャンネル、広報紙等へも活用できるものにするるとともに、各担当者が直接入力できるシステムに改良いたしております。

これに伴い、これまでより、よりきめ細かな情報の発信と即時性を確保できることになりました。

併せて、ゲートページにおいて、行政情報と観光ガイドを区分し、市民と観光客等にとって、それぞれの情報が検索しやすい配慮も行っております。

今後は職員研修等を実施し、市民との情報共有に向けてさらに内容の充実を図って参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 1番、八木秀雄君

1番(八木秀雄君) 只今、市長の答弁の中で、行政が市民の皆さんにいち早く最新の情報を提供するための手段として、ホームページを活用されることは十分に理解できました。私も早々市のホームページを見せていただきました。今、解説したばかりですので、これから浸透していくものと思いますが、あわら市一丸となって、このホームページを利用して、情報を開示していただきたいと思ひます。しかしながら、このことは、行政からの一方的な情報提供でありまして、市民が抱えている問題や要望等といった意見に対するいかに耳を傾けるかという問題も一方にあるのではないのでしょうか。現在、行政の直接要望といたしましては、地区毎に行政全般に至る要望を取りまとめて提出し、その回答も市からいただいております。但し、市民個々の問題となるとなかなか行政の要望する手段がないのではないかと思ひます。また、内容によっては、どこに相談して良いかも分からない場合もあります。パソコンが使えるれば、ホームページを利用してメール等に市に相談するも可能でしょうが、パソコンを使えない市民からの相談や意見をどのように収集するかをお聞かせ願ひます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君

総務部長(神尾秋雄君) 再度のご質問にお答えをいたします。

市民からの相談や意見をどのように収集するのかというご質問でございますが、パソコン等が使えるれば直接市長への意見や要望、まちづくりへの提案等市長専用のメールで送ることができる態勢に今現在なっております。また、内容によっては、所管課へ直接意見をよせたり、相談をするコーナー、あわら市意見箱も今設置するところでございます。議員ご指摘のとおり、それではパソコンが使えなければどうするのかというご質問でございますけれども、市としたしましては、区や団体、グループ等の要請に応じまして、随時開催しています市長お出かけトーク、また地区毎に開催されます市政懇談会に対応しているところでございます。地域課題につきましましては、区長さんに、または福祉課題につきましましては、地区民生委員さんとか、福祉推進員の方に相談する態勢をとっているところでございます。また更に社会福祉協議会では、心配ごと相談も行っているところでございます。更に消費生活全般につきましましては、庁舎の1階に消費生活センターを設置いたしまして、苦情や問い合わせ等の相談を専門の相談員が今、受け付ける態勢をとっているところでございます。

このようにそれぞれの課題につきましまして、相談要請窓口がありますけれども、市民の皆さんにくまなく周知されているかということになりますと、いささか疑問でございます。そういうことで、今後はこれらの相談窓口についてのPRをですね、市の広報紙やケーブルテレビ、また行政チャンネル等を通じまして強化して参りたいと考えておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 1番、八木秀雄君

1番(八木秀雄君) 部長の方からね、例えば、パソコンが使われない場合には、どうするかということで行政側といたしまして、区や団体、グループらの要望に応じて開催する市長のお出かけトークとか、地区要望、それから地域懇談会をなさっているとということをお聞きしたんですけど、もう少し具体的に何件ぐらい、今年4月1日からですけどね、件数をもしおわかりになれば、教えていただきたいとこのように思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君

総務部長(神尾秋雄君) 只今、答弁の中で申し上げました市政懇談会につきましましては、今年度に入りまして、5地区で開催をしているところでございます。昨年は10回ということございまして、また今後でございますので、大体、年間10回ぐらいのペースでそういう市政懇談会を開催しているところでございます。

また、市長お出かけトークにつきましましては、ここ近年、そういう要請がございませんので、こちらのイメージしている市政全般にわたる、そのお出かけトークという形は今現在ない、昨年も今年も行われていないということでございます。しかしですね、個々の問題に対しましての市長との懇談会、これは随時開かれておりまして、数的にはちょっと把握しておりませんが、これはかなり開かれてい

ころでございます。そういうことで市長とのそういった顔をつき合わせての市長との意見交換の場は、確保されておるということでございます。

それから、パソコンを通じての市長へのメールでございますけども、昨年は17件ございました。しかし、今年はちょっとですね、若干減りまして、現在のところ8件そういった意見がよせられておりまして、逐次それに回答をさせていただいているという状況でございます。また、いろいろと窓口相談等を行っているわけでございますけども、これらにつきましての状況を簡単に申し上げますと障害者相談は、月2、3件、また生活保護の相談も月2、3件、それから児童福祉相談、これ現在25、26件のケースがございまして、今随時それに対応しているという状況でございます。それから、年金相談が月に20件から30件でございます。それから介護相談、これは出向いてですね、相談に応じるというそういった相談も含めまして、大体月に300件でございます。それから、消費生活相談でございますが、1階の窓口でコーナーで受け付けておりますのが、大体年間50件から60件ということでございます。また県の消費生活センターがございまして、こちらの方へあわら市民が出向いたり、また電話での相談が300件ほどあると、年間ですね、そういったことでそういったインターネット以外にもですね、随時窓口を設けまして、意見とか相談に応じているという状況でございます。よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 1番、八木秀雄君

1番(八木秀雄君) 今、お聞きしましたら、直接役場へ来てご相談するということが非常に多いのと今現在話題になっている年金とか介護とか今本当に自分の身に直接、今必要なことは非常に関心があるということでも来ていただくと、ちょっと僕、びっくりしましたのが、市長のお出かけトークが、非常に少ないということでそれは、ちょっと意外やったんで、どうしてかなというのもちょっと考えるわけでございますけど、いずれにしても私も何件か、ちょっとお聞きしましたけど、せっかく窓口、いろんな窓口がありますわね、行きますと職員の方が対応しきれない場合もあるし、今留守の時もあるし、いろんなことがあってね、不満足な回答というんですか、聞いて帰って不満を我々にぶつけるというようなことも多々お聞きします。

やはり、市長も言われていますように情報の共有化ということで、やはり社内の横の関係とか縦の関係とかそういうものが、しっかりとこれ以上に組織建てしていただければ、私は直接来られた方も、やはり満足して帰られると思います。また、それがそういうことが、このホームページにも反省されるのではないかと、温かみのあるあわら市のホームページは、温かみがあるんだということにも繋がっていくのではないかと、このように思います。

それでは、次に情報の共有化ということで今、市長サイドの行政側のことで、お聞きしたんですけど、今年、教育というのは、非常に例えば、誘拐をされたり、それから殺されたり、いろんな事がございます。学校でもいじめがあったりね、いろ

んな教員、父兄、PTAですね、それから子供達、そういうことがいろんな多々あると思います。そこで、教育長にお聞きしたいんですけどね、教育現場のリーダーとしてね、情報公開と、そして情報の共有化ということについてね、私はこういう具合にして、市長が言われたことに従ってね、教育委員会の立場として、リーダーとしてこういう具合にやってるんだということをちょっとね、お尋ねしたいと思いますのでお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育長、寺井靖高君

教育長(寺井靖高君) 今ほどの八木議員のご質問でございますが、教育現場、また教育行政についての情報共有化ということでございますが、私の考えといたしまして、情報には正確な情報とそれから不確定な情報が世の中にあると思います。不確定な情報が出てきますと、受ける側に混乱を招きかねないというふうに思いますので、慎重にすべだというふうに思っております。学校からは、学校の情報を公開するっていう形では、現在、福井型コミュニティスクールという制度を昨年から始めておりまして、それを続けて今年も実施していくということで学校でやっていることを全て保護者に連絡する、また地域の代表の方にその会議に入っていて、地域の声をいただいて、それをまた学校運営に活かすという形で、学校によっては、全戸に学校の情報を配布している学校もございます。全戸までいかなければ、地区の回覧板にまで、その学校だよりを回覧させて情報をだしているという形でございます。教育委員会の中には、いわゆる情報公開とそれから個人情報の保護というこの今二つのジレンマがございます、そこらあたりを今、勉強しながら今後、今ご指摘されますような共有化に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 1番、八木秀雄君

1番(八木秀雄君) というのはね、教育長にもう少しお話を聞きたいんですけど、今日、議会事務局へ来ましたら、PTAからの要望書がありまして、教育長も読んだと思いますけどね、その内容を見ますとね、本当にこの情報がね、情報っていうんですか、これは学校を作る、芦原と金津の中学校を学校を作ると、新しく改築か改修、この件で作るということで、あの文章を見る限りね、本当にその我々、委員会の中では、アンケートを出したと、アンケートで判断したというようなことも書いてありましたね、もう少しその情報がね、情報を提供しているんかと、本当に聞いているかと、40年に一回、30年に一回学校を改修するその時に本当にそのPTAとか、子供達とか地域の方が教育委員会としてですよ、そういう情報をとっていったんかと、提供していたんかと、これがちょっと私疑問になったもんでせつかくこの情報の共有化ということで、教育長に再度、その辺をお聞きしたいと思いますので、情報を提供したんかと、お答えください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（東川継央君） 教育長、寺井靖高君

教育長(寺井靖高君) 今、八木議員の方から、情報提供という形で学校問題について絡めてご質問があったように私は認識しております。学校問題につきましては、2月の臨時議会において、議決をされたことが何と云うんですか、大前提であるという形だと思います。芦原中学校については、改築じゃない、大規模改修、または耐震の結果によっては、一部改築もありというような文言がついたかとは思いますが、そういう前提で、やるということになればですね、既存の施設の大改修が本筋と、その中で許させる事をやると、その結果ですね、先般、11月に、また議決をいただきましたが、その中身すらですね、本当は、外に出したいという気持ちはありますが、議決というんですか、ものが決まらないのに、先に情報だけが一人歩きするということは私としては、非常に辛い、それがあたかも決まったことになるんでは辛いということがありましてので、慎重にという形で進めさせていただきました。以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 1番、八木秀雄君

1番(八木秀雄君) 寺井教育長はね、まだ教育長なってから、浅いと思いますので、そういう具合にご発言をするのもわかるような気がします。私は、やはり情報の共有化ということで、やはり教育委員会とかが、しっかりいろんな先生方の声を聞いてたり、PTAの声を聞いたり、子供達の声を聞くと、当然そういう姿勢でありますけど、そこら辺をね、今、昔からの古い考え方というか、そういうものがあるかもしれませんけど、是非、教育長にこれからやはり、いろんなことを取り入れてね、いろんな話を聞いて、しっかり聞いて、それを基にしてね、是非、これからは、教育の現場のリーダーシップになっていただきたいとこのように思います。

もう一つですけど、これは私のちょっとした考え方なんですけど、やはり職員は300人近くいらっしゃいます。365日で割れば、1日一人と、そういう形なんですけど、例えば、行政パトロールというんですね、パトロールといって皆を保護するためにやるみたいですけど、やはりそういう一つの例えば行政パトロールというものを作ってね、どこでも、どんなことでも、何っていうか、どなたでも、どこでも、だれでも、その話を聞かせて貰いにいきますよと、そういうお電話があったら、職員の方が行きますと、そういうやね、小回りの利くようなね、そういう何っていうか、情報を提供していただくと、我々、議員が市民の何っていうんですかね、代弁をする、それから、先ほど、今部長が言われたようにたくさんの方が、庁舎の方へ訪れて各課でいろんな話をあれするということですけど、私は、やはり定期的に何にもなくて、ぱっと行ってその辺で農作業をしている方とか、その辺でお仕事をしている方に何か困っている事とか、この地域の事でこんなことは区長さんから要望があったんだけど、皆さんどういふそこら辺の考えがるとかね、そういう具合に僕は、きめ細かい事をね、行政パトロールみたいな感じでね、していただければ、そういうその指先の末端というんですかね、頭の毛の一番先と云うんか、そう辺まで、

こう市民に何って言うんかな、市民のためにがんばってるんだと、職員はがんばってるだと、そういうことで情報の共有化のためにもね、何か情報を集める、何か僕のアイデアなんですけど、部長、どうですか。お答えください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君

総務部長(神尾秋雄君) 今、おっしゃられたのは、本当に大変理想的な話だと思いますけれども、今現在、296名の職員がですね、それぞれ、あわら市の重要な仕事をそれぞれが分担しながらやっているとございまして、その職員が日替わりでですね、情報収集に歩くというの、それもなかなかこれは現実的には難しいかと思えます。そこで、いろいろと区長さん方からですね、地域の要望でありますと、そういうものは定期的に地区要望という形で、提出をしていただいておりますし、その中にはですね、主に建設部門が多いわけですが、これからもそういった地域のお年寄りの声とか、いろんな児童の交通安全の面とかですね、そういう幅広い分野で、情報を市の方へ送り届けていただくというような事も大事なかなという形で考えております。毎日ですね、365日出向いて意見を聴取するとういうのはなかなか現時点での体制では難しいかと思えますので、一つご理解の程よろしく願います。

北島 登君

議長(東川継央君) 続きまして、通告順に従い、6番、北島 登君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君

6番(北島 登君) 通告順に従いまして、6番、市政会、北島 登の一般質問を行います。

私の質問は、通告こそは行なっていますが、質問状も出していませんし、答弁書も戴いておられない関係上で、少しお聞き苦しい点があるかも、知れませんがご了承ください。

また、理事者におかれましては、質問を1問1答方式で行いたいと思っておりますので、その都度の質問事項の答弁のみ、お答え戴くようお願いを致します。

質問内容は、ふるさとあわら地域力コンテスト及び公共下水道についてです。

まず初めに、ふるさとあわら地域力コンテストについてお伺いをいたします。

今回の質問に関係する部分が有る為、少し余談になりますが少し話をさせていただきます。遡って一番早い国民の祝日11月23日は、勤労感謝の日でしたよね。古い言い方をしますと旗日です。私が子供の頃、30年前では8歳ですか、その頃は、旗日には、あちら・こちらに国旗が掛っていたものです。

しかし、その日に、国旗を掲げていたお宅を見かけたのは、たった一件でした。その時に、民意どころか民度の低下が起きているのではと感じてなりませんでした。質問に入ります。

今回から行なう、ふるさとあわら地域力コンテストは、こういった趣旨のものか。私も、資料をあわら市のホームページで、このようにプリントアウトしております。概要には書かれていますが、理事者が考える最終的な主たる目的を聞かせたい。

また、副賞の賞金について、どのような考えからのものなのかお聞かせ願いたい。一回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 北島議員のご質問にお答えをいたします。

平成16年にあわら市が誕生してから、来年3月1日で5周年を迎えます。市では、この市政施行5周年を記念して、式典とイベントの開催を計画いたしました。そのイベント部分として考えたのが、「ふるさとあわら地域力コンテスト」であります。

実は、5周年のイベントを検討する際、所管課が提案して参りましたのは、某テレビ局で放映しております人気番組の公開録画と、著名人の講演会の2つでした。

これらのイベントに要する経費として提示された額は、公開録画の場合は290万円、講演会の場合は80万円でした。

私は、かねてからこうしたイベントで行う講演会やステージショーが「ああ面白かった」の一度限りで終わってしまう場合が多いような気がしておりました。

その華やかな雰囲気などから、イベントの盛り上げには大変効果はありますが、一過性のまま終わってしまうことに、逆に寂しさを感じたものです。

そのため、担当課に、同じお金を使うのなら、市民の皆さんにもっと喜んでいただけ、かつ、市にとっても効果的なものはないか、再度検討を指示したところ提出されたのが、この地域力コンテストというわけであります。

すでに、本年3月の総務常任委員会でもご説明申し上げているほか、広報紙やホームページへの掲載、あるいは区長さんを通じて各種団体の皆さんにもご案内していることから、ご存知とは思いますが、このコンテストの趣旨は、近年希薄になってきた「地域のつながり」や「人と人との交わり」を、まちづくりの原動力ととらえ、これを見直すことにより、地域が本来持つ力を再生し、発揮させることを目的としております。

各区や団体の皆さんから、これまで実践してきたまちづくりのアイデアや課題解決のノウハウを募集し、寄せられた情報を市民みんなで共有することにより、地域力を再生し、市の元気増進を図ろうというもので、いわばあわら市版「ご近所の底力」ともいえる取組であります。

また、情報を共有するため、寄せられた情報を冊子にまとめることも予定しております。

そして、来年3月1日の記念式典の当日には、優秀な数団体を対象とした最終審査を経て、賞を決定しようというものであります。

副賞として、地域力大賞1団体に10万円、地域力賞5団体に各5万円、地域力アイデア賞10団体に3万円を贈ることとし、これによる経費の総額は、65万円で、公開録画や講演会として予定していた額を下回りました。

この副賞について、単なる予算のバラまきではないのか、とのご指摘でございますが、今一度お考えいただきたいと思っております。

仮にイベントを行う場合、講演会やステージショーでは、その場にいた人だけが満足できるのに対し、今回の地域力コンテストは、寄せられた情報を市民みんなで共有できるばかりでなく、今後も持続的に地域の活性化とあわら市の元気増進に役立てていけることから、その効果は余りあるものがあります。

コンテストを成功させるためには、多くの情報が寄せられることが条件であります。

このため、副賞は、その呼び水であるのご理解いただきたいと思っております。

お陰様で、すでに6つの団体からお申し込みをいただいているほか、多くの皆さんからお問合せをいただいております。市民の皆さんには、非常に関心をお持ちいただいていると存じます。

募集の期限は、今月末となっております。

議員各位におかれましては、今一度地域の皆さんにこのコンテストをご紹介いただくことにより、たくさんの皆さんのご賛同とご応募がいただけますことを期待しております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君

6番(北島 登君) 今、最後のところで副賞は、情報をたくさん得るための呼び水と、まさにそのとおりだなとは、当初の予算の計上の時から思っていました。公金をちょっとまく感じだなと。そこで、ちょっと違う形で質問をさせていただきたいんですが、今年は11月2日に、あわら市の功労表彰及び教育委員会表彰を行なっていますね。

受賞された皆様は、当然の事ながら献身的に活動をされてきました皆様です。

表彰の基準と副賞は、どのような物だったのかお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君

総務部長(神尾秋雄君) 今の教育委員会表彰の事もございましてけれども、市政功労者表彰につきましては、基準につきましては、それぞれですね、役職等の在職年数で基準を定めまして、それぞれの該当者に表彰をさせていただいているところでございます。その細かい表彰基準につきましては、手元にはございませんので、ちょっとここでと答弁はできませんけれども、副賞というお話でございましたけれども、何をそのお上げしたのかという話ですが、市政功労表彰の副賞という考え方ではなくですね、記念品という考え方でございます。従いまして、品物で毎年、品物を副賞として表彰をさせていただいているところでございます。その記念につきましては、

創作の森の作家に依頼しまして、その都度作品を作っていただいで表彰のおりに記念品として出ささせていただいているものでございます。教育委員会につきましても、同じく創作の森の作家による作品ということでお聞きをいたしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君

6番(北島 登君) 先ほど、しつこいようで申し訳ないんですけど、呼び水ということで、もともとね、こういった各種団体、素晴らしい活動をされている団体の方々というのは、原動力というのは、活動や思い、そして、意欲の基というのは、賞金が元々目的ではないと思います。で、私達その方々、その方々が私達の活動により、喜んでもらえる人達がいるというのが原動力かなと、もともとの活動の基本は、心と心の結びつきにつきるのかなと思っています。

また、ちょっと質問させていただきます。コンテストの応募期限が12月26日となっていますが、今日現在の応募数はどれくらいになっておりますか。

お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君

総務部長(神尾秋雄君) 本日、朝の段階で15件の事例が応募されております。随時増えておりますので、また増えてるかもわかりません。今日の朝では、15件でございました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君

6番(北島 登君) 今日現在で15件、もっと集めていただきたいなと思います。この状態ですと、15団体全部受賞して、尚且つ、1団体分余ると、ちょっと、もともとの計画の段階とずれがあるのかなとこのように思っております。

また、違う形でお聞きしたいと思います。この、ふるさとあわら地域力コンテストは、合併5周年記念事業ということもございまして、単年度事業として考えていらっしゃるのかお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君

総務部長(神尾秋雄君) 先ほどの市長の答弁にもございましたように、市政5周年の記念事業として、取り組んでいるわけでございます。そういった取り組み事例をですね、冊子にまとめまして全区にですね、それを配布して、それをまた今後のいろんな活動に使っていただくという意味では、ずっと何年も続くものだと思いますけれども、そういった募集につきましては、今年度限りということで考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君

6番(北島 登君) このことというのは、やはり最終的な目的は民意ですとか、そ

ういった部分の底上げなのかなと思っています。やはりあわら市のまちづくりにご協力いただきたいという思いも当然、先ほど市長がおっしゃったようにあることでございますので、地域づくりやまちづくりを考えるならば、副賞は別としまして、活動をされている団体の方々によっていただくようなそういった任意の委員会とか、まちづくりの委員会とか、そういったものを提案させていただきたいと思います。それと、先ほど底上げといいました。その方々以外の方々をより多く増やすということも最大の目的かなと思っています。また、その委員会の中で、その各種団体の方々にお一人お一人声をかけていただくような運動をお願いするべきかなとこのように思います。理事者側の考える方策というのは、どういったものかちょっとわからないんですが、そう思いますので簡単で結構ですからご答弁をお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君

市長（橋本達也君） 大変ありがたいご提案をいただきましてありがとうございます。

今ほども申し上げましたようにコンテストとして、副賞を付けるようなコンテストというのは、今回だけになるかと思えますけれども、もともとこういう発想というのは、先ほども申し上げましたように地域のつながりだとか、人と人との交わりというものが、やはり最近どうも低下しているような気がします。その辺を盛り上げることがやっぱりまち全体の活力を生み出す原動力になるのではないのかなと、その辺にもう一回スポットを当ててみたいということでもあります。また、他の方々には知られていなかったけども、ある地区では、こういう良い活動をしているのか、あるグループは、こんな面白い事をやっていたのかということをお互いに知り合うことでですね、また新たな活動を生み出す刺激にもなるのではないかなとそんな思いであります。今ご提案ありましたように今回のコンテストを契機にですね、そういういろんな活動をされている方々の委員会とおっしゃいましたけれども、委員会が適当かどうかわかりませんが、そのような繋がりをですね、作っていったら、尚且つそれが広がっていくことが大変結構なことです。その辺はいっぺん十分これから今後の課題として検討させていただきたいと思えます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 6番、北島 登君

6番（北島 登君） コンテストの趣旨の部分につきましては、本当にすばらしく良いものだと思っていますので、楽しみしております。

次に、公共下水道について質問をさせていただきます。

去る、3月6日の一般質問の冒頭で、述べました事をもう一度述べたいと思えます。

橋本市政が始まって、初の当初予算に対し、一言申し述べさせていただきます。公共下水道事業費が、5,200万円減額した。その内、市単独事業で、3,200万円減額している。この事は、市長が、下水道供用開始を待つ、多くの地区住民

の施策意向に対し、後退したととれます。

「地区住民は、家に下水が通るのは、いつになるんやろう、私たちの要望は何やったんやろう。」と思うはずです。

同じ市民として、暮らしへの地域間格差は、特に是正しなければならない事であり、切実で緊急を要する事でもある、この問題に対し、市長の判断は、いつも市長が申しております「産み・住み・育てたくなる街づくり」どころか、その地区でお嫁さんを向かい入れる事自体が困難となり得るのではないのでしょうか。

私は、一議員として非常に不満であり、残念でなりません。今後、補正での対応を強く要望します。と申したところ市長は、昨年度と比較して高くなったものも、あれば低くなったものもあります。その点をとらえてですね、下水道が少なかったから下水道整備に対しての意欲が少ないのではないかと、と言われるのは違うとの事でありました。また市長は、あらゆる、行政サービスがありますので多少ですね、前年度と比べて予算の増減があるのは、これは致し方ないというふうに思っていますのでご理解をいただきたいと思います。とのことでした。

今回は質問ではなく意見として、お話をさせていただきましたし、再度お伺いする事はしませんでした。今回は、質問ですので、深い内容までお聞きしたいとおもいます。

下水道が普及すると台所、風呂、洗濯、水洗便所などの排水、雑排水の排除などにより汚れた水や水路がなくなり、蚊やハエの発生を防いで清潔で快適な生活環境が確保されます。

また、下水道により処理される汚水は処理場できれいな水とされて河川や海等に放流されることから美しい自然を守るという環境の点からも推進されています。

11月の広報あわらにも記載されていましたが、まず、今日現在の整備率・接続率及び今後の整備予定についてお伺いしたい。

1回目を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 土木部長、山口志代治君

土木部長(山口志代治君) 只今の北島議員のご質問にお答えをいたします。

公共下水道の整備率ということでございますが、一応これは認可人口の内ですね、処理人口がいくらかという指標になってございます。これにつきましては、11月末現在で86.3%、接続率でございますが、これにつきましては処理人口に対して今現在利用されている人口という割合でございますが、これにつきましては、87.6%となっております。

そういうことで、今後の整備計画に関しましては、平成21年度は芦原処理区で波松、城、浜坂など、金津処理区では沢、北疋田、次郎丸、中川区などの整備を予定し、順次進めていく計画をもってございます。

また、平成22年度には認可の変更を行い、坪江地区の残りを取り込み、認可区

域をあわら市全域に広めたいと考えております。

しかしながら、現在、全国の市町村では、下水道事業による多額の建設費、維持費等により財政を圧迫しており、使用料等公共料金的大幅な引き上げや、公共サービスのカットが相次いでおります。

あわら市におきましても、建設においては人口が密集した区域は一応完了し、人家がまばらな区域の整備となってきたり、整備費用につきましても、整備済み区域では1人当たりの整備単価約100万円、未整備地区につきましても、やはり整備単価がですね、約200万円ぐらい、倍になっているというような状況になってきております。

また、維持管理経費につきましても、ポンプ場などの機器が耐用年数を過ぎてきており、更に管路やポンプ場の修繕費も増えていく傾向にあります。

このような中、下水道建設におけるコストを極力軽減させるため、管路計画において一層のコスト低減方策を検討するとともに、処理方式においては、下水道だけではなく、合併処理浄化槽等の費用比較を行い、適切な役割分担を行う等の計画の見直しを行なっているところでございます。

現在、未整備区域において、集落と離れた家屋、低地、河川沿いなどの地形的要因などで多額の建設費、維持管理費が見込まれる区域に関しましては、合併処理浄化槽による整備を行う計画をしてございます。

なお、合併処理浄化槽整備区域となった場合、個人負担において不公平とならないよう、建設費や維持管理費の補助を行なう計画でおります。

また、現在公共下水道の整備がコスト的に有利な箇所についても、人口の将来の減少、過疎化、住民の意向を調査した上進めていきたいと考えております。

なお、このようなコスト低減方策を行いながら、今年度の事業費6億円ペースで進めるとした場合、芦原処理区につきましても、平成26年度頃、金津処理区においては平成30年度頃に概ね整備が完了する見込みであります。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君

6番(北島 登君) こういった例が多分あったりもするのかなって思うんですけどね、当然のことながら、供用開始になれば、整備していただかなければならないことなんですけど、個人個人では、いろいろな思いからこういう若干反対的な意見を述べられる方がいらっしゃるのかなというふうに、今ちょっとそういうふうに思ってたんで、そのことについてちょっとお聞きしたいと思っております。

例えば、下水道が供用開始されましたが、我が家は浄化槽がまだ新しいので、下水道に繋がなくてもいいではないでしょうか。ということですか、また我が家は、敷地が広く負担金㎡380円で計算するとかなりの多額となり、また敷地内の接続工事費が多額にかさむと、そういった状態なので汲み取りトイレのままでいたい。こういったことが現実あるのかないのかわかりませんが、ありそうであるなと思

ってお聞きするんですが、どちらにしましても下水道に接続しなければならないのは事実で例えば、片一方は供用開始、片一方は汲み取りトイレという部分で言わせていただきますとどちらに対しても、何年以内に接続しなければならないかとあわら市の規定をお聞かせください

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 土木部長、山口志代治君

土木部長(山口志代治君) 只今の北島議員の再度のご質問でございますが、簡易浄化槽といいますか、トイレだけの水洗をされた家屋における接続はどうかということでございますが、下水道の整備目的は、大きく分けまして二つございます。トイレの水洗化という一面と公共用水域の汚濁防止と公的な部分ですね、いわゆる生活雑排水がいわゆる側溝を通過して河川に流れて公共用水域を汚すということで、その二点をですね、防ぎたいということもございまして、これにつきましては、各個人の良心といいますか、良識にもお願いするわけでございますが、そのためには、公としましても、相当の費用を負担しながらですね、最終的には、公共用水域ですね、ここらで言えば、竹田川とか、北潟湖とか水質汚濁防止に役立てたいという大きな目標がございます。それが個人個人ですね、理解を賜りたいということもございまして、それともう一点ですね、屋敷が広いということもございまして、これにつきましては、受益者負担金ですね、総額の単価との兼ね合いがあるかと思うのですが、これにつきましても、例えば、畑に利用しているとか、農用地に使っているということであればね、ある一定の減免というか、猶予という制度もございまして、それも活用していただきたいと、更にですね、屋敷地が広い建物が大きいから排水設備費用がかさむんだということもございまして、これにつきましてもですね、水洗化に伴うところのいろんな貸付制度もございまして、また早く繋いでいただいた方につきましては、いわゆる奨励金を2万円、一応対応すると、その中で水洗化につきましては、3年以内ということもございまして、法的には、それともう一点は、もともと水洗トイレの場合はどうかということもございまして、これは排水設備の整備ということで、これは半年になっていようかと思っております。こういう二つの枠を設けてございまして、この中でどうしても繋いでいただきたいということもございまして。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君

6番(北島 登君) もともと、今ほど部長の答弁で、もともと水洗化されているところは半年以内と、かなり早いと、ちょっときついなというところもあるんじゃないかなと、突然やって来たけど繋げないと、そういった方もいらっしゃるかなとこんなふうに個人的には思いました。1年ぐらいの猶予があってもいいかなというふうに思いました。先ほど、しかしながら、また逆行したような言い方をしますが、合併浄化槽がついていると、ついているところに関しては、個人の判断で出来る限りお願いをすると、ちょっとそれ自体ゆるいかなと、下水道事業というは、当

然のことながら企業会計ですし、当然のことながら供用開始になって接続率が先ほど86%ですか、悪い状況ですと、企業会計上の運営が圧迫されてきます。尚且つ、こちらの方、これ環境衛生組合の、こちらの方から搬入されている、これはあくまでも浄化槽というのは、ごく少しの量だと思えますけど、衛生負担金、投入量割で4,150万9,000円、この内のやっぱり何%かは、あわら市が二重に負担をしいられてしまっているという部分があるように思えます。

やはり、そういったところのあまり横暴にやられると、ちょっと問題あるんであれなんでしょうけど、やっぱり地道なる活動でご理解をいただきよう進めていただくようお願いをいたします。先ほどの、ある一部の地域の離れたところのお宅にしましては、浄化槽での対応も検討して、比較検討という部分をされると思うんです。特に料金的な部分だとは思いますが、浄化槽の方が良いという判断は、まずもってどなたがされるんでしょうか。お聞かせ願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 土木部長、山口志代治君

土木部長(山口志代治君) 只今のご質問でございますが、いわゆる費用対効果といえますか、その1軒へ向えに行くためにですね、どれだけの工事費がかかるかということにあいなるかと思うんです。その中で、おおむね100m以上になればですね、かかる費用の方が、多くてですね、入ってくる方が少ないと。しかしながら、その

向こうへ行ったところですね、例えば、水をたくさん使う事業所とかね、そういうことであれば、また料金体系の中で寄与しますので、それは、また接続の方がいいかなということがあります。それと、今整備していく中でね、確かに過疎地に向かっていることも事実でございます。今、87%の接続率ということでございまして、残り13%、世帯数約1千世帯でございます。その中で最近整備している場所でもね、集落によっては、ほとんど繋いでいただけないお年寄りばっかの集落もございまして、それで、今の整備の手法としましては、確実に繋いでいただけるかどうか、1件1件確認を取りながら、どうしても高齢者世帯で将来も見込みがないのであればね、そこに関しては、一応汚水枘は省かしていただくというような手法もっております。そうしないとですね、やっぱり、どんどん投資はしたは、あと、やっぱり利用していただけないということになりますと、ますますその辺が矛盾を生じますんで、その2本立てで、一応やってるとというのが現状でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君

6番(北島 登君) がっかりしたというか、これが公共下水というか、これが公共社会資本のインフラ整備なんかと、今このように思いましたわ。当然のことながら、今の話ですと、個人的な意見は、あまり酌めないということですかね。やはり100m離れているならば、浄化槽で対応したいということでございまして、それならばそれで、当然のことながら、もうそこまで下水来ていると、家も間違いなく下

水に接続するんだと、これ聞いてくださいよ、浄化槽ってね、本来ならば、下水道ができる時までの暫定的なものなんですって。何でかっていうとそれ以外の生活雑排水は、最終的には、浄化槽を通過しても、完全な状態じゃなく流れて行くんですって。きちっと整備されて、全部一本にまとまってでも、最終的には、処理場と比べますと環境汚染にも、しっかり繋がってってしまうかなとこのようにも思っています。本当に浄化槽で対応したいというのであれば、やはり早くからそのお宅を回っていただいて、話し合いを詰めていただいて、最終的には、あわら市の規定で若干なる保護をしなければならないと思っています。どうでしょう部長。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 土木部長、山口志代治君

土木部長(山口志代治君) 公共下水道が整備どうしてもやっぱできないエリアといえますか、そういうところにつきましては、今の北島議員おっしゃったような形でね、先ほど私、答弁させていただきましたが、いわゆる個人の経済的な負担はですね、公共下水道と遜色ないような形でしていきたいと、従いまして設置費用つきます応分の行政側としての補助金制度、また維持管理につきましても公共下水道の料金なみの料金体系というものを考えて参りたいということでございますので、ご理解をお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君

6番(北島 登君) これは整備済みの区域で、当然のことながら、これ接続していない未整備というだろうと思うんですけど、芦原温泉の道路側溝等から、至る所から雑排水と思われる湯気が立ち上ってるんですってね。

主として道路等の側溝というのは、雨水を排水するためのものだと思うんです。宅地からそういう雑排水が流れ込むようなところでは、特に街中なんかね、思えないんですけど、また、その雨水がね、どんどん流れて、先ほど言ったように環境悪化の原因にもなると、当然のことながら、ごく一部認められている部分はあると思うんです。それってというのは、道路管理者の許可を得れば、そういったことは可能であると、今、湯気が立ち上っているところってというのは、道路管理者、当然のことながら、あわら市だと思います。あわら市は許可を出しているのか。その点についてお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 土木部長、山口志代治君

土木部長(山口志代治君) 道路管理者としましてですね、雑排水を流す事を許可するとか、云々ということはしてございません。しかしながら、下水の接続の中でいわゆる流しても良い水といいますのは、雨水と同等の水に関しては、あえて接続は、しなくてもいいですよというようなことはやっております。それともう一点ですね、確かにまだ未接続の部分が旧町内にも見受けられます。その事に関しましては、私共職員がですね、個別訪問をしながら、1件1件その辺を調査してですね、接続の

方を促しておりますので、これも付け加えさせておきます。
以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君

6番(北島 登君) しっかりとした指導をお願いいたします。

それでは、下水道の延命化計画というのを策定されていますか。この点お聞かせ願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 土木部長、山口志代治君

土木部長(山口志代治君) 今現在、延命化計画というのは、策定しておりませんが、芦原町では昭和55年から、金津町では昭和56年からですね、下水道工事を進めております。そういうこともしばらくしますと30年ぐらい経とうかと思うわけですが、実は当初考えられなかったような事例も一応報告を受けております。というのは、下水はどんどん集落へ伸びていきます。その中で本来ですと、自然流化でもってくるわけですが、やはり、そうしない場合は、ポンプで何キロも押してくると、その場合、常に流れていけば良いんですが、やっぱり滞ったり、また流れたりします。そうした場合ですね、多分、滞った場合に中にガスが発生するというような状況で出てきまして、それが吐き出した場合にですね、いわゆるその硫化水素が大量に発生しましてですね、いわゆるマンホールとかですね、コンクリートを若干腐食させるような事態が見受けられておりますので、これにつきましては、その都度対処いたしております。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君

6番(北島 登君) 今ほど、大体30年ぐらいが過ぎているということでございます。下水道の対応年数、一般的に機器、電機関係というのは15年と聞いたことがあります。普通の埋設された管に関しては、どれくらいですか。また、福井市では、今現在ね、未整備地区を整備しようと思っっている矢先に、それなのに、それにかかわらず中心街の更新をしなければならないという状況になります。

あわら市としましては、それが何年後に来るかお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 土木部長、山口志代治君

土木部長(山口志代治君) 非常に難しいご質問でございますが、通常、当初はですね、コンクリート、下水管の品質でございますが、ほとんどヒューム管ということでございました。それにつきましては、30年か50年ぐらいまでかなと、しかしながら流れてくる汚水の量とかですね、いろんな上へ走る車の量なんかが、いろんな他の要因が加わってくればね、またそれが短くなるうかなと、じゃ30年経ったから、すぐ直さないかんかというところ必ずしもそうではございませんので、それは部分、毎

年調査をかけながらですね、一応、リニューアルをしないかんもんは、していきたいなとかように考えてございます。更に機械関係でございますが、それにつきましては、期間におきましては、取替えとかですね、そういうことをやっております。以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君

6番(北島 登君) 今ほど聞いた話の範囲で思いますと、改築やら更新の計画というのも策定されていないんじゃないかなと、このように思います。

先ほど申しました下水道延命化計画並びに更新に関わる計画を策定していただきたいと、やっぱり中長期的な視点に立って、この事業、やっぱりしっかり運営していかなければならないものだと思います。

下水道の経営の健全化事態はね、当然、議員の皆さんも、当然知ってると思いますけど、一般会計から6億3,882万3,000円繰り入れております。下水道の公営企業会計が健全化されれば、一般会計も健全化されます。自ずと。このことについて、若干聞きたいと思います。当初予算の18ページに、高料金対策で1億1,974万5,000円、それと起債償還4億5,519万5,000円、ここらの範囲は、出来る限り企業会計で賄って、先ほど何かそれが原因によって平成22年度には、下水道料金を値上げしたいんだということでございましたけど、と思うのですが、部長の考えどうでしょう。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 土木部長、山口志代治君

土木部長(山口志代治君) 下水道会計につきましては、建設費が非常にコスト的にかかってございます。それは、建設当初からいろいろ言われたこととございますが、そういう中で、建設にかかるコストにつきましてはですね、当初からですね、一般財源という考え方でございます。今、維持管理の中でね、いわゆる流域へ払う金、また維持管理にかかる費用なんかを今通常の下水道料金で賄うというような中で、私共は流域下水道に入っておりますんで、それについては、何かクリアーしていようかなとは思いますが、若干建設財源のですね、起債の償還にも若干充てられているように見受けられます。細かい事は、私、これ以上わかりませんので、ご了承願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君

6番(北島 登君) 今、聞いてますと何か、じゃ6億3,882万3,000円ぐらいの負担は、これから先々もずっとお願いしますよというふうに聞こえたんですけど、そうすると、今度また新たに更新計画が生まれて、それをやっていく事になると、それがまた圧迫して一般会計を押しつぶすように思います。更なる努力を、先ずは接続率を上げていただいて、この会計の更なる努力をお願いいたします。

これで質問を終わります。

散会の宣言

議長（東川継央君） 以上で一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日から17日までは休会とし、休会中に付託されました案件について、それぞれ常任委員会の審査をお願いします。

本会議は、12月18日、再開をいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後4時16分）

地方自治法第123条の規定により署名する

平成20年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第35回あわら市議会定例会議事日程

第 3 日

平成20年12月18日(木)

午後2時開議

1. 開議の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第91号 平成20年度あわら市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 3 議案第92号 平成20年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第 4 議案第93号 平成20年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第 5 議案第94号 平成20年度あわら市農業集落排水事業特別会計
補正予算(第2号)
- 日程第 6 議案第95号 平成20年度あわら市産業団地整備事業特別会計
補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第96号 平成20年度あわら市モーターボート競走特別会計
補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第97号 平成20年度あわら市公共下水道事業会計
補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第98号 平成20年度あわら市水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第99号 平成20年度あわら市工業用水道事業会計補正予算
(第1号)
- 日程第11 議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第101号 あわら市まちづくり基本条例の制定について
- 日程第13 議案第102号 あわら市自転車等の放置の防止に関する条例の制定
について
- 日程第14 議案第103号 あわら市農業者労働災害共済条例の制定について
- 日程第15 議案第104号 あわら市農業者労働災害共済基金条例の制定について
- 日程第16 議案第105号 あわら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第106号 あわら市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第107号 あわら市議会の議決すべき事件を定める条例の制定
について
- 日程第19 議案第108号 あわら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第20 議案第109号 財産の処分について

日程第 2 1 議案第 110 号 損害賠償の額を定めることについて

日程第 2 2 発議第 6 号 道路整備に必要な財源の確保に関する意見書

1 . 閉議の宣告

1 . 議長閉会あいさつ

1 . 市長閉会あいさつ

1 . 閉会の宣告

出席議員（21名）

1番	八木秀雄	2番	笹原幸信
3番	大下重一	4番	山川知一郎
5番	山口峰雄	6番	北島登
7番	関山博夫	8番	向山信博
9番	坪田正武	10番	篠崎巖
11番	石田則一	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	穴田満雄
17番	山川豊	18番	海老田州夫
19番	見澤孝保	20番	東川継央
22番	杉田剛		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	神尾秋雄
財政部長	長谷川賢治	市民福祉部長	川島清一
経済産業部長	坪田清孝	土木部長	山口志代治
教育部長	出店学	会計管理者	山口博行
市民福祉部理事	長谷川忠典	市民福祉部理事	摩垣浄心
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文	土木部理事	田中房一

事務局職員出席者

事務局長	圓道信雄	事務局長補佐	中林敬雄
書記	中辻雅浩		

開議の宣告

議長（東川継央君） これより、本日の会議を開きます。

議長（東川継央君） 本日の出席議員数は、21名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（東川継央君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(午後3時17分)

会議録署名議員の指定

議長（東川継央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、18番、山川 豊君、18番、海老田州夫君の両名を指名します。

議案第91号から議案第106号の委員長報告・質疑・討論・採決

議長（東川継央君） 日程第2から日程第17までを、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

これらの議案につきましては、各常任委員会に付託し、審査願っておりますので、各常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

議長（東川継央君） まず、総務常任委員長より報告願います。

議長（東川継央君） 総務常任委員長、北島 登君。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（東川継央君） 6番、北島 登君

6番（北島 登君） 6番、北島 登。議長のご指名がありましたので、総務常任委員会審査のご報告をいたします。

当委員会は、去る12月10日に開会し、今回、当委員会に付託されました、議案第91号、平成20年度あわら市一般会計補正予算(第5号)委員会所管分、議案第96号、平成20年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算(第1号)、議案第101号、あわら市まちづくり基本条例の制定について及び議案第105号、あわら市税条例の一部を改正する条例の制定についての4件について、市長、副市長及び担当部課長等の出席を求め慎重に審査いたしました。

以下、審査の過程で論議されました主な事項についてご報告いたします。

それでは、議案第91号、平成20年度あわら市一般会計補正予算(第5号)の

当委員会所管分について申し上げます。

今回、各費目において、人事異動等に伴う人件費の所要の調整がされている中で、時間外勤務手当の計上した根拠や月7万円の支給限度額を超えた場合の対応はどうか、又、合併時から大幅な人員削減がされており、そのしわ寄せが来ているのではないかと、サービス残業はどうか、年次休暇の取得状況はどうかとの問いに対して、補正額の根拠については、前期の実績や昨年度の後期の実績あるいは今後の事務量の予測をして計上したものであり、限度額オーバーの対応については、代休の取得で措置しており、代休が取得できない状況ではないと思われるとのことであります。又、年次休暇の取得状況については、ホームページにも掲載しているが、1人当たり平均8日程度であるとのことであります。

特に、今年は、窓口における長期休暇、年金問題などの特殊な要因、商工やスポーツ関係のイベントの従事関係が増額の大きな要因となっているとのことであります。又、職員採用については、経費削減を図りながら、毎年少しずつ採用していきたいと思う。尚且つ、今後は、市がすべき仕事なのか、各団体等がしなければならない仕事もなるのではないかとと思われるので、事務の整理検討をしたいとのことであります。

又、県内の各市ではすでに廃止されている中、あわら市のみが採用している勧奨退職制度の見直しについてはどうかとの問いに対しては、昨年、女子職員を56歳から59歳に改め、男子職員と統一したばかりである。新陳代謝も必要であり、年金関係においては、給料比例部分の支給が23年度までは60歳から支給となっているが、平成24年度からは61歳から支給されることとなることなどから、現在のところは、平成24年度から廃止する予定であるとのことであります。

次に、予算書13ページの2款 総務費、2項 徴税费、2目 賦課徴収費 7節 賃金で臨時職員賃金100万円の補正内容はどうかとの問いに対し、徴収嘱託員3名を採用しているが、基本給として、月5万円プラス徴収実績の2%を加算して支給しているが、臨戸徴収などにより、徴収実績が良く、今後の見込みも含め、補正したものであるとのことであります。

次に、予算書25ページの8款 土木費、4項 都市計画費、1目 都市計画総務費 17節 公有財産購入費の湯のまち駅前多目的用地1億1,167万5千円に対する補正財源として土地開発基金を充当していることについてであります。1.4%という低金利で借り入れしており、繰り上げ償還をしなくてもよいのではないかと、今後のまちづくりのため、積み立てておくべきでないかと、長期財政計画上は、一括償還ではなく、分割償還を見込んでいたのではないかと、さらには、その用地の有効利用を十分に検討し、収入を得る方法も考慮すべきではないかととの問いに対して、新たな起債を発行するものでなく、繰り上げ償還することによって約310万円の利子が軽減されるが、そのまま、土地開発基金に積み立てておけば、3年間で約150万円の利子が発生し、差し引き約160万円の利子が軽減されることから、財政が苦しい中、少しでも財政を助けたいとのことで、繰り上げ償還したい

とのことであります。

又、有効利用については、現在、種々検討中であるとのことであります。

以上、本案につきましては、挙手採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第96号、平成20年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

三国競艇ポイントカード運用基準におけるポイントの付与は場外発売の1日1ポイントからSG競走の1日20ポイントとグレードの高い競走ほどポイントが高くなっているが、グレードの高い競走ほど、入場者が多いのではないかと、見直しはどうかとの問いに対して、色々な意見があると思うが、施行組合には、そういう意見があったことを申し入れたいとのことであります。又、ポイントカードの還元で温泉宿泊券などの付与はどうかとの問いに対して、旅館組合とのタイアップを検討しているが、なかなか進展しないのが現状であるが、今後ともさらに検討したいとのことであります。

以上、本案につきましては、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第101号、あわら市まちづくり基本条例の制定について申し上げます。条例を制定しただけでは意味がなく、制定後は十分なる普及、活用をすべきである。政策評価について市民が参画することを謳っているが、適正な運用に十分注意すべきであるなどの意見が出されたことに対して、この条例は、あわら市のまちづくりの基本理念を制定するもので、強制力はないが、制定後においては、趣旨の周知徹底や適正な運用を図りながら、これからの各種施策などの市政運営に反映させていきたいとのことであります。

又、住民投票制度について、非常設型を採用している理由はなにかとの問いに対して、年齢や外国人等の関係をどう取り扱うか、個々のケースによって異なり、常設型であると、矛盾が生じる可能性があるため、その都度、定める非常設型を採用したとのことであります。

以上、本案につきましては、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第105号、あわら市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の見直しによる入湯税を課税免除することによっての影響額はどうか、帳簿保存期間を1年から3年としているが、税法上の5年との関係はないのかとの問いに対して、入湯のみの行為に対しての入湯税の徴収実績がないため、ほとんど影響がないものと思われるとのことであります。

帳簿の保存期間については、市独自の調査であるので条例で3年と規定したものであるとのことであります。

又、寄付金控除の対象となるあわら市内にはどのような法人があるのかとの問いに

対して、社会福祉協議会、保育園、幼稚園等の13法人が対象となるとのことであります。

以上、本案につきましては、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案外になりますが、論議のありました主な事項について申し上げます。

まず、消防署庁舎についてであります。市の考え方としては、老朽化に伴う金津消防署庁舎については、福井県住宅供給公社が所有する花乃杜団地付近の土地を第1候補地として、今後、用地交渉及び移転改築の準備を行うこととし、嶺北消防組合の各計画では、あわら市内を1署体制としても、「消防力の低下はない」としておりますが、住民感情を考慮して、当面は「1署2分所」体制を維持するとしております。

金津消防署庁舎の改築後は、現在の芦原消防署を分所とする場合は、1ヶ小隊を常駐させ、消防ポンプ車あるいは救急自動車が出場可能な体制とし、当該分所において救急出場が発生した場合には、署から1ヶ小隊を差し向けるなどの措置を講ずるものとしております。

委員から、本署職員の体制はどうなるのか、当面は「1署2分所」体制を維持するとしている当面とはいつまでを目安としているか、5,000㎡を必要としているが、維持管理面を考慮した機能的でコンパクトなものにできないのか、消防庁舎建設に伴う国庫補助制度や将来の負担はどうかとの問いに対して、職員の体制としましては、4ヶ小隊が配置され、そのうち、分所に1ヶ小隊が配置されとのことであり、当面とは、期限を切ることができないが、出勤状況や住民の理解が得られるまでではないかと思う。

又、面積については、本庁舎、訓練塔、消防車や救急車の車庫が道路より15mのスペースが必要であることや屋外での点検場所、外来駐車場の確保などから決して贅沢なものではない。さらには、嶺北消防組合の拠点施設として位置付けされているとのことであります。

補助制度については、国庫補助制度はなく、起債制度しかなく、通常は、75%充当可能な一般単独債であるが、95%充当可能な合併特例債を利用することができるもので、新市建設計画や長期財政計画においても、見込み済みであるとのことであります。尚、今後は、福井県住宅供給公社と用地交渉に入り、早ければ、当初に、遅くとも5月議会までには、市は用地費を、組合では、設計等の予算をそれぞれ計上したいとのことであります。

次に、香美市との姉妹都市の盟約の締結と災害時相互応援協定の締結についてであります。あわら市の合併5周年記念の平成21年3月1日にそれぞれ締結したいとのことであります。

又、あわら市の花・木・鳥の選定やあわら市民憲章を定め、平成21年3月1日の合併5周年記念式典において、これらを公表したいとのことであるが、これらの制定については、議会の議決をしたほうがよいのではないかとことから、地方自治法第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件を定める条例を今定例会の最終日

に追加議案として提案し、可決制定されたのち、2月27日召集予定の3月議会定例会初日において、花については花菖蒲、木については梅、鳥については白鷺を、さらに、市民憲章についても、議会の議決を得てから、正式に公表する予定であるとのことであります。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、総務常任委員会の報告といたします。

議長（東川継央君） 次に、産業建設常任委員長より報告願います。

議長（東川継央君） 産業建設常任委員長、坪田正武君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

9番（坪田正武君） 産業建設常任委員会審査のご報告を申し上げます。

当委員会は、去る12月11日に、市長、副市長及び担当部長等の出席を求め、当委員会に付託されました補正予算に関するもの6議案、公の施設の指定管理者の指定に関するもの1議案、条例の制定及び一部改正に関するもの3議案について慎重に審査いたしました。

審査の結果、いずれも所要の措置であり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程で論議されました主な事項について申し上げます。

それでは、議案第91号、平成20年度あわら市一般会計補正予算（第5号）の所管事項について申し上げます。

まず、農林水産課所管では、小規模土地改良事業補助金について、この補助金は、蓮ヶ浦地係において発生した法面崩壊に伴う改修に対して北潟湖辺土地改良区に補助するとのことであるが、補助率15%の根拠はなにかとの問いには、通常、災害によるものは、65%が国費で補助されることから、県費50%と併せて65%を補助するものであるとのことです。

なお、この法面崩壊は揚水のパイプラインの漏水が大きな原因とのことであり、委員からは、再発することのないよう対応してもらいたいとの意見がありました。次に、松くい虫の被害が進んでいる中、松くい虫被害総合対策委託料が減額となっているがどうしてかとの問いには、県単価の減額があったためとのことでありす。

委員からは、需要があって実施している事業であるので、単価が下がったのであれば、減額せずに予算を最大限活用して事業を進めるべきとの意見がありました。

次に、農地・水・環境保全向上活動支援事業推進交付金が減額になっていることに関連して、この事業は5年間とのことであるが、5年後はどうなるのかとの問いには、5年後も継続するよう強く要望しており、時限立法でないので、基本的には延びると想定しているとのことでありす。

なお、今回の補正の減額は協議会の事務費割り当ての減額であるとのことでありす。

次に、観光商工課所管では、モーショントラストの企業立地助成金等について、

新規雇用者6人ということで企業立地助成金を算出しているが、転属者も含むのか。通常、新規雇用は市内からの雇用となるが、転属者となると市内の人と限らないのではないかと。との問いには、転属者も含んでおり、転属者はあわら市の住民であり、市民税とかの効果は十分あるのでカウントしているとのこととあります。

なお、転属者については、転勤になる場合もあるので雇用促進奨励金は新規雇用者の半額となっているとのこととあります。

また、新規雇用者や転属者の人数はどの時点で把握しているのかとの問いには、新規雇用者は1年もしくは6ヶ月の雇用を確認してから、転属者については、従前市外に住んでいて、あわら市の工場に転属ということであわら市に住居を構え住民票を移した人で、1年ないし1年6ヶ月そこに住んでいる場合にカウントしているとのこととあります。

なお、雇用促進奨励金は3年間の助成となっていることから、毎年、住民票、雇用証明書で確認を行うとのこととあります。

また、3年間の助成期間に、毎年1人ずつの採用があった場合、助成金はどう取り扱いするのかとの問いには、対象外とのこととあります。

また、増設した場合の助成金の取り扱いはどうなるのかとの問いには、今後新たに増設となる場合には制度上拒むものにはなっていないことから、企業立地を進める上で、優先度、財政状況も想定しながら増設の取り決めに固めていかなければならないとの答弁がありました。

また、企業立地助成金は、何年ぐらいで元が取れる見込みかの問いには、これからの税収がどれぐらいになるかは企業業績と関係し、固定資産税は確定的に計算できるが、それ以外のものについてはなかなか難しい。そこに勤めている人の税金だとか、消費活動等もあり、そこまでの計算はしにくい面はあるが、交付税算入まで頭に入れて、固定的に入ってくる税金だけを計算すると何十年もかかると思う。しかし、もろもろの波及効果があるから補助制度を作ったと思う。今後は、雇用者数の制限、更なる増設をどうするかが検討課題となる。との市長の答弁がありました。

委員からは、リスクも負いながら、よそに負けない企業誘致を進めていかなければ、自治体も成り立たないのではないかと。雇用の機会が近くにあるということは非常にいいこととあり、立地条件が良いことをPRしながら進めていくべきである。また、企業の増設には支援すべきであるとの意見がありました。

次に、中小企業設備及び運転資金利子補給金について、40件増えたとのことだが、不景気によるものかとの問いには、この補助金は1月1日から12月31日まで期間で利子補給金を算出しており、利子補給率0.5%を1%に拡大したこと、返済期間7年間利子補給していることから利用者が増えたとのこととあり、景気の後退はここ数ヶ月のことで、直接件数の増に影響しているとは考えていないとのこととあります。

次に、建設課所管では、土地開発基金を取り崩して湯のまち駅前多目的用地取得の一括償還金に充てることについて、これは先ほど、総務委員長報告と多少重複し

ておりますが、新幹線がらみで、土地を現金にしたのであれば、駅前周辺整備には起債を起さず基金を取り崩して使うべきではないか。社会情勢が厳しい中、借り入れている金利が1.4%という低い金利であるのに一括償還する必要がなかったのではないか。150万円ぐらいの利子軽減のためになぜ1億5千万円を取り崩さなければならないのかとの問いには、基金でもっている土地を事業に使用することはできないということで、合併特例債を利用して一般会計で購入し、1億5千万の現金が土地開発基金に残ったが、土地の利用については、金津町時代に新幹線整備のために先行取得した土地は、当初の目的どおりに使用している。そのまま基金に積んで置くのも一つの方法であるが、現在、土地を購入する予定はなかったので、一般会計で負担している償還金を軽減することが財政運営上の得策と判断したとのことであります。

また、多目的広場の駐車場としての利用について問いがあり、多目的広場の利活用については、県と相談しながら検討を始めたところであり、その中で駐車場としての扱い方がどうであるか決まってくると思う。今は、駐車場は暫定的な使い方であるとの答弁がありました。

次に、議案第94号、議案第95号、議案第97号、議案第98号、議案第99号については、特段質疑はありませんでした。

次に、議案第100号、公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

管理の内容はどうなっているか。また、事故、けががあった場合、責任はどうなるのかとの委員からの問いには、従来、市が行っていた管理業務一切であり、電気料、水道料の支払い、植栽、植樹等の剪定、トイレ掃除、公園内の清掃などとのことであります。また、事故等があった場合の責任は、管理面に起因して事故が起きた場合は、指定管理者が責任を負うが、それ以外は市の責任となり、詳細については協定書で定めるとのことです。

また、向農園1社の応募だったことから、メリットはあるのか。との問いには、剪定、芝刈りについて、市が示した基準より回数が多かったとのことであります。

次に、議案第103号、あわら市農業者労働災害共済条例の制定について、議案第104号、あわら市農業者労働災害共済基金条例の制定について、一括して申し上げます。

集落の営農組織の法人化が進んでいる中、個人でも加入し、法人でも加入しなければならないのか。との委員からの問いには、個人の世帯で入るのか、組織で入るのかということであるが、従前どおり農家世帯で入っていただくことにより、農業生産法人の作業に従事したことがすべて対象になる。法人の場合は、非農家の人を雇用している場合に加入していただくことを想定している。基本的に農地所有の人はすべて個人世帯で加入していただくことを原則としている。との答弁がありました。

また、友人、知人に手伝ってもらった場合はどうなるのか。との問いには、従前の農協の互助制度は給付していたが、条例化する場合は、誰が加入者なのか明確に

しなければならないので、親族の範囲内としたとのことであります。手伝いの方が農地を持っていれば個人で加入していただき、非農家の方は、雇いを予定している農家の責任において、共済に加入してもらうよう指導していく。との答弁がありました。

委員からは、あわら市は臨時雇用が多いので、その人たちも救済できるよう対応すべきではないかとの意見がありました。

次に、議案第106号、あわら市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

警察と協定書を結んでとのことであるが、退去しない場合は、警察が主体となって対応するのか。との委員からの問いには、警察と連携して、市が明渡しを請求するとのことであります。

また、暴力団員かどうかの判断はどうするのか。との問いには、入居申し込みの際、警察へ照会することを同意してもらい、警察に照会して判断するとのことであります。

次に、議案外になりますが、論議のありました主な事項について申し上げます。

今後の下水道の整備予定について、集落と離れた家屋、低地、河川沿いなどの地形的要因などで多額の建設費、維持管理費が見込まれる区域については、合併浄化槽による整備を行う予定との一般質問の答弁であったが、費用対効果がどうであろうと下水道を待っていた集落もあるのに、合併浄化槽での整備は地元の理解が必要ではないか。また、下水道料金の値上げも理解できるが、その前に接続率を上げるべきではないか。との問いには、高齢化の進んでいる集落もあり、どこかで切り替えなくてはならない。平等は難しいが、公平感が損なわないように行政として仕組みづくりを考え、地元の同意を得ながら進めていきたいとのことであります。

また、料金の値上げについては、起債の繰上償還、借換えの際、財政健全化計画を国に計画を提出しており、その中身について十分な説明がなかったと反省している。接続率を上げるとか、滞納整理は努力していかなければいけないが、現実問題として滞納の状況を見るとなかなか回収は難しい。そういうことを考えると22年度には値上げをしなければ難しいだろうということが実態としてある。との市長の答弁がありました。

委員からは、料金改定は財政健全化計画で義務づけられているということだが、料金を上げざるをえないのなら、目標値を定め滞納整理と接続率の向上に努めるべきであるとの強い意見がありました。

次に、各種要望について申し上げます。

まず、「坂井北部丘陵地活性化に関する要請」についてであります。この要請は、今後、畑作営農振興として担い手の確保、地産地消、新規就農者の確保や水田地帯からの参入等で坂井北部丘陵地の振興を図る方策として、「土壌調査による土壌基盤整備」「低コスト・耐候性ハウスによる周年型営農の転換」「選果場統一による総合選果場への集約と光センサーによる品質検査での有利販売」に取り組んでいくた

めの支援を求めるものであり、趣旨に賛同するものであります。

次に、「中学校改修工事の木材利用についての要望」についてであります。この要望は、中学校の改修工事にあたっては、積極的な地元木材の利用と木材の需要拡大ならびに環境にやさしい教育の場の構築を求めるものであり、趣旨に賛同するものであります。

以上、当委員会に付託されました案件の審査結果と審査経過の概要を申し上げ、産業建設常任委員会の報告といたします。

議長（東川継央君） 次に、教育厚生常任委員長より報告願います。

議長（東川継央君） 教育厚生常任委員長、関山博夫君
（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 7番、関山博夫君

7番（関山博夫君） 教育厚生常任委員会は、去る12月2日の本会議におきまして、同委員会に付託されました案件を審査するため、12月12日に同委員会を開催しましたので、その結果についてご報告申し上げます。

付託されました案件は議案4件の議案でございます。議案第91号 平成20年度あわら市一般会計補正予算（第5号）、議案第92号 平成20年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第93号 平成20年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算（第2号）、最後に議案第102号 あわら市自転車等の放置の防止に関する条例の制定についてでございます。4議案でございます。審査の結果、いずれも全員一致で可決することに決しましたことをご報告申し上げます。

以下審査の過程で論議されました主な事項につきまして申し上げます。

まず、議案第91号あわら市一般会計補正予算（第5号）について、所管課ごとに申し上げます。

市民生活課所管では、委員からは、ICカードの発行率を高めるため、ポスター作成等で40万円を支出するのであれば、目標値を設定して、努力するべきではないかとの問いがあり、理事者からは、目標値を設定し、市民課の窓口業務でも積極的に取組みたい。また利便性を高めるため、坂井市、福井市が加入してもらえよう努力したいとの答えがありました。

また、委員からは、カードの利用発行数が伸びていないのに、セントピアあわらに自動交付機を設置する目的は何かとの問いがあり、理事者からはセントピアあわらは、休日でも夜間10時まで開館しており、市職員もいることから簡単な操作方法やトラブルにも対応できる、まず利便性を高めることでICカードの普及にも努めたいとの答弁がありました。

委員からは、また只今ですね、10月の初めからですね、余熱館ささおかでございますが、そこが休館しておりますけれども、その余熱館ささおかの配水管布設工事のため、長期にわたり閉館していることから、早期に再開できるよう最大限の努

力をするようにとの強い意見があったことをご報告させていただきます。

福祉課所管では、委員からは、生活保護費の支給世帯は何世帯あるのか、との問いがあり、理事者からは、9月末現在で95世帯、118人であるとの答弁がありました。

また、委員からは、生活保護受給者が高度な医療機関へ通院したいという希望があった場合の対応について問いがあり、理事者からは、高度な医療が必要であれば認めることはできるが、市では交通費を支給しないことから、生活保護費から捻出することになる。まずは、市内病院の身近なところで通院するよう指導しているとの答弁がありました。

教育委員会所管では、特段の質疑はありませんでした。

次に議案第92号あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

委員からは、国保の滞納状況について問いがあり、理事者からは、滞納世帯は1,030世帯であるとの答弁がありました。

次に議案第93号あわら市雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

委員からは、パソコン購入費について問いがあり、理事者からは、パソコン1台を購入するが、その費用は、養護老人施設費と指定介護老人福祉施設費に振り分けるとの答弁がありました。

次に議案第102号あわら市自転車等の放置の防止に関する条例の制定について申し上げます。

委員からは、放置禁止区域を指定し、放置自転車を撤去するのか、との問いがあり、理事者からは、当面は放置禁止区域を設定することは考えていない。現在の駐輪場にある放置自転車を整理し、盗難防止等に努めたいとの答弁がありました。

また委員からは、放置自転車の管理について問いがあり、理事者からは、現在芦原庁舎の公用車車庫を利用しているが、すでに保管している自転車は使用できない物を保管している。今後は使用できる自転車も出てくることも考えられ、現金に換えて保管することも検討しているとの答弁がありました。

委員からは、放置自転車の判断はどのようにするのか、との問いがあり、理事者からは、放置自転車と思われる物は、警告書を張って1～2週間後には処分したいとの答弁がありました。

委員からは、周知、広報などは徹底して行い、マナー・モラルの向上・啓発にも努力してほしいとの要望がありました。

また議案外では、委員から、市内小中学校の携帯電話の取扱いについての問いがあり、理事者からは、市では、持ち込みは禁止である、子供さんが持ってこられた場合、特別な事情があるんでしょう。そういう場合には、先生に預け、帰りに渡しているとの答弁がありました。

また委員からは、国保条例の一部改正について問いがあり、理事者からは、今回

の改正は、すべての分娩機関が産科医療補償制度に加入しなければならず、その掛け金が1分娩あたり3万円となるため、今回の改正で3万円を増額するとの答弁がありました。

また、委員からは、雲雀ヶ丘寮での厨房業務を民間へ委託した場合に、入所の方が安心できる地元の食材を使用できないか、との問いがあり、理事者からは、食材については、国産に限るという条件設定もできる。また、地元業者の育成についても関係者を集め説明会等を開催したい。入所者にとってベストな環境になるよう努めたいとの答弁がありました。

また委員からは、雲雀ヶ丘寮の人事について、今後は充て職ではなく、寮長においては、専門的な知識を持った方を人選してほしいとの要望があり、理事者からは、スムーズに移行するためにも、4月1日に職員をすべて異動することは考えていない。人事については、現在検討中であるが、専門知識を持った方を人選したい、また、社会福祉協議会、社協の理事については、規則で定められているため変えることは難しいが、今後検討したいとの答弁がありました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（東川継央君） これより、各常任委員長の報告に対する総括質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 1番、八木秀雄君。

1番（八木秀雄君） それでは、産業建設常任委員会の坪田常任委員長に質疑をいたします。先ほど、委員長より、審査報告を受けました。その中で森林組合の方から要望書が提出されました。その計らいについて、委員会としては、その真意に賛同するというところをご報告を受けました。もう少し、今後どのように取り扱うことについて、どのように今後委員会として取り扱うかということについて、もう少し説明をいただきたいと思うので、よろしく願いいたします。

もう一点よろしいですか。続けて。続けて、教育厚生常任委員会の関山委員長にも質疑をいたします。審査報告の中で、新聞にも報道されてましたが、PTAから学校に関する要望書が提出されました。その取り扱いについて、この中に報告が受けてありませんでした。その件について、どのような委員会として、計らいをしたかをご説明をしていただきたいと思います。

以上、2点でございます。

まず、坪田委員長の方からよろしく願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 9番、坪田正武君

9番（坪田正武君） 今、八木議員からですね、質問に対してお答え申し上げます。

先ほど、私の報告のとおりですね、中学校の木材利用についての要望ということで、坂井森林組合、劔岳文化共栄会、坪江愛林会からこのような要望が出ておりました。これを受けてですね、先般の産業の常任委員会では、これはですね、非常に地産地消としておおいに活用すべきだろうということで、議員各位の賛同を得まして、おおいにやりましょうと、ただ、今八木議員がですね、具体的にどのように使

うんだというお話がありましたけれども、これは、やっこの間可決されて、いわゆる認可設計がこれから始まるわけで、認可設計が終わった後にですね、今後、また実施設計があるかと思えます。その時点です、こういったある程度レイアウト的な建家ができた時点です、いわゆるやさしい廊下だとか、教室だとか、そういうことに対して、皆さんの意見を頂戴しながら少しでもそういった地元の材木をいわゆる木材を使うようにですね、審議して図っていきたく、そういうことは、また皆さんのいろんな声を参考にしながら、やっていくし、理事者側もそういうことは、到底、考えながら設計施工に入っていくのではないかとということであり、一つご理解をお願いいたします。

以上であります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 7番、関山博夫君

7番(関山博夫君) それでは、今1番、八木議員からの要望でございますので、今一つの要望は、産業建設常任委員会の坪田委員からお答えにあったと、これで、一つでございます。これ2つがですね、実は新聞の中に最初はPTA連合会、そして、その後8日に届けるだろうという新聞の内容のことではなかったかなと、そのように思えます。そこでですね、私は、教育厚生常任委員会をお預かりしております以上、その要望書がですね、実は、開会の段階での、その後ですね、いわゆる出されたということで、要望というものは、先ほども全協の中で議長からのお話がございます、私も理解しておりますが、要望というのは、いわゆる一つ請願、あるいは陳情というものからすると一つちょっと弱い立場にある。従って、請願であるならば、直ちに委員会の中でですね、取り扱うものであり、あるいは請願、そして陳情、そういうものの段階があります。要望というものでございますとですね、今の坪田産業建設常任委員長のお話はですね、これは、私もまったく同じでございます。いわゆる学校PTA連合会の方々が切なる願い、そして地元のいわゆる剣岳地区を含めたですね、森林組合の方々の地産地消、これも十分わかる。しかし、その手続きといたしまして、先ほどの全協でございませぬけれども、いわゆる要望というのがですね、一つそういうお言葉だけでございませぬけれども、ちょっと弱かったかなと、そういう部分がありました。しかし、私といたしましては、今先ほどの全協の中でですね、議長がお預かりになったいわゆる要望書2つをですね、片一方の地元の木を使うことについては、それは全員であるけれども、いわゆる教育厚生常任委員会に預けられるであろう、いわゆるPTA連合会のその付託の部分もですね、これから、決して先ほどの全協の話ではありませんが、決してその中学校の改築をですね、改築ではだめだよなんてことはなかった。但し、新聞の内容にですね、そういうものの誇張があったのかなというように私は聞き取っておりますので、今ほど産業建設常任委員長坪田正武氏と共にですね、議長を含めてですね、私は、それらの問題について、まだまだですね、時間がありますから、それらについて、鋭意、私の方からも果敢にお話をさせていただいて、皆様方のご理解もいただくように努力していきたいとそのように思っています。いずれにしても、25億というお話がですね、あったか、なかったか、あるいは付託料というものでですね、設計のですね、付託料をですね、いわゆるあったか、なかったかということについてもですね、そんな強いものではなかったと、新聞では、そう書かれたかもしれません。しかし、新聞の報道がですね、すべてやったら、全部、議会いらぬはずです。ですから、私といたしましては、皆様方には、それなりのお心があるかもしませんが、私の委員会

といたしましては、そのような形で皆様方に鋭意努力を重ねて参りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（東川継央君） 申し上げます。委員長報告に対する質疑ですので、あくまで、委員会での審議状況についての質疑、質問ではございません。ですから、答弁される方も淡々と質疑について、お答えをいただきましたとこのように思います。

議長（東川継央君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） これから、日程第2から日程第17までの討論、採決に入ります。

議長（東川継央君） 議案第91号、平成20年度あわら市一般会計補正予算（第5号）について討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 16番、穴田満雄君

16番(穴田満雄君) 16番、穴田満雄。今ほど、総務常任委員長、あるいは産建の常任委員長の方から議案91号の中の有楽荘の跡地、これの一括償還ですね、これは総務常任委員長は、賛成多数で可決しましたと、それから産建の委員長の方では、全員可決ですか、このように報告いただきました。たいへん、結構なことじゃないかと、私もね、先ほど八木議員の質問じゃないですけども、議会人は分かっているけども市民の方は分からないとこういう面が多々あるんじゃないかと思えます。と言いますのは、先ほど来出ております中学校の整備問題にしてもやね、やっぱ芦原中学校、あるいは芦原小学校の5つの校下のやね、PTA会長が来られてもやね、やっぱ11月17日には、どういう議会で話合いをされたんかと、分かってないと、ですから、議長がいろいろやね、説明した結果、彼らは理解して帰ったと、こういう報告を受けておりますので、私も別に自分のパフォーマンスじゃありませんが、今回の有楽荘の跡地、跡地を何故、一括償還をするのかと、これに対してやね、総務常任委員長、あるいは産建の委員長がそれぞれ報告されましたけれども、私は私なりにやね、自分なりにそれなりの解釈をしまして、皆さんに説明をしていきたいとこのように思っております。

それで、先ずはやね、今最近ものすごく使われている言葉に100年来の大金融危機であると、こういう言葉がメディア、あるいは新聞等で盛んに使われております。100年来ちゅうのは、100年前にもこういうことがあったんかと、当然こういう疑問をやね、皆さんも持ってくるんじゃないかとそういうふうに思います。そうしますと、私もちょっと調べてみました。1929年、今から約80年ほど前ですかね、これアメリカ発の大恐慌が世界中をやね、どういうんですかね、広がっていったと。これを収縮するのに数年ほどかかったとこういうふうに調べたら書いてありました。これをブラックチューズデイと言います。これをブラックチューズデイ。ブラックというのは、これは暗黒ですね、暗黒の火曜日であったとこういうふうにいうております。それから、次は、それから約60年ぐらい後に1989年10月19日、これブラックマンデーというんですけれども、この時にもアメリカ発の大恐慌が起きたと。ですから、今ほど言いましたように、この100年来の大恐慌、金融危機ですよ。メディアあるいは等がいろいろそういう言葉使っておりますけれども、そういう私は疑問を持って調べてみました。それから、次にこの1990年代の後半ですね、皆さんもよくご存知のようにバブルちゅう言葉が使わ

れました。バブル経済、あるいはバブルが崩壊したぞと。バブルというのは、これは日本語に直しますと泡とか気泡ちゅうになるんでけれども、その時に政府は、我々自治体に対して、地方の自治体に対してやね、景気を浮揚させるということで、何を要求してきたかといいますと、公共事業をやりなさいよと、盛んにそれを政府からいうてきました。その財源はどうするんですかと。お金はどうするんですかというところやね、それは各自治体で持って借金をしてくださいと。地方債をばんばん、ばんばん発行してくださいよと、起債してくださいよと。こういうふうに言われました。それではやね、地方の借金も増えますし、もちろん、国の借金も増えてしまうということで、2000年代になったら、小泉純一郎元総理大臣が何を打ち出したかと言いますと、三位一体改革なんですよ。これも皆さんよくご存知ですね。三位一体改革をやね、打ち出してきたと、この三位一体改革で地方自治体は、どういう影響を受けてきたかと言いますと、これは、地方交付税を彼らは削減してきたと、ですから1990年代の後半にやね、公共事業をやってやね、ばんばん地方債を起債してきたと、それをやね、国が面倒みてくれるかと言いますと、小泉純一は、三位一体という名の基でやね、締め付けをしてきたと。どういう方法で締め付けしてきたかと言いますと、今ほど言いましたように地方交付税をやね、削減してきたと、ですから、今現在やね、この各地方自治体が財政が厳しいちゅうのは、当然のことなんですよ。これで、財政が豊かやったらやね、かえって日本の国は、おかしくなります。当あわら市に関して見てみますとやね、どういうことがおきてくるかと、このこれを一括償還、有楽荘の跡地、一括償還をやるんですね、これ本当は、平成20年の3月28日で、全額これ償還、返還なるんですけれども、これをやらないと21、22、23、24で各年度3千725万円、元金でこれだけ返済していかなあかんと。それにプラスアルファ当然、利子が発生しますから、トータルで約1億1千400万の元利償還をしなければいけないと、ですが、先ほど話にでましたように、こういう厳しい世の中ですから、いつ何時、どういうことが発生するか分からないと。ですから、理事者側はやね、私は、本当に適切な措置を打ってきたかと、と言いますのは、これから、今あわら市もいろいろな問題を抱えております。例えばですよ、例えば、この前全協でも話でました。坂井北部丘陵地のやね、開発計画なんかでもやね、大体、21、22、23、3年間で農協の方からやね、5,400万、1年間に1,800万ですね、1,800万ずつあわら市はバックアップしてくださいよと、あるいは坂井地区の環境衛生組合、この方からはやね、3年間で、3億100万円、これは今焼却灰の処置の委託料なんですよ、これ1年間に直してやりますと1億円ずつやね、1億円、その中であわら市が1億をまともに負担するかと言いますと、坂井市とあわら市の負担割合は、一応、坂井市が3分の2、あわら市が3分の1になっておりますから、あわら市は3分の1を負担していかざるを得ないと、そうしますと1億円の3分の1ですから、3千300万、それと農協からのやつで1,800万、これを2つ足してやりますと5,100万以上になってしまうと、これは、今現在表面に出てきている数字なんですよ。今これからやね、11月17日には、先月の11月17日には、芦原中学校と金津中学校の整備問題、これが議会に通りました。この費用は、年度ごとにどれくらいやね、負担せなあかんかちゅうやうつは、まだ試算されておりません。それから、公共施設、あわら市には114の公共施設がありますけれども、これらの耐震補強もやっつかざるを得ないと、そうなれば、今ほど話に出ましたように融通の利くそういう財源があったらやね、なるべくその財源を使って、払えるもんは払ってしまうと、

これが私、適切な措置じゃないかと思います。それともう一つ、これ皆さんもよくご存知のようにやね、昨年、自治体の財政再建法ちゅうやつが作られました。これ法律なんですよ、皆さん。その中には、4つの指標があります。4つのやね、この目的地を作りなさいと、4つの指標があります。その中で一番我々が念頭に入れておかざるを得ないのが、実質赤字比率、それからもう一つは、連結実質赤字比率なんですわ。これがばんばん増えてきますとやね、底上げしますとあわら市は、仕事をしたくてもやね、もう借金ができないと、地方債を起債することができんのやと、こういうことになりかねません。ですから、後でやね、この問題に対する採決が当然あると思いますけれども、一つ、議員の皆さん、適切な判断をして、我々が議員しているときにやね、そういうことは絶対に起こさないと、そういう気持ちでもってやね、一つ採決に加わっていただきたいとこのように思います。ちょっと私の話も取り留めない話をしましたから、ちょっと皆さん、理解のしにくい面があったかも分かりませんが、理解のしにくい面は、私に聞いてもらっても結構、あるいはやね、この見学を信用してはだめなんですよ。人から聞いたやつはすぐ忘れてしまいます。ですから自分でいっぺん調べてみてください。そうすれば、穴田の言うてたこともやね、間違いないなとこのようになります。これは最後のやつは、これ余分なことを言うたかも分かりません。いずれにいたしましても、後で採決があります。この一つやね、理事側がとった、別に私、橋本市長のために言うてるんじゃないですよ。あわら市民の皆さんの幸せになるために言うてるんです。ですから、後ほどの採決の際には、そういうことを十分に加味していただいて、一つ支持をしていただきたいとこのように思っております。それでは、私の賛成立場からの討論を終わります。

議長（東川継央君） 皆さんに今一度、お願いをいたします。

これまでも、何度も発言を制約をするつもりは毛頭ございませんが、簡潔に明瞭に要点をまとめて発言を願いたいと思います。

議長（東川継央君） 他に討論はございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） これで討論を終わります。

議長（東川継央君） 議案第91号を採決します。

本案に対する各常任委員長の報告は原案可決であります。

各委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

議長（東川継央君） 起立多数です。

したがって、議案第91号、平成20年度あわら市一般会計補正予算（第5号）は、各委員長報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第92号、平成20年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） 議案第92号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第92号、平成20年度あわら市国民健康保険特別会計補正予

算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第93号、平成20年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算（第2号）について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） 議案第93号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第93号、平成20年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第94号、平成20年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） 議案第94号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第94号、平成20年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第95号、平成20年度あわら市産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） 議案第95号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第95号、平成20年度あわら市産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第96号、平成20年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算（第1号）について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） 議案第96号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第96号、平成20年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第97号、平成20年度あわら市公共下水道事業会計補正予算(第2号)について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) 議案第97号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第97号、平成20年度あわら市公共下水道事業会計補正予算(第2号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第98号、平成20年度あわら市水道事業会計補正予算(第2号)について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) 議案第98号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第98号、平成20年度あわら市水道事業会計補正予算(第2号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第99号、平成20年度あわら市工業用水道事業会計補正予算(第1号)について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) 議案第99号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第99号、平成20年度あわら市工業用水道事業会計補正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第100号、公の施設の指定管理者の指定について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） 議案第100号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第100号、公の施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第101号、あわら市まちづくり基本条例の制定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） 議案第101号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第101号、あわら市まちづくり基本条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第102号、あわら市自転車等の放置の防止に関する条例の制定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） 議案第102号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第102号、あわら市自転車等の放置の防止に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第103号、あわら市農業者労働災害共済条例の制定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） 議案第103号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第103号、あわら市農業者労働災害共済条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君）議案第104号、あわら市農業者労働災害共済基金条例の制定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君）討論なしと認めます。

議長（東川継央君）議案第104号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君）起立全員です。

したがって、議案第104号、あわら市農業者労働災害共済基金条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君）議案第105号、あわら市税条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君）討論なしと認めます。

議長（東川継央君）議案第105号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君）起立全員です。

したがって、議案第105号、あわら市税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君）議案第106号、あわら市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君）討論なしと認めます。

議長（東川継央君）議案第106号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君）起立全員です。

したがって、議案第106号、あわら市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第107号から議案第108号の提案理由の説明・質疑・討論・採決

議長（東川継央君）日程第18、議案第107号、あわら市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について、日程第19、議案第108号、あわら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、

以上の議案2件を一括議題とします。

議長（東川継央君）上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) ただいま上程されました、議案第107号「あわら市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について」及び議案第108号「あわら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第107号「あわら市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について」ご説明いたします。

「市民憲章」及び「市のシンボル」の原案につきましては、本定例会の初日に提案いたしました「あわら市まちづくり基本条例」と同様、市民会議において、市民の皆様からの提案などをもとに検討し、去る12月12日に提言をいただいたものであります。

今後、パブリックコメント手続などを経て、来年3月1日に開催する「あわら市誕生5周年記念式典」において披露する予定をしておりますが、これらを制定することの意義を踏まえ、今後さらに市全体の一体的な取組みを進めていく上での明確な位置づけとするため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件として定めようとするものであります。

次に、議案第108号「あわら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

本案につきましては、健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金について、本来実質的に負担が増加する被保険者の費用負担に対応するため、産科医療保障制度に加入している医療機関等で分娩した場合のみ、現行の35万円に3万円を加算する所要の改正を行うものであります。

以上、2議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長(東川継央君) 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長(東川継央君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 質疑なしと認めます。

議長(東川継央君) ただいま議題となっております議案第107号、議案第108号の2議案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 異議なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、討論に入ります。

議案第107号、あわら市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第107号を採決します。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。
したがって、議案第107号、あわら市議会の議決すべき事件を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。
議長（東川継央君） 議案第108号、あわら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。
議長（東川継央君） これより、議案第108号を採決します。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
議長（東川継央君） 起立全員です。
したがって、議案第108号、あわら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議案第109号の提案理由の説明・質疑・討論・採決

議長（東川継央君） 日程第20、議案第109号、財産の処分についてを議題とします。

議長（東川継央君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。
（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君
市長（橋本達也君） ただいま上程されました、議案第109号「財産の処分について」の提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、あわら市が整備を進めております産業団地「古屋石塚テクノパーク」の一部区画、土地8筆、27,623.66平方メートルについて、新道繊維工業株式会社と4億1,435万4,900円で売買契約を締結しようとするものであります。

なお、去る12月4日、本市役所におきまして、仮契約の締結をいたしたところであります。

このため、あわら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（東川継央君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。
議長（東川継央君） ただいま議題となっています議案第109号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 異議なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第109号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第109号、財産の処分については、原案のとおり可決されました。

議案第110号の提案理由の説明・質疑・討論・採決

議長(東川継央君) 日程第21、議案第110号、損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

議長(東川継央君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) ただいま上程されました、議案第110号「損害賠償の額を定めることについて」の提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、市の管理する施設において、事故が発生したため損害賠償の額を定めるものであります。

この事故は、平成20年8月31日、金津雲雀ヶ丘寮構内において、当該施設のデイサービス利用者を自宅に送るため、施設の職員が車椅子に乗った利用者をリフト車に乗せようとしたところ、車椅子が後退し、バランスを崩して転倒したことにより頭部を打撲したものであります。

なお、損害賠償の額については、慰謝料、医療費及び診断書作成手数料の合計5万210円であり、これらすべてを全国市長会市民総合賠償補償保険で補てんするものであります。

つきましては、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長(東川継央君) 上程議案に対する質疑を許します。

議長(東川継央君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 質疑なしと認めます。

議長(東川継央君) ただいま議題となっています議案第110号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 異議なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第110号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第110号、損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

発議第6号の提案理由の説明・質疑・討論・採決

議長(東川継央君) 日程第22、発議第6号、道路整備に必要な財源の確保に関する意見書を議題とします。

議長(東川継央君) 本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 9番、坪田正武君

9番(坪田正武君) 議長のご指名がありましたので、発議第6号 道路整備に必要な財源の確保に関する意見書について、趣旨説明を申し上げます。

今日まで、我が国の道路は道路特定財源制度により、緊急かつ計画的に整備が進められてきました。

しかしながら、本市においては、国道8号福井バイパス金津道路の整備や国道305号改良事業等が未だ緊急の課題となっており、状況は質・量ともに十分とは程遠いものであります。

このような状況の中、「道路特定財源等に関する基本方針」が閣議決定されましたが、未だ、道路財源の扱いについて明確な方向が示されておらず、道路整備に大きな不透明感が生じております。

このようなことから、今後の道路整備の在り方の具体化にあたっては、地方の実情や財政状況等について十分に把握し、道路の整備や維持管理に支障が生じないように求めるものであります。

所定の賛成者を得て提出させていただきましたので、議員各位のご賛同をお願いいたします。

なお、意見書案については、お手元に配布のとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

議長(東川継央君) 本案に対する質疑を許します。

議長(東川継央君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 質疑なしと認めます。

議長(東川継央君) ただ今、議題となっております、発議第6号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしました。存知ますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 異議なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、討論に入ります。
討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、発議第6号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、発議第6号、道路整備に必要な財源の確保に関する意見書は原案のとおり可決されました。

閉議の宣言

議長（東川継央君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
これにて、会議を閉じます。

議長閉会挨拶

議長（東川継央君） 閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。本定例会も2日に開会をし、本日、長期間にわたる委員会での審査を経て、無事最終日を迎える事ができました。この間、多くの議案があったわけですが、受当なるご決議をいただきまして誠にありがとうございます。この会議中、いろいろな議員からの意見が出ておりますけれども、理事者においては、十分その意見に耳を傾けながら、今後執行をしていただきたいとこのように思っているところでございます。

また、一言申し添えたいと思います。当然、議会と理事者これは両輪と良く言われるわけでございます。当然のことながら、理事者においては、予算案件を伴った編成権といいますか、提案権、そして議会には、それをチェックし、議決するそういったことでございます。そういった意味で、それぞれ提案する側には、提案をした責任、議決をした方には、議決をした責任というものが、これがあります。両方がお互いにその責任を果たす事によって市政が推進するものであり、市民にとってもそれが一番のことではないかなと、このように思っております。そういった意味で、それぞれが今一度そういった原点に立ち帰っておおいに議論はしたのち、一つの結論を導いたのちは、やはりお互いにその責任の基に一致結束して行動していくとこういったことをお願いをいたしたいと思います。最後になりますけれども、本当に年末、これから一段と寒くなるかと思っておりますけれども、議員各位、理事者各位には十分健康には、ご留意をいただいて良いお年をお迎えいただくとともにそれぞれの職務に十分まい進をしていただきたいとこのように思っているところでございます。

一言閉会のあたっての御礼のご挨拶に代えさせていただきます。
ありがとうございました。

市長閉会挨拶

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君

市長（橋本達也君） 閉会にあたりまして一言、御礼のご挨拶を申し上げます。この12月議会たいへん師走のお忙しい中、長期間にわたって、ご出務をいただきまし

て、ご審議をいただきましてありがとうございました。提案をいたしました全ての議案をお認めいただきましたことを重ねて御礼を申し上げます。特にあわら市まちづくり基本条例が制定をされました。これは、検討会の方で大変長い期間にわたって大変な議論ののちにできあがったものを原案として提案をさせていただきました。今後は、いわば自治体の憲法とも言われているような大事な条例でございますので、市民と共にこの条例の理念を共有しながらまちづくりの大きな指標として進めていきたいというふうに考えておりますので、また議員の皆様方のご支援ご指導をお願いを申し上げます。12月も大分押し迫って参りましたので、議員各位にはどうかお体には十分ご留意をされまして、良いお年をお迎えなられますようにお祈り申し上げます、閉会にあたっての御礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

閉会の宣告

議長（東川継央君） これをもって、第35回、あわら市議会定例会を閉会します。
(午後4時49分)

地方自治法第123条の規定による署名する

平成20年 月 日

議 長

署名議員

署名議員